

21'いいだ環境プラン第6次改訂版

原案

目次

21'いいだ環境プラン第6次改訂にあたって	1
1 21'いいだ環境プランの基本的事項	4
■21'いいだ環境プランとは	4
■21'いいだ環境プランの基本的事項	4
○基本理念	4
○大切にしたい基本的な考え方	5
○目標年次と対象期間	6
○望ましい環境像	6
○環境の捉え方	6
○本プランの対象地域	6
2 21'いいだ環境プラン第6次改訂版の構成（体系図）	7
3 目指すゴールと必要なターゲット	9
ゴール1 みんなで気候変動対策を進めよう	11
ゴール2 生物多様性とその基盤となる自然環境を守り育む	18
ゴール3 3Rに取り組み資源が循環する社会を築く	22
ゴール4 快適な生活環境を維持する	26
ゴール5 美しく快適な田園空間と都市空間をつくる	30
ゴール6 環境を学んで実践の環を拡大する	33
場面別取組事例	39
4 推進体制と進行管理	47
■推進体制	47
■本プランの進行管理	47
5 第6次改訂版策定に際して考慮すべき現代の環境問題	48
6 21'いいだ環境プランのこれまでの歩み	55
7 21'いいだ環境プラン第6次改訂の経過	60
8 飯田市議会との関連	61
21'いいだ環境プラン第6次改訂版に関するデータ集	資1
飯田市の現況	資9
■飯田市の概要	資9
■飯田市の自然環境	資13
■飯田市内の重要な自然、景観	資17
○自然環境保全に係る地域指定	資17
○天然記念物の指定状況	資18
○希少野生動植物の指定状況（長野県希少野生動植物保護条例）	資23
○景観形成指定状況	資24
脚注一覧表	資26

21'いいだ環境プラン第6次改訂にあたって

第6次改訂版策定の基本的な考え方

「環境文化都市」実現という大きな目標を見据え、喫緊の環境問題に対処しつつ、いままで培ってきた市民力を活用しながら、環境への取組を着実に進めることで地域の持続可能性・魅力を高め、リニア時代を切り開く、個性ある飯田市を築く礎となる計画とする。

私たち飯田市は1996（平成8）年に「環境文化都市」を目指し、これまで四半世紀以上にわたり市民、事業者、行政が協働して環境への取組を進めてきました。これまでの取組は、地域の持続可能性を高めるだけでなく、地域外にも地方都市のあり方を示してきています。

しかし、長年飯田市が誇る地域の個性として取り組んできたこの「環境文化都市」の認知度は、市民全体で58.7%（令和5年度環境市民アンケート結果）と、まだまだ浸透していないことも現実です。私たちは、改めて足元を見つめなおし、地に足の着いた歩みを進めていかなければなりません。

第6次改訂版では、第5次改訂版の「環境文化都市の再構築」を踏襲し、「一人一人の環境への取組が文化の域に達する」目標に向けた行動変容により、確実に歩みを進めていくことが重要です。その一方で、環境被害を抑制し、回復基調とするためには、それぞれの取組に対するスピード感も重視していく必要があります。そのためには、地域社会の変化や社会変容を的確に捉え、一人一人が課題意識を持ち、行動変容を起こせる新たな視点と発想が必要です。今回の改訂では、以下の6つのポイントを基調とし、環境への取組が社会も経済も良くしていくマルチベネフィット¹のアプローチが重要となってきます。

刻一刻と変化、拡大していく環境問題を的確にとらえ、持続可能性を高めつつ個性あるまちづくりを推進していくため、それぞれが行動に移していく21'いいだ環境プラン第6次改訂版を策定します。

21'いいだ環境プラン第6次改訂版 6つのポイント

①環境文化都市の理念の浸透と行動変容

市民の環境文化都市の認知度は58.7%（R5調査）と、まだまだ市民全体のものとなっていません。美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政等の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市となることを再度共有し、改めて一人一人の行動変容を促します。

②生活の質の向上や新たな成長への貢献

環境への取組は、無理や我慢を押し付けるものではなく、むしろこれからの生活

¹ マルチベネフィット:1つの取組や政策が複数の利益や効果をもたらすこと。

や事業活動を安心安全で豊かになるものにするものであることを改めて共有し、多様な主体が自ら取り組める土壌づくりを行っていきます。また、事業活動では、環境からの影響が大きくなりリスクとなってきたことから、環境への取組と一体となった経営を促進します。

③環境学習の充実による自分ごと化

現代の環境問題は、肌身に感じることも多いうえ、複雑化、深刻化してきており、これらの問題に対処するためには、その原因や影響を知ることが大切です。学ぶ機会を充実させることで、市民一人一人の自分ごと化を図り、環境改善を实践できる風土を作っていきます。

④多面的なアプローチによる循環型社会の創造

持続可能な社会の構築のためには、環境負荷の総量を削減し、良好な環境を創出することが必要不可欠であり、過度な地下資源依存から「地上資源の活用」への転換が求められています。そのために、生活から経済活動まで、あらゆる場面での循環を促し、環境と共生する社会を構築していきます。

⑤気候変動²の深刻化への対応

国内でも毎年のように最高気温が 40℃を超え、熱中症の増加、豪雨による災害等、その影響が見えてきています。飯田市でも 2023（令和 5）年に平均気温が過去最高を記録したこと、大規模な土砂災害が発生したこと等、その影響は深刻化してきており、今まで以上に原因となる CO₂ 削減の取組や避けられない影響への適応等を促していきます。

⑥生物多様性³の回復

現代は人間活動に起因し、過去の大絶滅より速い速度で生物多様性が失われています。生物多様性は社会や経済の基盤となる自然資本であり、世界の GDP の 50% 以上に相当する 44 兆ドルの価値を生み出していると推定されています。全世界が目指す 2030 年ネイチャーポジティブ⁴実現に向けて、飯田市でも喫緊の対策を実施していきます。

飯田市環境文化都市宣言

平成19年 3 月

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可

² 気候変動:温室効果ガスの増加により地球の気温や異常気象や海面上昇、生態系への影響を引き起こす。

³ 生物多様性:地球上の多様な生物種とその生態系の豊かさをさし、生態系の安定や人類の生活基盤に重要な役割を果たしている。

⁴ ネイチャーポジティブ:生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せること。

能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

1 21'いいだ環境プランの基本的事項

■21'いいだ環境プランとは

「21'いいだ環境プラン」とは、飯田市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、具体的には以下の内容です。

- ①「いいだ未来デザイン 2028⁵」における「戦略計画」「分野別計画」を、環境をすべての基本に置きながら進める際の指針として、飯田市環境基本条例が示す環境政策の理念をより詳細に記述するもの。
- ②「いいだ未来デザイン 2028」の8つの「目指すまちの姿」、特に「人と自然が共生する環境のまち」の内容を具現化する計画として方向性を示すもの。

飯田市環境基本条例

(環境計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

■21'いいだ環境プランの基本的事項

○基本理念

21'いいだ環境プランの基本理念は、飯田市環境基本条例前文及び第2条に定める基本理念と同様とします。

飯田市環境基本条例

前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は、古来より、市民生活に潤いを与え地場産業の発展を促す等、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方において、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車等による都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊等新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、ともすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体

⁵ いいだ未来デザイン 2028:飯田市第6次総合計画。8つの目指すまちの姿の実現に向けて市民、地域、事業者、団体、NPO、行政等、各々の立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジしていくための指針。

にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかねばならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることにかんがみ、環境資源の節度ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であるにとらえ、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

○大切にしたい基本的な考え方

21'いいだ環境プランは、基本理念及び飯田市環境文化都市宣言の趣旨に則り、市民、事業者、地域、行政等、多様な主体の協働による環境への負荷の少ない持続可能な社会実現を目指し、次の4つを大切にしていける基本的な考え方とします。

【循環】 わたしたちは、森林、土壌、水、大気、生物資源等によって形成される自然資本の有限性及び将来の人々との共有性を改めて認識し、大量消費、大量廃棄の社会からの変革による持続可能な社会を築きます。このために一人一人が省資源、省エネルギーや3R⁶に積極的に努めるとともに、再生可能な自然資源を守り育て、有機的に活用することで循環型のまちづくりを推進します。

【共生】 わたしたちは、人類も生態系の一員であることや、すべての動植物が生態系を維持する役割を担っていること、そのことが私たちの社会や経済を支えていることを認識するとともに、私たちのあらゆる活動が自然資本へ影響を与えていることに事前に十分に配慮し、自然と人の営みとの調和の達成に努めます。

⁶ 3R：ごみを減らし、再利用や再資源化する取組。

【参加】わたしたちは、社会の一員として公平な役割分担の下で相互に協力し合い、環境保全及び環境改善に関する取組に自主的積極的に参加をしていきます。

【個性】わたしたちは、地域の自然資源や歴史文化を生かしながら、誰もが心地よさを感じられる飯田市らしい美しいまちづくりを推進します。

○目標年次と対象期間

目標年次：いいだ未来デザイン 2028 後期計画終了年度

対象期間：2025（令和7）年4月～2029(令和11)年3月（4年間）

○望ましい環境像

「人と自然が共生する環境のまち」（※いいだ未来デザイン 2028 より）

○環境の捉え方

本プランは、次のとおり「環境」を定義します。

私たちの生活は、「経済」「社会」「環境」により成り立っています。「経済」の発展は、生活や教育等の社会条件によって成り立ち、「社会」は人々が生活するために必要な自然の「環境」によって支えられています。これは、空気、水、食料等、自然や生物からもたらされる様々な恵みによって、私たちの日々の暮らしや経済活動は支えられていることを意味します。裏を返せば、土台となる環境が破壊されれば、連鎖して社会は不安定になり、さらには経済成長どころか経済崩壊へつながることを意味しています。経済発展や技術革新等により、私たちの生活は物質的には豊かで便利なものとなりました。一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境には悪化をもたらしています。

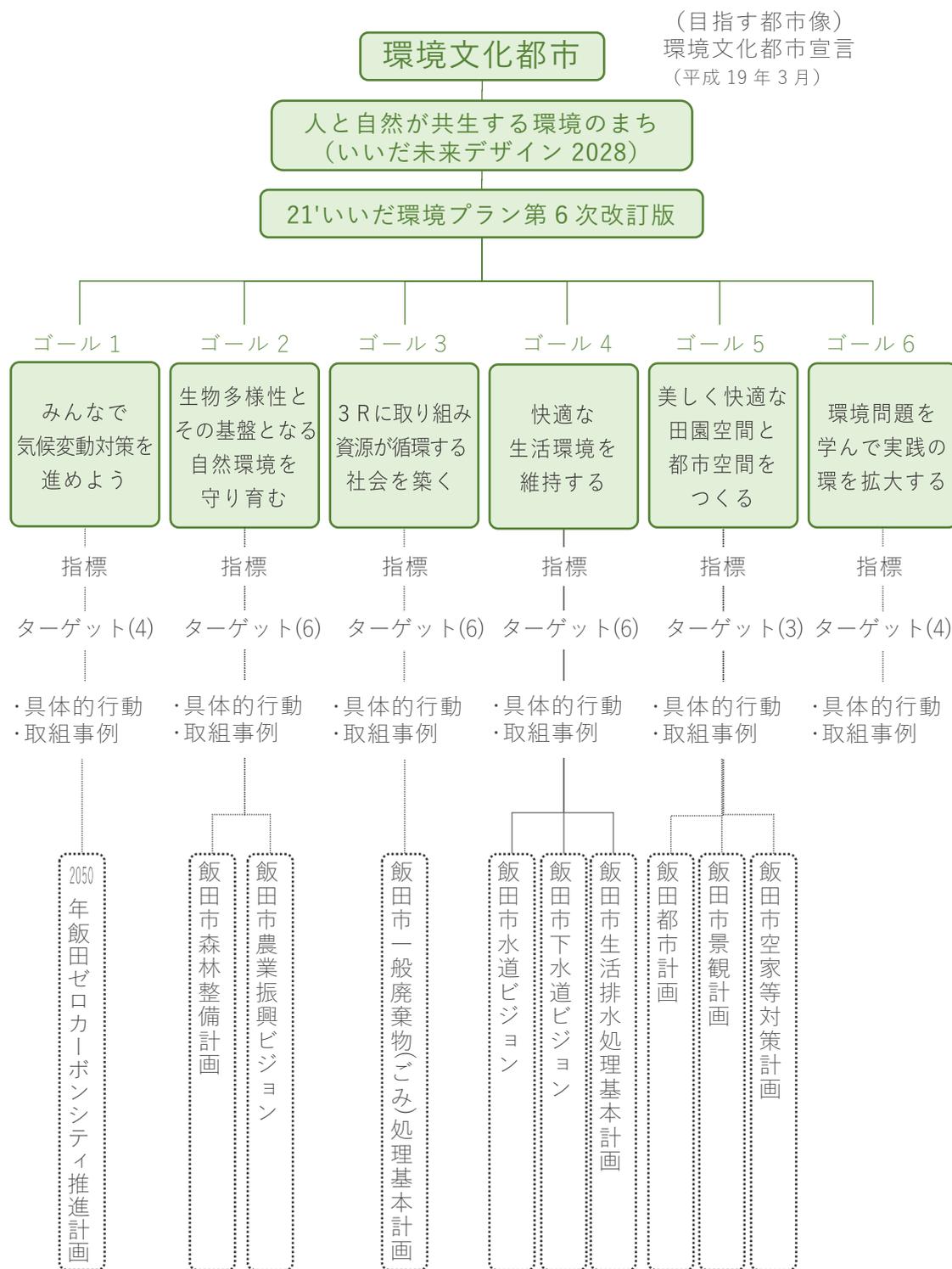
人間の活動が地球に及ぼす環境影響を客観的に評価する方法の一つに「プラネタリー・バウンダリー⁷（地球の限界）」という考え方があります。人間の活動が地球への負荷に対して許容範囲の中でとどまれば、社会の発展、繁栄は望めますが、境界を超えることがあれば、依存している資源に対して回復不可能な変化が引き起こされます。「生物地球科学的循環」「生物圏の一体性」「土地利用変化」「気候変動」についてはすでにリスクが顕在化しており、安全に活動できる範囲を超えるレベルに達していると分析されています。

○本プランの対象地域

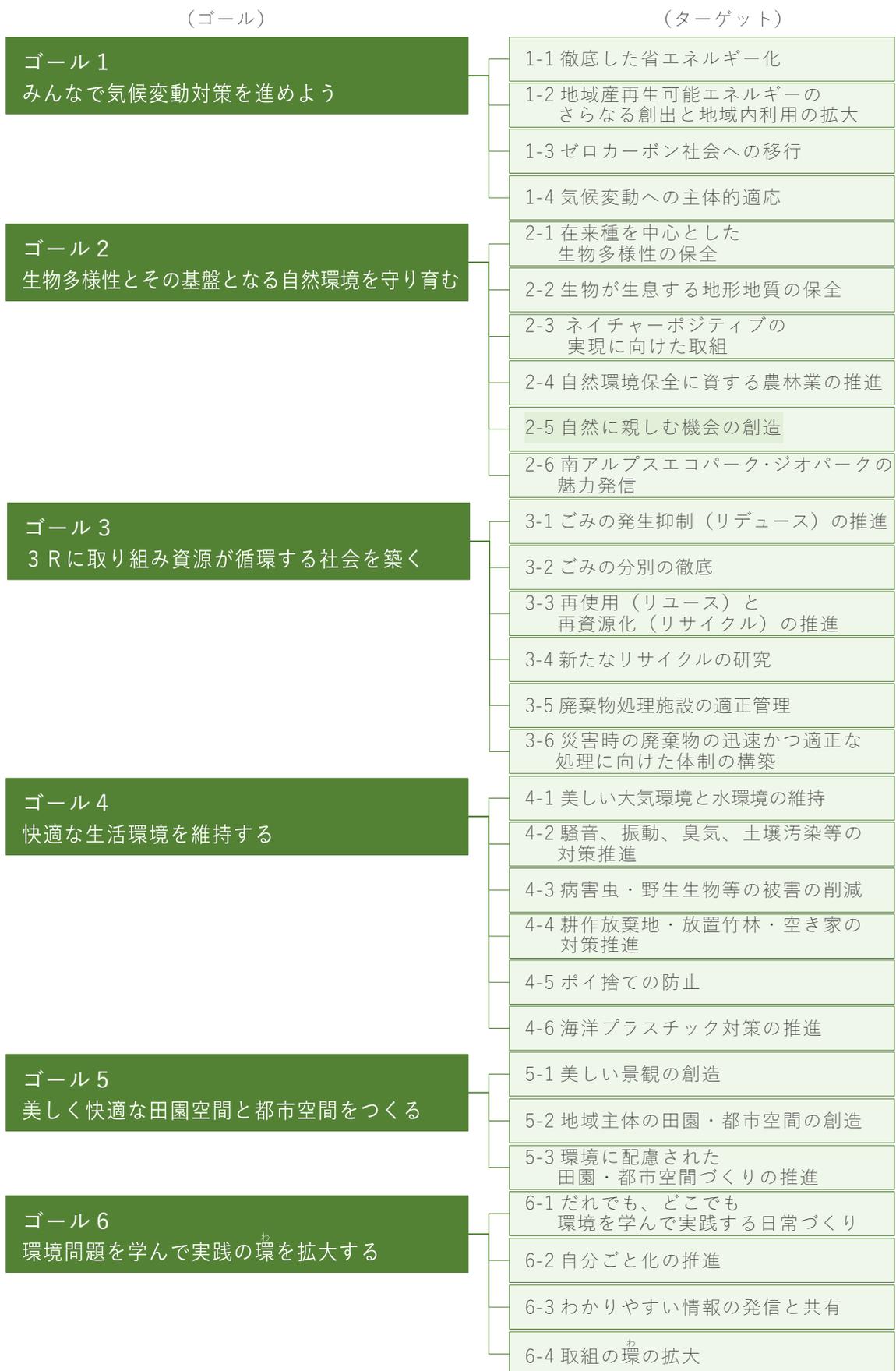
本プランが対象とする地域は、飯田市の全域とします。

⁷ プラネタリー・バウンダリー:地球が許容できる環境の限界。この限界を超えると、地球の環境は大きく変化し、自然のバランスが崩れてしまう危険性が高まる。

2 21'いいだ環境プラン第6次改訂版の構成（体系図）



各ゴール及びターゲット一覧



3 目指すゴールと必要なターゲット

以下に現代の環境問題から導き出されるゴールと、そのゴールを達成するために必要なターゲットを掲載します。環境への取組が、環境保全のみではなく、地域の魅力や市民力をも高めていくことができるよう、どのゴールも以下に掲げる5つの視点を考慮し、構成しています。

ターゲット設定に資する5つの視点

視点1 生活の質の向上／新たな成長

人は環境の一部であり、また、人は生き物の一員であり、人、生物、環境は不可分に相互作用していることを鑑みれば、より良い環境や生物多様性が向上していくことは、私たちの暮らしを豊かにすることとなります。また、経済活動の中でも気候変動や生物多様性、資源の枯渇への対応等、社会の持続可能性を追求することが新たな成長につながるとともに、対応できない経済活動は淘汰される時代に差し掛かってきています。

視点2 持続可能性の追求

持続可能性は、環境・経済・社会という本来対立し得るそれぞれの要素を、行動を起こすことですべて良い状態に保つことを目指すものです。そのため、私たちがただ何もせず待っていても実現せず、私たち人類は繁栄し続けられません。私たちもこどもたちの世代も、孫たちの世代も、皆が繁栄し続けるためには、今から変化のための一歩を踏み出す必要があります。そのためには、私たちの暮らしはもちろんのこと、企業経営や金融システム等も持続的な社会づくりへの貢献が必要な時代へと差し掛かってきています。

環境文化都市の実現は、一足飛びには成しえませんが、高い目標に向かい、今からできることを着実に実行していくことが必要です。現代では、経済の主要な要素である企業経営において環境・社会の変化によってもたらされるリスクが無視できないほど大きくなっていること等、相関関係が高まり、環境・経済・社会すべてにおける取組により持続可能性を追求する動きが高まっています。

視点3 魅力向上

今、日本は急速な人口減少・少子高齢化、東京一極集中により、特に地方では過疎化や産業の空洞化等が大きな課題となっています。先人から引き継いできた環境への先進的な取組は、飯田市にとっての生き残り戦略の1つであり、「環境文化都市」実現は時代とともに個性として輝きを増してきています。これらをさらに磨き上げることで、選ばれる都市づくりの一助としていくことが、今、求められています。

視点4 循環型社会

経済社会活動は、環境の復元力を超えた資源採取と環境へ負荷のかかる物質の排出により環境の均衡を崩し、気候変動や生物多様性の損失、汚染を引き起こしています。この解決には、地上資源の活用を基調に資源循環を進めることで、化石燃料依存を減らし、環境負荷を総量で減少させることが重要です。さらに、食料・エネルギー・資源等他国の自然資本への依存度を下げることによって、地球規模での気候変動、生物多様性の損失、汚染の危機を軽減にもつなげ、自然資本の回復と持続可能な利用を図り、良好な環境の創出を目指す必要があります。

視点5 市民等の関わり

飯田市のまちづくりは、旧来から「ムトス⁸の精神」による住民自治により成り立ってきています。環境への取組も、今までも行政のみではなく、市民、地域、事業者等それぞれの立場で実施してきていますが、昨今の多様化する課題に対して、今後もさらにそれぞれの立場から、必要な時には協働して取り組んでいく必要があります。

⁸ ムトス:当市のまちづくりの合言葉。広辞苑などに載っている言葉「むとす」を引用したもので、「…しようとする」という意味が込められており、行動への意志や意欲を表す言葉のこと。

ゴール1 みんなで気候変動対策を進めよう

生命、財産を将来にわたって守り、持続可能な発展をするため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、二酸化炭素の排出量の削減と再生可能エネルギーの創出及び活用、気候変動に適応した生活、事業活動への転換に、協働して取り組みます。

指標	基準年 2021(令和3)年度	目標年 2030(令和12)年度
二酸化炭素排出量から森林吸収量を差し引いた削減割合(2013年比)	33.2%減	50.0%減

ターゲット1-1 徹底した省エネルギー化

無駄なエネルギー使用の削減と、効率的な運用により、エネルギー消費量を減らす取組を促進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■ 効率的なエネルギー利用の推進</p> <p>①生活の工夫による省エネ手法について啓発する。</p> <p>②省エネ機器の普及啓発を行う。</p> <p>③生活に役立つ省エネ情報を発信する。</p> <p>④省エネルギー診断の普及を行う。</p> <p>⑤補助制度等により、地域の気候風土にあった飯田版 ZEH⁹の建設を促進する。</p> <p>⑥建築物の省エネルギー化を、ZEB¹⁰や ZEH をはじめ、国等の制度を活用しながら促進する。</p> <p>⑦電動車普及に向けたインフラ整備のあり方を検討し、電気自動車をはじめとするより環境負荷の低い自動車への乗り換えを促進する。</p> <p>⑧電力の供給状況に応じ、消費パターンを変化させることにより、効率的な電力利用を行うデマンドレスポンス¹¹の取組を推進する。</p> <p>⑨公共施設における徹底した省エネ化を推進する。</p> <p>・公用車の買い替え時には、電気自動車を基本とする。</p>	<p>■ 効率的なエネルギー利用の推進</p> <p>㊦エアコンはサーキュレーター¹³と併用するなどし、適正な温度設定を保つ。また、エアコンの室外機の周りに物を置かない。</p> <p>①炊飯器のご飯は長時間保温せず、残ったご飯は冷凍する、ドライヤーは「強」にして短時間で乾かす、洗濯機の乾燥機能はなるべく使わない、冷蔵庫の中身を整理し、物を詰め込み過ぎない等、エネルギーの賢い使い方を実践する。</p> <p>㊧エネルギーを多く使う電化製品を同時に使用しない。</p> <p>㊨現在使っている家電製品の省エネモードを ON にする。</p> <p>④家では、なるべく1つの部屋で家族と過ごし、暑いときは涼しい場所、寒いときは暖かい場所に積極的に出かける(ウォームシェア¹⁴、クールシェア¹⁵)。</p> <p>㊩寒い時期には家族全員時間を空けずにお風呂に入る。</p> <p>㊫外付け日よけ、みどりのカーテン、よしやすだれを使い、暑さを和らげる。</p> <p>㊬暑い日に日中出かけるときはカーテン</p>

⁹ ZEH:「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略で、家庭で使用するエネルギーと太陽光発電等で創るエネルギーの収支をゼロにする住宅。

¹⁰ ZEB:「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

¹¹ デマンドレスポンス:電力の需要量を供給量に合わせる手法のこと。

¹³ サーキュレーター:部屋の空気を効率よく動かすことを目的とした電化製品。

¹⁴ ウォームシェア:冬に暖房を控えて、みんなで暖かい場所に集まり、エネルギーを節約すること。

¹⁵ クールシェア:夏に冷房を使わず、涼しい場所でみんなと一緒に過ごしてエネルギーを節約すること。

- ・公共施設の LED 化を促進する。
- ・公共施設の改修等がある場合には、消費エネルギー量の最大限の低減を図る。
- ・その他、地域内事業所の率先垂範行動としてエネルギー利用の低減に資する取組を推進し、有効なものは積極的に情報発信する。

■省エネ行動の習慣化

- ⑩家庭で省エネ行動へ転換できるよう促進する。
- ⑪事業者の省エネを促すため、CO₂の見える化による意識の向上及び具体的行動に結びつくよう、省エネセミナーを契機とした地域ぐるみの取組を推進する。
- ⑫事業者のCO₂を見える化するシステムの導入を支援する。
- ⑬多様な主体の協働による地域全体での環境改善活動の普及を推進する。

やブラインドを閉める。

- ㊦暑いときは涼しい服装、寒いときは暖かい服装で過ごす。
- ㊧省エネ家電へ買い替える。
- ㊨電力使用を伴う業務用機器を買い替えるときには、より省エネ性能の高いものを選択する。
- ㊩消費電力の少ない暖房機器を使う。
- ㊪省エネルギー診断を活用し、無駄なエネルギー利用を把握するとともに、その原因となる事象を解決する。
- ㊫りんご並木のエコハウスや飯田版 ZEH 仕様の住宅見学会等で省エネ住宅を体感する。
- ㊬新築、増築又はリフォームするときは、地域産材を使用する。
- ㊭国、県、市等の補助制度を活用し、住宅のゼロエネルギー化に取り組む。
- ㊮建物全体のエネルギーを積極的に見える化する。
- ㊯車を買うときは、電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド電気自動車¹⁶、ハイブリッド電気自動車、燃料電池車¹⁷）を選び、選べない場合は、なるべく燃費の良い車を選ぶ。
- ㊰事業者が提供するデマンドレスポンスサービスの利用等により効率的な電力使用を意識的に行う。

■省エネ行動の習慣化

- ①家計や経営への影響を見据えた省エネ目標を共有して行動に移す。
- ②電力販売会社のウェブサイトやアプリ等を利用し、前年と比較しながら電気使用量が多い時間帯、曜日、月を把握する。
- ③事業者向け省エネセミナーを受講し、エネルギー使用量を見える化することで、CO₂排出量を日常的に意識し、省エネに取り組む。
- ④地域全体での環境負荷低減につながる

¹⁶ プラグインハイブリッド電気自動車:ガソリンエンジンと電気モーターの両方を搭載し、かつ外部から電気を充電できるハイブリッド車。

¹⁷ 燃料電池車:水素を燃料として燃料電池で電気を作り、その電気でモーターを動かして走行する自動車。

<p>⑭地域版環境マネジメントシステム¹²等で培ってきたネットワークを活かし、取組を深化しながら拡大していく。</p> <p>⑮建築物のエネルギー利用の見える化する機器の普及を促進する。</p> <p>⑯家計を助ける省エネ情報の発信を充実させ、メリットが感じられる取組を促す。</p>	<p>行動に参加する。</p> <p>㊦エネルギー節約の優良事例を積極的に取り入れる。</p> <p>㊧コンセントにワットチェッカー¹⁸を装着する等、電力の見える化をし、無駄な消費をなくす。</p>
---	--

ターゲット 1-2 地域産再生可能エネルギーのさらなる創出と地域内利用の拡大

地域産の再生可能エネルギーを普及拡大させるとともに、その活用を推進し、地域のエネルギー自立を図ります。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■再生可能エネルギーの創出と利用拡大の促進</p> <p>①太陽光発電や蓄電池システムの設置を促進し、電力の自家消費を促進する。</p> <p>②太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー機器の設置について、法令等に即した適切な開発の啓発を行う。</p> <p>③太陽熱利用を普及拡大する。</p> <p>④薪ストーブ、ペレットストーブ等木質バイオマスエネルギー利用機器を普及拡大する。</p> <p>⑤国の固定価格買取制度¹⁹を活用しない地域環境権条例²⁰のスキームを構築するとともに、同条例を活用した案件組成と運用を支援する。</p> <p>⑥地域産再生可能エネルギーの販売情報を提供する。</p> <p>⑦地域で行われる小水力発電やマイクロ水力発電²¹事業を支援する。</p> <p>⑧再生可能エネルギー導入に関する制度資金の充実と周知を行う。</p>	<p>■再生可能エネルギーの創出と積極的な利用</p> <p>㊦国、県、市の補助制度を活用し、再生可能エネルギー機器を導入する。</p> <p>㊧オンサイト発電等で自家発電し、蓄電システムや電気自動車での活用等で電力の自家消費率を高める。</p> <p>㊨再生可能エネルギー機器を使用する場合は、機器の適切なメンテナンスを行い、性能が十分発揮されるようにする。</p> <p>㊩太陽光発電設備を導入した場合は、蓄電システムやV2H²⁶、V2B²⁷を合わせて導入することで環境負荷低減への取組と防災力の向上に努める。</p> <p>㊪太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器を設置するときは、法令等に即した適切な開発を行う。</p> <p>㊫地域産の薪、木質ペレット等、木質バイオマスエネルギーを積極的に利用する。</p> <p>㊬地域の困りごとを話し合い、その解決のため、地域環境権条例を活用する。</p> <p>㊭地域新電力会社の電気を積極的に使</p>

¹² 環境マネジメントシステム:組織が環境に配慮した活動を効率的に行うために、計画・実行・評価・改善のサイクルに基づいて環境対策を管理する仕組み。

¹⁸ ワットチェッカー:電化製品等が使用している電力（ワット数）を測定するための計測器。

¹⁹ 固定価格買取制度:再生可能エネルギーで発電した電気を一定期間、固定価格で買い取る仕組みであり、再生可能エネルギーの普及を促進するための政策。

²⁰ 地域環境権条例:「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の通称名。

²¹ マイクロ水力発電:小規模な河川や農業用水を利用して発電する技術。地域レベルで活用できる再生可能エネルギーの一つ。

²⁶ V2H:電気自動車に蓄えた電力を家庭に供給するシステムであり、非常時の電源利用や電力ピークの削減等にも寄与する。

²⁷ V2B: 電気自動車に蓄えた電力をビルや施設に供給するシステム。

<p>⑨公共施設における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産再生可能エネルギーを公共施設で積極的に活用する。 ・脱炭素先行地域の計画に基づき、市内全小中学校の電力の脱炭素化を実施する。 ・上下水道設備を活用した再生可能エネルギーの創出を行う。 ・積極的に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器を導入する。 <p>■さらなる普及拡大を見据えた研究</p> <p>⑩小水力発電、マイクロ水力発電の新たな適地を検討する。</p> <p>⑪再生可能エネルギーを利用したコージェネレーションシステム²²や、水素等の未利用再生可能エネルギー、新エネルギーを研究する。</p> <p>⑫面的利用等新たな再生可能エネルギー利活用を検討する。</p> <p>⑬国の固定価格買取制度の買取期限が切れた電源の有効利用を検討する。</p> <p>⑭非常時における地域での蓄電システムや電気自動車の活用を検討する。</p> <p>⑮ESG金融²³の地域導入に向けて研究する。</p> <p>⑯再生可能エネルギーの地域内外での利用方法を研究する。</p> <p>⑰リニア時代を見据えた電動バスの活用を研究する。</p> <p>⑱リニア駅周辺のゼロカーボン化に向けたエネルギー自立について検討する。</p> <p>⑲環境共生住宅エリア²⁴の電力融通によるエネルギー自立について検討する。</p> <p>⑳川路地区の地域マイクログリッド²⁵の知見を蓄積し他地域への展開を検討する。</p> <p>㉑再生可能エネルギーを活用した、地域経営の新しい手法について検討する。</p> <p>㉒分散型の電源を活用した電力の融通等、エネルギー自立のあり方を検討する。</p>	<p>う。特に地域産のゼロカーボン電力を積極的に利用する。</p> <p>㉓自ら作って余った電気は、地域で使えるよう地域新電力会社に売電する。</p> <p>㉔制度資金を積極的に活用する等、将来を見据えた脱炭素経営を導入する。</p> <p>■新技術等への意識向上</p> <p>㉕水素をはじめとする未利用再生可能エネルギーに関心を持ち、セミナーや研究会等に積極的に参加する。</p> <p>㉖金融機関は、ESG金融の地域導入に向けた研究を進める。</p>
--	--

²² コージェネレーションシステム:発電と同時に発生する排熱を有効活用することで、エネルギーの総合効率を高めるシステム。

²³ ESG金融:「Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス)」の3つを考慮した投資や融資活動。持続可能な企業経営を促進する手段。

²⁴ 環境共生住宅エリア:リニア中央新幹線長野駅建設及び駅周辺広場の整備に伴う移転者にあっ旋した代替エリア。

²⁵ 地域マイクログリッド:特定エリアで独立して運用ができる小規模な電力供給ネットワーク。

ターゲット 1-3 ゼロカーボン社会への移行

ゼロカーボン社会へ移行するための具体的な行動変容を促します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■行動変容の促進</p> <p>①化石燃料を使用する機器の電化を促進する。</p> <p>②エシカル消費²⁸の実践に関する普及啓発を行う。</p> <p>③循環型社会の推進による CO₂ 削減を視野に入れ、ごみの減量等を促進する。</p> <p>④公共交通機関を選択しやすい仕組みづくりを行い、利用する市民を増やす。</p> <p>⑤エコドライブ²⁹やノーマイカー等によるスマートムーブ³⁰を推進する。</p> <p>⑥健康づくりにも寄与する自転車利用やウォーキングを推進する。</p> <p>⑦再エネ比率の高い電力、非化石証書の購入及び J-クレジット³¹の購入等を促進するため、情報発信を行う。</p> <p>⑧事業活動の DX³²化により事業の効率化を推進することで、省エネと働き方改革を一体的に推進する。</p> <p>⑨デマンドコントロール³³の大切さを普及啓発する。</p> <p>⑩都市機能の集約の促進等、まちのあり方から、CO₂ 削減を検討する。</p> <p>⑪市役所職員が率先して行動することで、市民の模範となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を積極的に利用する。 ・DX 化を推進し、勤務時間の削減を行う。 <p>■森林整備による吸収源の拡大と活用</p> <p>⑫「飯田市森林整備計画」に基づき、適正な森林整備による CO₂ 吸収源対策を確</p>	<p>■自発的な行動変容</p> <p>㉗灯油や重油を使用している機器を買い替えるときは、電気を使用するものを選ぶ。</p> <p>①フードマイレージ³⁴や食品ロス³⁵を意識し、地元産の食べ物や製品を生活に取り入れる等、エシカル消費を実践する。</p> <p>㉘3R を徹底し、ごみ減量の徹底化を図る。</p> <p>㉙公共交通の時間に合わせた生活を取り入れる。</p> <p>㉚車に不要な荷物を積んで走行しない等、エコドライブを実践し、無駄なガソリン等利用を控える。</p> <p>㉛通勤に健康づくりを取り入れるため、徒歩や自転車を積極的に利用する。</p> <p>㉜脱炭素経営に向けて再エネ比率の高い電力、非化石証書の購入及び J-クレジット等を積極的に利用する。</p> <p>㉝テレワーク、リモート会議等の DX を積極的に導入する。</p> <p>㉞勤務体制の工夫等によるデマンドコントロールを実施する。</p> <p>㉟新たに事業所を新築、移転する際には、「飯田市版立地適正化計画」に基づき、都市機能集積区域への立地を検討する。</p> <p>■森林整備等の活動への参加と活用</p> <p>㊱計画的で適切な森林整備を行う。</p> <p>㊲森林の多面的機能に興味を持ち、里山</p>

²⁸ エシカル消費:環境や社会に配慮して、物を買ったり使ったりすること。

²⁹ エコドライブ:燃料を無駄に使わず、環境にやさしい運転をすること。

³⁰ スマートムーブ:自動車の利用を減らし、公共交通機関や自転車を活用するエコな移動方法。

³¹ J-クレジット:温室効果ガスの削減効果を、取引できるようにしたもの。

³² DX:デジタル技術を駆使して、業務や社会全体の仕組みを革新し、付加価値を生み出すこと。

³³ デマンドコントロール:電力需要のピーク時に電力の使用量を抑えるための管理や制御を行う仕組み。

³⁴ フードマイレージ:食べ物が生産地から消費地までどれだけの距離を運ばれたかを示す指標。移動距離が長いほど環境への負荷が大きい。

³⁵ 食品ロス:食べられるのに捨てられてしまう食べ物を指す。

<p>実に実施する。</p> <p>⑬里山整備の実施と支援を行う。</p> <p>⑭森林資源を活用した J-クレジットを創出する。</p>	<p>保全活動に参加する。</p> <p>⑳地域産材を活用した「木のある暮らし」を取り入れる。</p>
---	---

ターゲット 1-4 気候変動への主体的適応

命、暮らしを守るため、喫緊の対応の重要性が増している気候危機に対し、情報を共有し、個人、地域、事業者が主体的に適応策を講じることができるよう、情報を共有し、取組を推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■あらゆる場面で気候変動に適応していく体制の構築</p> <p>①命、暮らしを守る取組として、分野別計画に、気温上昇、降雨、降雪の変化等気候変動を捉えた適応について、環境プランと整合性をとり、市民、事業者がリスクを認識し、対策を講じられるよう、その方向性を定める。</p> <p>②分野別計画に位置付けられた方向性に従い、各分野において具体的な適応策を展開する。</p> <p>③信州気候変動適応センター等から情報を収集し、分析及び研究を行うとともに、連携して活動を行う。</p> <p>④うごくる。に気候変動適応を推進するプロジェクト・体制を構築する。</p> <p>⑤熱中症警戒情報³⁶、熱中症特別警戒情報³⁷を市民、事業者等へ確実に伝達する体制を整える。</p> <p>⑥指定暑熱避難施設（クーリングシェルター³⁸）を指定し、活用を促す。</p> <p>⑦熱中症対策普及団体の指定を検討する等、官民連携した対策を進める。</p> <p>⑧建物の異常降雨への対応策について支援する。</p> <p>⑨公共施設での適応策を進める。</p>	<p>■気候変動に適応した生活</p> <p>㉑気候変動に係る情報に関心を持ち、積極的に情報を得て早急に取り組む。</p> <p>㉒ハザードマップを確認し、家族で避難場所、連絡方法を確認する。</p> <p>㉓いざというときにすぐ持ち出せる防災対策グッズを用意しておく。</p> <p>㉔災害時の対応を家庭、職場等、生活拠点ごとにあらかじめ決めておく。</p> <p>㉕気候変動にあわせて、作付けをする農作物や植林する樹木を変更する。</p> <p>㉖農林産物の変化に伴う加工製品の変更を検討する。</p> <p>㉗蓄電池、モバイルバッテリー等、災害時のエネルギーを確保する。</p> <p>㉘BCP³⁹（事業継続計画）を策定する。</p> <p>㉙熱中症対策のために温湿度計を備え、確認する。</p> <p>㉚熱中症対策のため、水分及び塩分を適宜補給する。</p> <p>㉛屋外活動の時間を朝や夕方の涼しい時間に変更する。</p> <p>㉜暑くなる前にエアコン、扇風機等の機器の動作確認をする。</p> <p>㉝感染症の対策及び予防に取り組む。</p> <p>㉞非常時には活用できるよう、指定暑熱</p>

³⁶ 熱中症警戒情報:熱中症の危険性に対する気付きを促すものとして、都道府県内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数が 33（予測値）に達する場合に発表するもの。

³⁷ 熱中症特別警戒情報:都道府県内において、すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数が 35（予測値）に達する場合等に発表するもの。

³⁸ クーリングシェルター:暑さ対策として一時的に涼むことができる場所や施設。

³⁹ BCP: 災害や事故が起きたとき、事業を続けられるようにする計画。

	<p>避難施設（クーリングシェルター）、クールシェアスポット⁴⁰を確認し、家庭や職場で共有する。</p> <p>①事業者は所有する施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として提供する等、官民連携した対策を検討する。</p> <p>②事業者は感染症、熱中症等の対策を講じるとともに、発症時の連絡体制を決め、周知する。</p> <p>③異常降雨への対応策を実施するとともに、雨水の有効利用に努める。</p>
--	--

⁴⁰ クールシェアスポット:暑い時期に冷房の効いた場所を共有し、エネルギーを節約しながら涼むことができる場所や施設。

ゴール2 生物多様性とその基盤となる自然環境を守り育む

多様な生物が生息していることが私たちの命と暮らしを支えているということを理解し、生物と自然環境の保全を推進し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて積極的に取り組みます。

指標	基準年 2023(令和5)年度	目標年 2028(令和10)年度
自然とのふれあいを持ったことのある市民の割合	50.1%	70%
自然・生物観察会、自然体験ツアーへの参加人数	87人	100人
OECM ⁴¹ としての国際データベース登録に向けた申請数	0件	3件

ターゲット2-1 在来種を中心とした生物多様性の保全

起伏に富んだ地形地質による在来種を中心とする生物多様性の豊かな生態系を守っていきます。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■生物多様性保全活動の推進</p> <p>①日頃から身近な生物への関心を高めるための取組を進める。</p> <p>②生物多様性への関心を高めるイベントを開催する。</p> <p>③保護団体等と連携して生物多様性の豊かな生態系の保全活動を行う。</p> <p>④生物多様性の指針を検討する。</p> <p>■特定外来生物対策の実施</p> <p>⑤外来種被害予防三原則⁴²を周知する。</p> <p>⑥特定外来生物の駆除活動を行う。</p> <p>■生物保全のための鳥獣害対策の実施</p> <p>⑦ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害への対策として南アルプスでの防鹿柵設置等を行う。</p> <p>⑧イノシシ、サル、カラス等の鳥獣害対策を支援する。</p>	<p>■生物多様性保全活動への積極的な関わり</p> <p>㊦日頃から生物に関心を持ち、当地域を代表する在来種や生物多様性の大切さについて理解を深める。</p> <p>①ギフチョウやハナノキ等、当地域の在来希少生物の保全活動や生態系を守る活動に参加する。</p> <p>㊧身近な生物に親しむ。</p> <p>㊨生物多様性等生物に関するイベントに積極的に参加する。</p> <p>■特定外来生物対策への積極的な関わり</p> <p>㊩外来種被害予防三原則に対する認識を高めるように努める。</p> <p>㊪特定外来生物の駆除活動に協力する。</p> <p>■生物保全のための鳥獣害対策の実施</p> <p>㊫ニホンジカによる生態系への被害を削減する対策に協力する。</p> <p>㊬イノシシ、サル、カラス等の鳥獣害被害を防ぐための対策に取り組む。</p>

⁴¹ OECM: Other Effective Area-based Conservation Measures（その他の効果的な地域ベースの保全措置）」の略。保護地域外での生物多様性保全に役立つエリアや手法を指す。

⁴² 外来種被害予防三原則：環境省が提唱する、『悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「入れない」「捨てない（逃がさない、放さない）」「拡げない（増やさない）」という侵略的外来種による被害を予防するための3つの原則。

ターゲット 2-2 生物が生息する地形地質の保全

南アルプスと中央構造線が織りなす 2,700 メートルの高低差等、当市の地形地質は、生物多様性の宝庫であり、この貴重な自然環境を守っていきます。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■多様な生態系を育む高山、里山、里地、湿地、河川等の地形地質の保全</p> <p>①生態系に重要な場所や理由について周知を行う。</p> <p>②保護団体等と連携して、多様な生態系を育む高山、里山、里地、湿地、河川等の保全活動を行う。</p> <p>③OECD として国際データベースへの登録を目指し、ハナノキ湿地等市内重要地を調査し、登録に向けた申請を行う。</p> <p>④ホテルやサワガニ等、水生生物が生息できる良好な水質環境を保全する。</p> <p>■生物多様性の影響を考慮した開発行為の促進</p> <p>⑤開発を検討するときには、計画段階で生物多様性への影響配慮を検討するよう促す。</p> <p>⑥環境調整会議付議対象の開発工事は、計画段階で野生希少動植物の生態系の確認を行い、その保護に努める。</p>	<p>■市内の湿地等生物が生息する場所の保全</p> <p>㉗生態系に重要な場所について理解を深める。</p> <p>①豊かな生態系を構成する湿地等、市内の重要な地域の保全活動に参加する。</p> <p>㉘水生生物が生息できる良好な水質環境の維持活動に参加する。</p> <p>②保護団体等が開催する生物の生息地の保全活動に関心を持ち、積極的に参加する。</p> <p>■開発行為に伴う生物多様性への影響の検討</p> <p>④開発工事を検討するときには、計画段階で野生希少動植物の生態系の確認を行い、その保護に努める。</p> <p>㉙生態系に配慮した開発行為を行う。</p>

ターゲット 2-3 ネイチャーポジティブの実現に向けた取組

生物多様性の意義と知識を広め、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を実施します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■ネイチャーポジティブ実現のための生物多様性の知識や最新情報の普及</p> <p>①昆明モントリオール生物多様性枠組⁴³等、生物多様性に関する国際的な状況を分かりやすく周知し、自分自身の課題として捉え、行動に移す意識を醸成する。</p> <p>②市内に生息する生物の現状調査の検討を開始する。</p> <p>③当地域の希少生物や絶滅危惧種を把握し、その生育地を保全する。</p> <p>④生物に興味を持ち、観察や育成を楽しむ</p>	<p>■生物多様性の知識や最新情報の把握と理解</p> <p>㉗生物多様性の基本的な知識や国際的な最新情報に関心を持つ。</p> <p>①保護団体や地域における生物多様性保全活動に参加する。</p> <p>㉘当地域の希少生物や絶滅危惧種への関心を高め、それらを保全する活動に協力する。</p> <p>②生物に興味を持ち、観察や育成を楽しみながら、生態系への理解を深める。</p>

⁴³ 昆明モントリオール生物多様性枠組:2022年12月に定められた、生物多様性に関する国際的な枠組。生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現が掲げられている。

<p>みながら、生態系への理解を深める人が増大するような取組を行う。</p> <p>■ネイチャーポジティブ実現への取組</p> <p>⑤ネイチャーポジティブの重要性を広く周知する。</p> <p>⑥保護団体等と連携し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進める。</p>	<p>■ネイチャーポジティブ実現への協力</p> <p>㊦ネイチャーポジティブの重要性について理解を深める。</p> <p>㊧ネイチャーポジティブの実現に向け、行政や保護団体等の活動に協力する。</p>
--	--

ターゲット 2-4 自然環境保全に資する農林業の推進

生物多様性の維持、向上に配慮した自然環境の保全と農林業の振興を図ります。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■森林保全の促進</p> <p>①猟友会等と協力して森林への有害鳥獣による被害対策を推進する。</p> <p>②森林所有者情報を整備し、集約化と森林経営計画の策定を支援する。</p> <p>③木質バイオマス発電での利用等、未利用材の利活用を促すとともに搬出を支援する。</p> <p>④地元産の木材利用を促進する。</p> <p>■多面的機能を持つ農地の保全</p> <p>⑤農業が継続できるよう、必要な支援を行う。</p> <p>⑥生物多様性の保全や防災等、農地の有する多面的機能を維持するための取組（農地の維持・管理、水路等の適正な管理）を支援する。</p> <p>■農林業後継者・担い手の育成支援</p> <p>⑦森林づくりに主体的に参加できる人材の育成を目的とした「いいだ親林学校」、「未来のモリビト育成講座」、「飯田きこり養成塾」等を開催する。</p> <p>⑧農林業の後継者育成の支援を行う。</p> <p>⑨持続可能な農林業の確立方法を検討する。</p>	<p>■森林保全への協力</p> <p>㊦地域の森林保全活動に協力する。</p> <p>㊠森林所有者調査に協力する。</p> <p>㊡森林所有者は、自分の山林を明確に把握する。</p> <p>㊢有害鳥獣の駆除に協力する。</p> <p>㊣有害鳥獣対策として、電気牧柵の設置等、自己防衛対策に取り組む。</p> <p>■農地の保全・活用への協力</p> <p>㊤家庭菜園を含め、農業をできる限り継続する。</p> <p>㊥農業の多面的機能を理解し、機能発揮のための活動に協力する。</p> <p>㊦積極的に地元産農作物を購入する。</p> <p>■農林業の担い手実践</p> <p>㊧いいだ親林学校等に参加し、山の手入れや機材の使用方法を学ぶ。</p> <p>㊡農林業の後継者育成への取組に参加する。</p> <p>㊢チェーンソーや管理機等を安全に扱える人材を養成し、自分たちで森林や農地を整備できる取組に参加する。</p> <p>㊣農林業で生計が立てられるよう、行政とともに検討し実践する。</p>

ターゲット 2-5 自然に親しむ機会の創造

市民が少しでも多く自然に親しむ機会を創造します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■様々な自然と親しむ機会の創造</p> <p>①植樹祭や育樹祭等、森林に親しむイベ</p>	<p>■様々な自然と親しむ活動の実施</p> <p>㊦植樹祭や自然観察会に参加する。</p>

<p>ントを開催する。</p> <p>②自然観察会や生物観察会を開催する。</p> <p>③キャンプや野遊びを奨励する。</p> <p>④市民農園やレクレーション農園の利用を促進する。</p> <p>■林道整備活動への協力</p> <p>⑤地域の林道や山道、水みちの整備活動に協力する。</p> <p>⑥森林作業路の新規開設や既存作業路の整備を支援する。</p>	<p>④野底山森林公園、妙琴公園、かざこし子どもの森公園等で行われる森林の魅力を体感するイベント等に参加する。</p> <p>⑤森林でのアウトドアレジャーに親しむ。</p> <p>⑥キャンプや野遊びを楽しむ。</p> <p>⑦家庭菜園等、作物づくりや植物栽培を楽しむ。</p> <p>■登山道、里山の山道や林道整備への協力</p> <p>⑧地域の林道や山道、水みちの整備活動に参加する。</p>
--	--

ターゲット 2-6 南アルプスエコパーク・ジオパークの魅力発信

南アルプスの大自然がテーマのエコパークとジオパークの活動の推進と魅力の発信を行い、認知度を高めます。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■南アルプスエコパーク・ジオパークの魅力発信と認知度向上</p> <p>①エコパーク・ジオパークの PR イベントを実施する。</p> <p>②地域学習の教材としてエコパーク・ジオパークの資料を活用する。</p> <p>③エコパーク・ジオパーク両協議会構成市町村と連携して普及活動を行う。</p> <p>④動画や現地ツアー等により認知度向上を図る。</p> <p>■南アルプス（伊那谷エリア）の山岳環境保全の推進</p> <p>⑤山岳環境の保全及び適正利用の推進を図るため、登山道の維持管理、山岳地域の自然環境の保全活動を推進する。</p> <p>⑥エコトイレの設置や携帯トイレの普及等によるエコ登山の普及を支援する。</p>	<p>■南アルプスエコパーク・ジオパークの活動への参加</p> <p>⑦エコパーク・ジオパークの PR イベントに参加する。</p> <p>⑧現地ツアーに参加する。</p> <p>■南アルプス登山の体験</p> <p>⑨南アルプス登山を通じて山岳地域の自然環境の保全活動に協力する。</p> <p>⑩携帯トイレの携行等のエコ登山を体験する。</p> <p>⑪山岳関連事業者は登山者にエコ登山の魅力を発信・啓発する。</p> <p>⑫地域の山岳団体を中心に山岳地域の自然環境保全活動に取り組む。</p> <p>⑬地域の山岳団体を中心にエコ登山を実践する。</p>

ゴール3 3Rに取り組み資源が循環する社会を築く

ごみを作らない (Reduce)、再使用する (Reuse)、原料として再資源化する (Recycle) の3つのRに取り組み、ごみの減量を進めながら資源を循環利用する社会を築きます。

指標	基準年 2023(令和5)年度	目標年 2028(令和10)年度
市民一人当たりが1日に排出するごみの量 (家庭系一般廃棄物)	548.9g	500.6g
家庭から排出されるごみのリサイクル率	22.3%	28.4%

ターゲット3-1 ごみの発生抑制 (リデュース) の推進

処分するごみを減らす生活を実践します。

具体的行動 (行政)	取組事例 (市民・地域・事業者)
<p>■ごみの発生抑制 (リデュース) の啓発</p> <p>①食品ロスにならないような買い物の啓発等、市民にごみの発生抑制 (リデュース) の取組を呼び掛ける。</p> <p>②市が取り組む「食べきり15・15運動」や県が取り組む「残さず食べよう! 30・10運動」を市民に周知し、食品ロス削減につなげる。</p> <p>③ごみ減量の方法について、新たな啓発方法を検討する。</p> <p>④ごみ処理費用負担制度の理解を広げる。</p> <p>■エシカル消費の浸透</p> <p>⑤エシカル消費の浸透のための啓発を行う。</p> <p>⑥市民団体等が実施するエシカル消費の取組に協力する。</p>	<p>■ごみの発生抑制 (リデュース) の実施</p> <p>㊦ごみになるものは購入しない (無駄なものを買わない)。</p> <p>①長く使えるものを購入する。</p> <p>㊧詰め替え可能な商品を選ぶ。</p> <p>㊨買い物をするときには、必ずマイバッグを持参し、使い捨てレジ袋は使わない。</p> <p>㊩簡易包装を選択する等して、容器包装の削減に取り組む。</p> <p>㊪無料でもらえる箸やスプーン等の食器をもらわない。</p> <p>㊫イベントではマイ箸、マイカップの取組に努める。</p> <p>■食品ロス削減につながる取組の実施</p> <p>㊬「もったいない」意識を常に持ち、食品の適切な在庫管理を心がける。</p> <p>㊭食品は必要な量だけ購入し、食べられる量だけ調理する。</p> <p>㊮家庭にある食材を優先的に使う。</p> <p>㊯余った食材を活用した調理をする。</p> <p>㊰買い物に行くときには、冷蔵庫等の在庫のチェックを習慣化する。</p> <p>㊱店頭では、賞味期限の短いものを積極的に購入する。</p> <p>㊲「賞味期限」と「消費期限」、「常温保存」か「要冷蔵」か等、商品の情報を確認する。</p> <p>㊳野菜はできるだけ捨てる部分を減らして調理する。</p> <p>㊴外食時には食べきれる量に調節し、できるだけ残さない。</p>

	㊦飲食店は、少量のメニューを用意する等、食べ残しを減らすための取組を行う。 ㊧飲食店は行政、民間団体が行う食べ残しを減らすための取組に協力する。
--	---

ターゲット 3-2 ごみの分別の徹底

再資源化（リサイクル）を促進するため、ごみと資源の分別を徹底します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
■分別の周知と啓発 ①ごみ分別ガイドブック、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、広報いいだ等を通じて、継続的にごみの分別徹底を呼び掛ける。 ②分別回収した資源がどのようにリサイクルされるのか市民に周知する。 ③資源化に適した排出方法をまとめ、市民に周知する。 ④燃やすごみ、埋立ごみの組成調査を行い、その結果を公表して市民に分別の徹底を働きかける。 ⑤ガラスびん回収推進のための新たな方法を検討する。 ⑥雑紙の分別を推進する。	■適切な分別の実施 ㊦燃やすごみから、できるだけ紙資源を分別する。 ㊧燃やすごみから、できるだけ容器包装プラスチックやペットボトル、製品プラスチックを資源に分別する。 ㊨埋立ごみから、ガラスびんを資源に分別する。 ■ごみの適切な排出 ㊩市民はルールに従ってごみを排出する。 ㊪地域はルールに従って市民がごみを排出するよう、市の啓発に協力する。

ターゲット 3-3 再使用（リユース）と再資源化（リサイクル）の推進

ものを繰り返し使う生活の実践と、捨てられるものを原料として再資源化する取組を推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
■再使用の取組の啓発 ①再使用（リユース）の啓発を行う。 ②市民団体等が実施する再使用（リユース）の取組に協力する。	■再使用（リユース）の取組 ㊦修理のできる商品（愛着の持てるもの）を選ぶ。 ㊧壊れたときには修理して使う。 ㊨繰り返し使用できる容器の商品を選ぶ。 ㊩学校の制服や体操服は、卒業後必要な人に譲る。 ㊪捨てる前に必要な人がいないか声掛けをする。 ㊫リサイクルショップやリユースに関するアプリの活用等、再使用に向けて積極的な取組をする。
■再資源化（リサイクル）の実施	■再資源化（リサイクル）の取組

<p>③家庭用生ごみ処理機器の普及を推進する。</p> <p>④ペットボトルの水平リサイクル⁴⁴を推進する。</p> <p>⑤緑のリサイクル事業により、草木等の堆肥利用を推進する。</p> <p>⑥古着のリサイクル活動を推進する。</p> <p>■再資源化（リサイクル）の支援</p> <p>⑦資源物回収団体の活動を支援する。</p> <p>⑧事業系一般廃棄物のリサイクル推進の施策を研究する。</p>	<p>④リサイクルステーションや店舗回収を利用して、ペットボトルやびん、新聞紙、古紙のリサイクルに協力する。</p> <p>⑤生ごみ処理機器を活用した生ごみの堆肥化によるリサイクルの取組を行う。</p> <p>⑥雑紙のリサイクルの取組を行う。</p> <p>⑦小中学校PTA等主催の資源回収事業に協力する。</p> <p>⑧事業者は、事業系廃棄物のリサイクルに取り組む。</p> <p>⑨事業者は、店頭回収品目の拡大と推奨を図る。</p> <p>⑩事業者は、信州プラスチックスマート運動⁴⁵等の機会を通じて、プラスチックの再資源化に取り組む。</p>
---	--

ターゲット 3-4 新たなリサイクルの研究

ごみ削減のための新たなリサイクル（使用済み紙おむつの再生利用等）について研究します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■新たなリサイクルの研究</p> <p>①排出量が増加傾向にある紙おむつの再資源化について研究する。</p> <p>②ごみの削減につながる新たなリサイクルについて研究する。</p>	<p>■新たなリサイクルの研究への協力</p> <p>⑦紙おむつの再資源化に向けた研究に協力する。</p> <p>⑧ごみの削減につながる新たなリサイクルの研究に協力する。</p>

ターゲット 3-5 廃棄物処理施設の適正管理

焼却施設や最終処分場を適正に管理します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■廃棄物処理施設の適正管理</p> <p>①中間処理施設（焼却施設）の合理的運用に向けて施設設置者に協力し、適正分別、ごみの減量等市民に啓発を行う。</p> <p>②最終処分場への搬入量を減らすため、市民に対し再資源化可能な廃棄物の適正な分別を促す。</p> <p>③中間処理後の残渣（焼却灰）のリサイクルを実施する。</p> <p>④最終処分場及びその周辺環境を良好に維持する。</p>	<p>■廃棄物処理施設の適正管理への協力</p> <p>⑦ごみの発生抑制、生ごみの堆肥化、再資源化のための適正な分別の徹底により「処分ごみ」の減量に取り組む。</p>

⁴⁴ 水平リサイクル:使用済み製品を再資源化し、同じ種類の製品として再利用するリサイクルの方法。
⁴⁵ 信州プラスチックスマート運動:長野県が推進しエイルプラスチックごみの削減と環境への負荷を軽減するための運動。

ターゲット 3-6

災害時の廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた体制の構築

災害時が起きた時に廃棄物を迅速、適正に処理できる体制を整えます。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■災害廃棄物処理の対応</p> <p>①災害時の廃棄物の仮置き場の確保に努める。</p> <p>②市民等が災害時の廃棄物処理を円滑に処理できる体制を構築する。</p> <p>③災害時における廃棄物の排出方法の周知を行う。</p>	<p>■災害時廃棄物処理対応への協力</p> <p>㊦事業者は、市が取り組む災害廃棄物処理に協力する。</p> <p>①市民は災害時における廃棄物の排出方法の理解に努める。</p>

ゴール4 快適な生活環境を維持する

美しい大気や河川等の快適な生活環境を維持し、住みやすい住環境を守ります。

指標	基準年 2023(令和5)年度	目標年 2028(令和10)年度
河川のBODの環境基準値達成率	100%	100%継続
騒音の環境基準値達成率	90%	100%
悪臭の防止目標の基準値達成率	87.5%	100%

ターゲット4-1 美しい大気環境と水環境の維持

きれいな空気や河川を維持し、次世代へ引き継いで継承していきます。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■きれいな大気環境の維持</p> <p>①県が実施する大気環境測定結果を周知する。</p> <p>②リニア工事関連箇所での大気観測を継続実施し、結果を周知する。</p> <p>■きれいな水環境の維持</p> <p>③主要河川での水質測定を引き続き実施し、その結果を周知する。</p> <p>④下水道接続や合併処理浄化槽設置を促進する。</p> <p>⑤水生生物観察会等、水環境への意識向上につながる事業を実施する。</p> <p>⑥引き続き、井戸水検査の斡旋を行う。</p> <p>⑦災害時における井戸水の重要性及びその水質調査の必要性を啓発する。</p> <p>⑧マイクロプラスチックの現状把握に努める。</p>	<p>■大気汚染物質排出抑制への協力</p> <p>㊦大気や主要河川水質測定結果を市ウェブサイト等により把握する。</p> <p>㊧事業者は、排ガス、排煙等に含まれる大気汚染物質や粉じんの排出を抑える。</p> <p>㊨自動車を運転するときは、アイドリングストップに心掛ける。</p> <p>㊩車両の買い替え時にはできるだけ大気汚染物質を排出しない車両を選択する。</p> <p>■きれいな水環境の維持への協力</p> <p>㊪下水道接続・合併処理浄化槽の設置に努める。</p> <p>㊫水生生物観察会に参加する等、河川の水質に関心を持つ。</p> <p>㊬年1回程度は所有する井戸水検査を実施するよう努め、災害時には出来る限り井戸水の提供を行う。</p> <p>㊭マイクロプラスチックの発生抑制のため、劣化したプラスチック製品の使用を控え、適切に処分する。</p>

ターゲット4-2 騒音、振動、臭気、土壌汚染等の対策推進

騒音、振動、臭気、土壌汚染等の対策を推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■工事等の騒音・振動の削減</p> <p>①工事等に伴う騒音・振動の削減に取り組む。</p> <p>②リニア中央新幹線開通による騒音や振動の沿線住民への影響が軽減できるよ</p>	<p>■工事事業者の騒音・振動の削減</p> <p>㊮機械の選定や工法を工夫し、騒音・振動の削減に取り組む。</p> <p>㊯ダンプ等工事車両の速度制限等により騒音抑制を図る。</p>

<p>う、関係団体と連携して必要な対応を行う。</p> <p>■主要地点の騒音測定と結果周知</p> <p>③主要住宅地で騒音測定を行い、その結果を周知する。</p> <p>④幹線道路で騒音測定を行い、その結果を周知する。</p> <p>■主要箇所での臭気測定と結果周知</p> <p>⑤主要住宅地・工場等での臭気測定を行いその結果を周知する。</p> <p>⑥簡易浄化槽の定期的な清掃を指導する。</p> <p>⑦草木等の屋外焼却のルールを広報等で徹底する。</p> <p>■土壌対策の推進</p> <p>⑧土壌汚染事案が発生した場合、適切な対応を行う。</p> <p>⑨対策が必要な土が発生した場合、適切な対応を行うよう要請する。</p>	<p>■生活区域での騒音発生抑制</p> <p>㊦自動車を運転するときは、制限速度を遵守するとともに騒音を抑えるよう心掛ける。</p> <p>㊧生活や事業において大きな騒音や振動が発生しないよう心掛ける。</p> <p>■生活区域での悪臭発生抑制</p> <p>㊨近隣に臭気を排出しないよう、日頃から意識を高める。</p> <p>㊩簡易浄化槽の定期的な汲み取り等の管理に努める。</p> <p>㊪草木等の屋外焼却は、燃やす時間や場所、天候等に配慮し、周囲に迷惑の掛からないように行う。</p> <p>㊫草木等の屋外焼却は、最小限の範囲で行う。</p> <p>■土壌対策の推進</p> <p>㊬土壌汚染事案が発生した場合、適切な対応を行う。</p> <p>㊭対策が必要な土が発生した場合、適切な対応を行うよう努める。</p>
--	--

ターゲット 4-3 病虫害・野生生物等の被害の削減

病虫害や鳥獣等による被害を削減します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■病虫害の被害削減</p> <p>①地域での共同防除を支援し、ナラ枯れやアメリカシロヒトリ等、病害や害虫の広がりを防ぐ。</p> <p>②病虫害防除の効果的な手法を周知する。</p> <p>■鳥獣による被害削減</p> <p>③様々な鳥獣対策を行う。</p> <p>④猟友会の後継者不足対策を検討する。</p> <p>■野良猫等による被害の削減</p> <p>⑤野良猫化を防ぐため、飼い猫の室内飼育等のルールの周知と徹底を行う。</p> <p>⑥野良猫に対処する際のルールの周知と徹底を行う。</p> <p>⑦猫去勢不妊手術への補助を行う。</p> <p>⑧保健所や保護団体等関係機関と連携し、野良猫や多頭飼育問題に取り組む。</p>	<p>■病虫害防除への取組</p> <p>㊰地域で共同して病虫害防除を実施する。</p> <p>①効果的な手法を用いて病虫害防除を実施する。</p> <p>■鳥獣による被害への対策</p> <p>㊱様々な鳥獣対策を行う。</p> <p>㊲猟友会の後継者不足対策を検討する。</p> <p>■野良猫等による被害削減への協力</p> <p>㊳飼い猫については、国や県が推奨する飼い猫ルールを守り、責任をもって飼育する。</p> <p>㊴野良猫に対処する際のルールを遵守する。</p> <p>㊵猫去勢不妊手術への補助を活用する。</p> <p>㊶野良猫や多頭飼育問題に取り組む。</p>

ターゲット 4-4 耕作放棄地・放置竹林・空き家の対策推進

景観を損なう耕作放棄地や管理不全空き家等の削減を推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■耕作放棄地対策の実施</p> <p>①地域と協働した耕作放棄地対策を実施する。</p> <p>②耕作放棄地を有効活用することを支援する。</p> <p>③耕作意欲の向上に向けた対策を実施する。</p> <p>■放置竹林対策の実施</p> <p>④地域と協働した放置竹林対策を実施する。</p> <p>⑤放置竹林予防策を実施する。</p> <p>■空き家対策の実施</p> <p>⑥空き家化の予防対策を推進する。</p> <p>⑦所有者による空き家の適切な管理を推進する。</p> <p>⑧空き家バンクの運営により、空き家の流通活用を促進する。</p>	<p>■耕作放棄地の削減</p> <p>㉗できる限り自らの土地を耕作放棄地としない。やむを得ず耕作できない場合は、近隣の迷惑とならないよう、適切な管理に努める。</p> <p>①耕作放棄地活用策を地域と行政で検討し実践する。</p> <p>■放置竹林対策の実施</p> <p>㉘地域で放置竹林対策を実施する。</p> <p>㉙所有する竹林を放置しないよう適正管理に努める。</p> <p>㉚チェーンソーや草刈り機を安全に使用できる人材を養成する。</p> <p>■空き家対策の実施</p> <p>㉛将来の空き家化が想定される場合には、今から空き家化防止の検討を行う。</p> <p>㉜空き家を所有している場合は、地域の迷惑とならないよう適切な管理を行う。</p> <p>㉝空き家バンクをはじめとした、空き家の流通活用を検討する。</p>

ターゲット 4-5 ポイ捨ての防止

ポイ捨て防止に取り組み、より良い環境づくりを推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■ポイ捨て防止対策への取組</p> <p>①ポイ捨て防止を啓発するとともに、地域と協働してポイ捨てされにくい環境づくりに取り組む。</p> <p>②不法投棄対策としてパトロールを実施するとともに、不法投棄に対しては厳正に対処する。</p> <p>③自動販売機設置者に対し回収容器の設置を呼び掛ける。</p> <p>④喫煙マナーを啓発する。</p> <p>⑤地域からの申請により環境美化重点路線、重点区域を指定し、地域の重点的な美化活動を支援する。</p> <p>⑥地域のごみ集積等のマナーを周知する。</p>	<p>■ポイ捨て防止活動の実施</p> <p>㉗ポイ捨てされにくい環境づくりとして、側溝のごみ拾いや除草作業を行う。</p> <p>①事業者は管理する敷地等の環境美化を行い、ポイ捨てさせないよう努める。</p> <p>㉘自動販売機設置者は、あわせて回収容器を設置し、適切に管理する。</p> <p>㉙たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しない。設置してある場所が近隣にない場合には、たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し使用する。</p> <p>㉚地域は状況に応じ、環境美化重点路線、重点区域を指定するよう市に申請し、美化活動を推進する。</p>

	㊦地域は、環境美化重点路線、重点区域の美化活動に取り組む。
--	-------------------------------

ターゲット 4-6 海洋プラスチック対策の推進

海洋プラスチックごみ問題に関心を持ち、海洋プラスチックの発生抑制を推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■海洋プラスチック対策の啓発</p> <p>①海洋プラスチック問題の現状と発生源根絶に向けた市民啓発を推進する。</p> <p>②県の信州スマートプラスチック運動と連携して、事業者に向けた啓発に協力する。</p>	<p>■海洋プラスチック対策への取組</p> <p>㊦屋外で使用しているプラスチック類の管理を徹底し、確実な処分に責任を持つ。</p> <p>㊧投棄はもちろん、風雨等によるプラスチック類の紛失についても発生しないよう、適切に管理する。</p>

ゴール5 美しく快適な田園空間と都市空間をつくる

環境的価値のある田園空間及び都市空間を積極的に創造し、美しく快適なまちをつくれます。

指標	基準年 2023(令和5)年度	目標年 2028(令和10)年度
地域景観計画の策定・見直しに取組んでいる数	4 地区	15 地区
水辺等美化活動に参加した世帯の割合	59.5%	75%

ターゲット 5-1 美しい景観の創造

良好な都市景観の創造と、自然豊かな田園風景の保全に努め、美しく快適なまちづくりを推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■緑の育成の取組</p> <p>①緑の基本計画に基づき、緑の育成に取り組む。</p> <p>②街路樹や公園等の適切な管理に努める。</p> <p>③公園愛護会等が行う地域での景観維持作業を支援する。</p> <p>■時代や環境の変化に対応した景観育成の推進</p> <p>④飯田市景観計画を適宜見直すとともに、地域の景観育成を支援する。</p> <p>⑤新たに整備される主要な幹線道路沿道等において、良好な景観の保全や育成を推進する。</p> <p>■里山や田園の景観保全</p> <p>⑥遊休荒廃農地の拡大を抑制し、里山や田園といった農村の美しい景観を保全する。</p> <p>⑦農村景観の持つ価値と魅力を広くアピールし、関心をもってもらうよう促す。</p>	<p>■地域の緑の育成への取組</p> <p>㊦地域の街路樹落葉清掃や公園維持作業に参加する。</p> <p>①道路脇の花壇づくり作業等に参加する。</p> <p>■地域の景観継承</p> <p>㊧飯田市景観計画を推進し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐ。</p> <p>②時代や環境の変化に応じて、地域の景観継承方法等について適宜協議する。</p> <p>■里山や田園の景観保全活動の実施</p> <p>㊨地域の里山や田園といった農村の美しい景観を保全する。</p> <p>㊩当市が持つ美しい農村風景に誇りをもって景観維持に努める。</p>

ターゲット 5-2 地域主体の田園・都市空間の創造

住民と行政が協力し合って地域環境の美化等を推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■地域の田園・都市空間の保全</p> <p>①水辺美化活動やごみゼロ運動等、一斉活動への参加を呼びかける。</p> <p>②ふるさと道普請事業補助金により、地域による道水路維持管理の協働活動へ支援を行う。</p> <p>③地域による公園や街路樹の管理作業の支</p>	<p>■地域主体の田園・都市空間の保全活動への協力</p> <p>㊦水辺美化活動やごみゼロ運動等、一斉活動へ参加する。</p> <p>①地域での道水路維持管理の協働活動へ参加する。</p> <p>㊧地域による公園や街路樹の管理作業に参</p>

<p>援を行う。</p> <p>④都市公園の高木化防止のための剪定や枯れ木の除去を進める。</p> <p>⑤屋外広告物条例に基づき、適正に表示や設置がされるよう指導する。</p> <p>■時代の変化に即した方法による地域の美化活動の推進</p> <p>⑥高齢化や人口減少等を考慮しつつ、地域の美化活動を推進する。</p> <p>⑦組合加入未加入に関わらず、地域の美化活動に取り組む意識を高める。</p> <p>■地域主体の景観育成支援</p> <p>⑧景観育成住民協定の締結、地区土地利用計画の策定や景観育成推進地区の指定等、地域独自の景観のルール作りを支援する。</p> <p>⑨地域の「眺望点」等、地域の美しい景観が見渡せる場所を選定する取組を支援する。</p>	<p>加する。</p> <p>⑩屋外広告物に関する基準を遵守し、景観を保全する。</p> <p>■時代の変化に即した方法による地域美化活動への協力</p> <p>⑪高齢化や人口減少に配慮しながら無理をしない範囲で地域の美化活動を継続する。</p> <p>⑫組合加入未加入に関わらず、「自分たちの住むまちは自分たちできれいにする」という意識を高める。</p> <p>■地域主体の景観育成推進</p> <p>⑬地域が主体となり、景観ルール作りを行う。</p> <p>⑭地域主体で検討された景観育成の取組の先進事例を学ぶ。</p> <p>⑮地域が主体となり景観育成に努める。</p> <p>⑯事業者等は、地域住民その他関係者と一体となり景観の育成に努める。</p> <p>⑰地域の美しい景観が見渡せる「眺望点」を選定する。</p>
---	--

ターゲット 5-3 環境に配慮された田園・都市空間づくりの推進

環境に配慮された工法や都市空間づくりを推進します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■環境や生物に配慮した工事の推進</p> <p>①リニアや三遠南信自動車道等、大規模工事において環境や生態系に配慮した工事を推進する。</p> <p>②河川等の改修や工事を行うときは、環境に配慮した工法を用いる。</p> <p>■景観を損なわない自然と調和した開発工事の推進</p> <p>③周囲の景観と調和した空間を創出する。</p> <p>④リニア駅前広場は、伊那谷らしい眺望を確保し、自然と調和した空間として整備する。</p> <p>⑤グリーンインフラ⁴⁶が整備されたりニア駅前空間を創造する。</p> <p>⑥リニア駅前空間に、持続可能な森林資源活用のサイクルの構築を視野に入れた地</p>	<p>■環境配慮型工事の実施</p> <p>⑦リニアや三遠南信自動車道等、大規模工事において環境や生態系に配慮した工事を実施する。</p> <p>⑧環境配慮型工法を理解し、それを採用した工事を行う。</p> <p>■景観を損なわない自然と調和した開発工事の取組</p> <p>⑨完成後には、景観と調和する姿となる開発工事を実施する。</p> <p>⑩開発工事を行う場合は、開発前の景観に溶け込むよう努める。</p>

⁴⁶ グリーンインフラ：自然環境や生態系を活用し、都市のインフラを構築すること。雨水の浸透を促す緑地や、都市の温暖化を防ぐための植樹等が含まれる。

域産木材による大屋根を整備する。

■環境に配慮した公共施設等の増改築

- ⑦公共施設の増改築等では、エネルギー消費量を削減するため、外壁断熱性能の向上に努める。
- ⑧エネルギー使用量等の削減に配慮するとともに、便利で安全な公共施設の整備を推進する。

■環境に配慮した建替え

- ㊦エネルギー消費性能が向上する建築様式を採用して建て替える。
- ㊧環境に配慮され、かつ安全な施設の建替えに努める。

ゴール6 環境を学んで実践の環^わを拡大する

様々な世代、地域において環境に関する情報の普及、啓発を行い、市民、事業者、行政が協働し、一人一人が環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるようにしていきます。

指標	基準年 2023(令和5)年度	目標年 2028(令和10)年度
環境に関する学習会や知識を高めるような行事に関わったり、参加した割合	20.1%	30%
エシカル消費を日常的に心がけ実践している人の割合	66.2%	75%
環境文化都市の認知度	58%	70%

ターゲット6-1 だれでも、どこでも環境を学んで実践する日常づくり

どんな場所でも、だれが対象でも環境を学べる機会をつくり、生活のどの場面でも環境を意識できる日常を目指します。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■いつでも環境学習に取り組める環境整備</p> <p>①身近なごみの問題から地球温暖化まで、わかりやすく取り組みやすい内容の環境学習プログラムを、地域の有識者や関係団体と連携して構築し、環境保全への関心を高める機会を提供する。</p> <p>②様々な世代を対象とした、環境を学習する機会を創出する。</p> <p>③市内の小中学校で環境学習プログラムの実施や、保育園での取組等、幼少期からの環境学習を進める。</p> <p>④環境学習の需要を拡大し、世代を超えて多くの市民に環境学習を体験してもらう。</p> <p>⑤親子を対象とした、実践につながる環境学習を増やしていく。</p> <p>⑥学友林を活用した環境学習を推進する。</p> <p>⑦給食は出来る限り地域の食材を利用する。</p> <p>■どこでも学べる機会の創出</p> <p>⑧幼児から成人まで参加できる自然体験や野外体験、農業体験を支援し、促進する。</p> <p>⑨保育園や各学校で、地育力を活用した環境学習が行えるよう支援する。また、飯田コミュニティスクールでの環境学習を推進する。</p> <p>⑩エコライフ講座開催等により、家庭生活で実践できる身近な環境学習を進める。</p>	<p>■生涯にわたる環境学習の実践</p> <p>㊦地域の文化祭等において環境学習を開催し、様々な世代が参加しやすくする。</p> <p>⑩美術博物館やかわらんべ等で行われる自然講座に参加する。</p> <p>㊧親子で環境を学び体験する場に参加する。</p> <p>㊨小学生の環境保全ポスター作成に取り組む。</p> <p>㊩夏休みの自由研究で環境に関するものを題材とする。</p> <p>㊪飲食を提供するときには、出来る限り地域の食材を利用する。</p> <p>㊫親子で学習した内容を家庭で共有し、出来ることから実践する。</p> <p>㊬高齢者学級等で環境学習会を開催する。</p> <p>■生活の様々な場面での環境学習の実践</p> <p>㊭地域や公民館等で開催される環境学習に積極的に参加し、環境に配慮した行動を実践する。</p> <p>㊮地域は、環境学習プログラムを利用した学習の場の創出に努める。</p> <p>㊯地域は、様々な機関と連携して、環境学習の定期的開催に努める。</p>

<p>⑪学校の環境教育が「ESD⁴⁷」を意識した取組となるよう支援し、家庭への波及や展開を図る。</p> <p>⑫家庭と事業所の間で環境学習の取組を共有し、相互に実践する。</p> <p>⑬地域活動に環境学習の機会を設け、環境に携わる役員以外へも環境学習の働きかけを行う。</p> <p>⑭環境学習を特別なプログラムとするだけでなく、既存の保育、学校教育、事業活動、家庭生活、地域活動に組み込む。</p> <p>⑮環境学習をきっかけに地域社会の活動への参加を促す。</p> <p>⑯保育園や学校の環境学習を支援する。</p> <p>⑰山保育や野あそび教育を推進し、自然に親しむ心を育てる。</p> <p>⑱エコハウスやりんご並木等を活用して環境学習を推進する。</p> <p>■みんなで学べる機会の創出</p> <p>⑲何らかの組織に属さない方に対しても、地域や事業者、NPO等が実施する環境学習に参加できるよう、その活動・事業を支援する。</p> <p>⑳刻々と変わる環境問題に合わせ、柔軟に幅広い内容に対応できる環境学習プログラムを整備する。</p> <p>㉑皆で行うことで楽しくなるイベントを企画する。</p> <p>㉒環境の日等にあわせ、環境文化都市の日、エコデーといった、「その日だけはしっかり環境を見つめなおす日」を設ける。</p> <p>㉓環境月間等にあわせ、一定期間のキャンペーンを行い、意識的に環境を考える期間を設ける。</p> <p>㉔人が集まって大きな結果が生まれ、状況が変わっていくことをみんなが理解し、共感できる場を設ける。</p>	<p>㉕環境学習を通して、地域社会への参加機会を増やす。</p> <p>■みんなで学べる機会の創出と参加</p> <p>㉖環境学習実施者は、様々な世代に応じた環境学習が行えるよう配慮する。</p> <p>㉗自主的に環境をテーマにした活動に取り組む。</p> <p>㉘生活環境、廃棄物、気候変動等、さまざまなテーマの環境問題について繰り返し学びを深める。</p> <p>㉙環境イベントへ積極的に参加する。</p> <p>㉚環境の日等、「その日だけはしっかり環境を見つめなおす日」において行うべきことを実践する。</p> <p>㉛環境に関するキャンペーンに参加する。</p> <p>㉜環境学習に参加することで、楽しく知り合いを増やして、地域での活動にも参加する。</p>
---	--

ターゲット 6-2 自分ごと化の推進

一人一人が、環境を守り育てる責任を、自分自身の問題として取り組む意識を醸成します。

⁴⁷ ESD:持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略。環境保全、社会的公正、経済の持続可能性を含む幅広いテーマであり、未来に向けた責任ある行動を促す教育。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■環境問題に対する当事者意識の醸成</p> <p>①自分で行動することの重要性を学べるプログラムを開発、実施する。</p> <p>②カードゲーム等の体験を通じ、当事者意識の醸成を働きかける。</p> <p>③自然とのふれあい、アウトドアライフの体験等、地域の自然資源を生かした環境学習会を開催する。</p> <p>④意識しなくても、行動できる仕掛けを検討する。</p> <p>⑤環境を守ることを他人事としてとらえる概念を取り除き、環境を守ることの価値を見直す機会を創出する。</p> <p>⑥アダプトシステム⁴⁸等、道路、河川敷等の管理を協働で行う仕組みへの参加を呼びかけ、市民一人一人が取り組む意識の醸成を図る。</p> <p>⑦市民にごみの組成調査への参加を促す。</p> <p>⑧文化の違う外国人労働者に対して、事業所と協力してごみ分別学習会を実施する。</p> <p>⑨海洋プラスチックの発生を減らすため、市民への啓発を行う。</p> <p>⑩地域ポイントの付与や補助金の活用等、環境行動の動機づけとなる対策を検討する。</p>	<p>■身近な環境問題としての自分ごと化</p> <p>㉗座学だけでなく、体験型の講座へも参加する。</p> <p>①日常生活から離れ、山、川、海等へ出かけ、普段意識しない風景から、身の回りの環境を考えてみる。</p> <p>㉘アダプトシステムに積極的に参加する。</p> <p>㉙ごみの組成調査に積極的に参加する。</p> <p>㉚稲葉クリーンセンター、グリーンバレー千代を見学し、ごみの行方を実際に確認することで、一人一人の行動が積み重なった結果を知る。</p> <p>㉛事業者は、行政が行う外国人労働者のごみ分別学習に協力する。</p> <p>㉜海洋プラスチック問題を学び、どうすれば発生を減らせるのか考える。</p> <p>㉝家の前の道路等、身の回りの環境美化に取り組む。</p>

ターゲット 6-3 分かりやすい情報の発信と共有

多様な主体による意見交換や情報共有を行い、「お互いさま」の心を育みながら、環境改善へつなぐ土壌をつくります。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■確実な情報伝達</p> <p>①ウェブサイト、SNS、広報誌その他さまざまな媒体及び手段を用いて情報を発信する。</p> <p>②「結果、環境が良くなる」「取組で生活が豊かになる」等、行動変容につながる発信を充実する。</p> <p>③官民間わず、情報発信のためのチームを結成する。また、より効果を高めるよう、インフルエンサーやタレントの</p>	<p>■環境に関する情報の積極的な収集</p> <p>㉗生物多様性や再生エネルギー等、環境に有用な情報の入手に努める。</p> <p>①省エネルギー等、自身で入手した環境にとって有用な情報の発信に努める。</p> <p>㉘情報を生かす活動に取り組む。</p> <p>㉙様々な事に興味を持ち、積極的に飯田市の情報を収集する。</p> <p>㉚飯田の地場のよい物、おいしい物、旬</p>

⁴⁸ アダプトシステム：地域住民や企業等が自ら公共の道路や河川敷の管理・美化に参加するシステム。

起用も検討する。

④飯田の地場のよい物、おいしい物、旬のもの、よい場所を市民に良く知ってもらう。

⑤「〇〇 × 環境」として、他の取組と一緒に取り組む仕掛けを行い、環境だけでなく、生活が豊かになる、地域が活性化する等、コベネフィット⁴⁹につながる取組を啓発する。

⑥日常の活動が、結果的に環境にもよい活動につながるような仕掛けを行う。

⑦環境問題への取組を、無理なく、楽しみをもって行動できるよう工夫する。

■環境に関する情報・活動の見える化

⑧環境に関する現状を、日常的に市民の目に触れるよう、積極的に開示する。

⑨聞きなれないカタカナ等、難しい環境用語はなるべく使わず、使わざるを得ない場合には意味を分かりやすく市民等へ伝える。

⑩さまざまな環境マークの意味を周知し、環境にやさしい消費（エシカル消費）行動につながるよう働きかける。

⑪行動の結果や、効果が分かる仕組みを構築する。

⑫みどりのカーテンの設置等、分かりやすい広報を行う。

⑬気候変動による異常気象や災害リスクについて、市民に分かりやすく周知する。

⑭電力のデマンドレスポンスへの協力要請等、プッシュ型通知のシステムを効果的に活用する。

■取組の好事例の共有

⑮好結果を生む事例を分かりやすく紹介する。

⑯環境問題に取り組むための、わかりやすいガイドブックを作成する。

⑰行政がエコドライブ宣言や、プラスチックスマート宣言を行う等、率先して行動することにより、市民をけん引する。

■環境文化都市の理念の発信

⑱環境文化都市の考え方等を、目指す都市

のもの、よい場所を体感し、外に向かってアピールする。

㉑日常の活動が環境へどのような影響を与えるかについて考える。

■環境に関する情報と自分の状況の把握

㉒自分の日常生活で排出しているCO₂を把握する。

㉓気候危機、ゼロカーボン等、環境に関する用語の理解に努める。

㉔エコマーク、プラスチックスマート等の環境マークについて、身近に目にするものから意味を理解し、買い物をする際に判断材料として役立てる。

㉕電力のデマンドコントロールに興味を持ち、極端に電力を使う時間が無いよう心掛ける。

■取組の好事例の採用と実践

㉖役に立つ情報を積極的に生活、事業活動に取り入れる。

㉗環境に関する取組について理解し、積極的に参加する。

■環境文化都市いいだへの誇りと愛着の醸成

⁴⁹ コベネフィット:1つの取組が複数の良い結果をもたらすこと。たとえば、環境保護と地域活性化の両方を同時に達成することを指す。

<p>像として市民への浸透を図る。</p> <p>⑱環境文化都市の理念を対外的に強く発信、アピールしていく。</p> <p>⑲名刺に「環境文化都市」と記載し、名刺交換の際等にPRする。</p>	<p>㉔一人一人が環境文化都市の理念を理解することで、自分の住む地域に誇りと愛着を持つ。</p> <p>㉕環境への取組を事業活動に生かす。</p> <p>㉖名刺に「環境文化都市」と記載し、名刺交換の際等にPRする。</p>
--	---

ターゲット 6-4 取組の環^わの拡大

環境問題に取り組む人材の育成とネットワーク化を進めるとともに、地域外とも積極的に交流を進め、取組の環を広げます。

具体的行動（行政）	取組事例（市民・地域・事業者）
<p>■環境人材の育成とネットワーク化</p> <p>①環境アドバイザー制度が、地域や学校等で活用されるよう周知する。</p> <p>②環境アドバイザーの後継者づくりを念頭に、環境学習に対応できる人材について、地域外を含め特に若者の発掘と育成に努める。</p> <p>③環境チェッカーにより、飯田市の自然環境を調査するとともに、環境チェッカーの活動を支援することで身近な自然環境への関心を高めてもらう。</p> <p>④事業者環境保全や改善を行動に移してもらうための働きかけを行う。</p> <p>⑤定期的な研修会や勉強会等、環境アドバイザーの研鑽の場を設ける。</p> <p>⑥自治体間、NPO・NGO、研究者や各種団体と積極的な情報交換を行う。</p> <p>⑦環境人材のネットワークづくりを行う。</p> <p>⑧「うごくる。」への参加者を増やし、地域ぐるみの取組、連携を働きかける。</p> <p>⑨一人でもグループでも取組を始めやすい環境整備を進める。</p> <p>⑩生物や自然環境を調査する研究家の育成を支援する。</p> <p>■「うごくる。」による行動変容促進と取組の環の拡大</p> <p>⑪「うごくる。」のコンテンツを充実する。</p> <p>⑫楽しみながら環境意識を向上させる工夫をする。</p> <p>⑬一人ではできないことが、仲間と一緒になら可能となることを伝える。</p> <p>⑭環境活動への参加を通じ、地域へ興味</p>	<p>■環境人材としての成長と育成への協力</p> <p>㉗地域ぐるみで、環境リーダーを支援するよう努める。</p> <p>㉘ジオガイド、森林アドバイザー、ゴミ適正処理啓発ボランティアのような人材養成講座に参加する。</p> <p>㉙環境アドバイザーによる環境学習を受講、体験する。</p> <p>㉚環境チェッカーに登録し、自然観察を行う。</p> <p>㉛各事業者において、環境改善活動を検討する。</p> <p>㉜環境アドバイザー研修会に参加し、将来的に環境アドバイザーとして活躍する。</p> <p>㉝環境人材ネットワークに参加する。</p> <p>㉞情報交換の場に積極的に参加する。</p> <p>㉟生物や自然環境等、専門的に調査している人材を地域で活用する。</p> <p>㊱生物や自然環境等、研究家の調査に協力する。</p> <p>■「うごくる。」をはじめとする活動への積極的な参加</p> <p>㊲「うごくる。」に参加する。</p> <p>㊳環境をテーマにした、世代間交流できる機会に積極的に参加する。</p> <p>㊴地区の環境懇談会に参加し、各地域でできる環境保全・改善行動に取り組む。</p> <p>㊵学習を行動に移す上での課題を確認する。</p>

<p>を持ってもらうよう働きかける。</p> <p>⑮ ゴミ出しボランティア等、地域課題解決への取組にあわせて環境を学ぶ機会を創出する。</p> <p>⑯ 行動するとポイントがもらえる等、相互利益となる仕組みを構築する。</p> <p>⑰ 環境活動に対して表彰する等、社会的評価の仕組みを作る。</p> <p>⑱ 環境活動を行いたい人や、環境に関する困りごとの相談窓口を設置する。</p> <p>⑲ 学習から実践へ行動変容を促す、多様な主体による意見交換の場を設ける。</p> <p>⑳ 各地区において環境に関する懇談会を実施し、地域における環境保全・改善行動を促す。</p>	<p>㉞ 意見交換会に参加し、自分たちでできる環境保全、改善行動に取り組む。</p>
--	--

場面別取組事例

ゴール1～6の取組事例を生活や事業活動の場面に置き換えて整理しました。

．．．．．生活編．．．．．

1 家の中では

① 電気をつかうとき

- ㊦ エネルギーを多く使う電化製品を同時に使用しない。
- ㊧ 炊飯器のご飯は長時間保温せず、残ったご飯は冷凍する、ドライヤーは「強」にして短時間で乾かす、洗濯機の乾燥機能はなるべく使わない、冷蔵庫の中身を整理し、物を詰め込み過ぎない等、エネルギーの賢い使い方を実践する。
- ㊨ 現在使っている家電製品の省エネモードをONにする。
- ㊩ 家電を買い替えるときは、できるだけ省エネ型を選ぶ。
- ㊪ エネルギー節約の優良事例を積極的に取り入れる。
- ㊫ コンセントにワットチェッカーを装着する等、電力の見える化をし、無駄な消費をなくす。
- ㊬ 極端に電力を使う時間が無いよう心掛ける。
- ㊭ 電力販売会社のウェブサイトやアプリ等を利用し、前年と比較しながら電気使用量が多い時間帯、曜日、月を把握する。
- ㊮ 地域新電力会社の電気を積極的に使う。特に地域産のゼロカーボン電力を積極的に利用する。
- ㊯ 自宅の太陽光発電で余った電気は、地域で使えるよう地域新電力会社に売電する。

② 料理をするとき

- ㊦ 「もったいない」意識を常に持ち、食品の適切な在庫管理を心がける。
- ㊧ 食品は必要な量だけ購入し、食べられる量だけ調理する。
- ㊨ 家庭にある食材を優先的に使う。
- ㊩ 余った食材を活用した調理をする。
- ㊪ 野菜はできるだけ捨てる部分を減らして調理する。
- ㊫ 生ごみ処理機器を活用した生ごみの堆肥化によるリサイクルの取組を行う。

③ ごみを出すとき

- ㊦ 3Rを徹底し、ごみ減量の徹底化を図る。
- ㊧ 燃やすごみから、紙、容器包装プラスチック、ペットボトル、製品プラスチックをできるだけ資源に分別する。
- ㊨ 埋立ごみから、ガラスびんを資源に分別する。
- ㊩ ルールに従ってごみを排出する。
- ㊪ 壊れたときには修理して使う。
- ㊫ 学校の制服や体操服は、卒業後必要な人に譲る等、捨てる前に必要な人がいないか声掛けをする。
- ㊬ リサイクルショップやリユースに関するアプリの活用等、再使用に向けて積極的な取組をする。

㊸リサイクルステーションや店舗回収を利用して、ペットボトルやびん、新聞紙、古紙のリサイクルに協力する。

㊹小中学校 P T A 等主催の資源回収事業に協力する。

④ 空調設備をつかうとき

㊶エアコンはサーキュレーターと併用する等し、適正な温度設定を保つ。また、エアコンの室外機の周りに物を置かない。

㊷暑くなる前にエアコン、扇風機等の機器の動作確認をする。

㊸地域産の薪、木質ペレット等、木質バイオマスエネルギーを積極的に利用する。

㊹消費電力の低い暖房機器を使う。

⑤ 気温が高いときのために

㊶熱中症対策のために温湿度計を備え、確認する。

㊷気温が高いときは、水分及び塩分を適宜補給する。

㊸非常時には活用できるよう、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）、クールシェアスポットを確認し、家庭や職場で共有する。

㊹気温が高いときは、屋外活動の時間を朝、又は夕方の涼しい時間に変更する。

⑥ 自然災害への備え

㊶ハザードマップを確認し、家族で避難場所、連絡方法を確認する。

㊷いざというときにすぐ持ち出せる防災対策グッズを用意しておく。

㊸災害時の対応を家庭、職場等、生活拠点ごとにあらかじめ決めておく。

㊹蓄電池、モバイルバッテリー等、災害時のエネルギーを確保する。

㊸異常降雨への対応策を実施するとともに、雨水の有効利用に努める。

2 敷地内では

㊶草木等の屋外焼却は、燃やす時間や場所、天候等に配慮し、周囲に迷惑の掛からないよう、最小限の範囲で行う。

㊷マイクロプラスチックの発生抑制のため、風雨等によるプラスチック類の紛失についても発生しないよう、屋外で使用しているプラスチック類の管理を徹底し、確実な処分に責任を持つ。

㊸家の前の道路等、身の回りの環境美化に取り組む。

㊹近隣に臭気を排出しないよう、日頃から意識を高める。

㊸簡易浄化槽の定期的な汲み取り等の管理に努める。

㊹下水道接続・合併処理浄化槽の設置に努める。

㊸年1回程度は所有する井戸水検査を実施するよう努め、災害時には出来る限り井戸水の提供を行う。

㊹所有する竹林を放置しないよう適正管理に努める。

㊸飼い猫は、国や県が推奨するルールを守り、責任をもって飼育する。

㊹家庭菜園等作物づくりや植物栽培を楽しむ。

㊸できる限り自らの土地を耕作放棄地としない。やむを得ず耕作できない場合は、近隣の迷惑とならないよう、適正管理に努める。

3 買い物では

- ㊦買い物に行くときには、冷蔵庫等の在庫のチェックを習慣化する。
- ㊧店頭では、賞味期限の短いものを積極的に購入する。
- ㊨「賞味期限」と「消費期限」、常温保存か要冷蔵か等、商品の情報を確認する。
- ㊩エコマーク、プラスチックスマート等の環境マークについて、身近に目にするものから意味を理解し、買い物をする際に判断材料として役立てる。
- ㊪フードマイレージや食品ロスを意識し、地元産農作物や製品を生活に取り入れる等、エシカル消費を実践する。
- ㊫無駄なものを購入しない、長く使えるものを購入する、詰め替え可能な商品を選ぶ、修理のできる商品（愛着の持てるもの）を選ぶ等、ごみになるものは購入しない。
- ㊬買い物をするときには、必ずマイバッグを持参し、使い捨てレジ袋は使わない。
- ㊭簡易包装を選択する等して、容器包装の削減に取り組む。
- ㊮無料でもらえる箸やスプーン等の食器をもらわない。

4 車両を買い替えるときには

- ㊯電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド電気自動車、ハイブリッド電気自動車、燃料電池車）を選び、選べない場合は、なるべく燃費の良い車を選ぶ。
- ㊰できるだけ大気汚染物質を排出しない車両を選択する。

5 家を建てる時には

- ㊱りんご並木のエコハウスや飯田版 ZEH 仕様の住宅見学会等で省エネ住宅を体感する。
- ㊲新築、増築又はリフォームするときは、地域産材を使用する。
- ㊳国、県、市等の補助制度を活用し、住宅のゼロエネルギー化に取り組む。
- ㊴エネルギー消費性能が向上する建築様式を採用して建て替える。
- ㊵環境に配慮され、かつ安全な施設の建替えに努める。
- ㊶建物全体のエネルギーを積極的に見える化する。
- ㊷国、県、市の補助制度を活用し、再生可能エネルギー機器を導入する。
- ㊸オンサイト発電等で自家発電し、蓄電システムや電気自動車での活用等で電力の自家消費率を高める。
- ㊹再生可能エネルギー機器を使用する場合は、機器の適切なメンテナンスを行い、性能が十分発揮されるようにする。
- ㊺太陽光発電設備を導入した場合は、蓄電システムや V2H を合わせて導入することで環境負荷低減への取組と防災力の向上に努める。

6 外出するとき

- ㊻車に不要な荷物を積んで走行しない等、エコドライブを実践し、無駄なガソリン等利用を控える。

- ④自動車を運転するときは、制限速度を遵守するとともに騒音を抑えるよう心掛ける。
- ⑤自動車を運転するときは、アイドリングストップに心掛ける。
- ⑥公共交通の時間に合わせた生活を取り入れる。
- ⑦通勤に健康づくりを取り入れるため、徒歩や自転車を積極的に利用する。

7 地域の環境美化への協力

- ⑦水辺美化活動やごみゼロ運動等一斉活動へ参加する。
- ④地域の街路樹落葉清掃や公園維持作業、道路脇の花壇づくり作業等に参加する。
- ⑤組合加入未加入に関わらず、「自分たちの住むまちは自分たちできれいにする」という意識を高める。
- ⑥地域での道水路維持管理の協働活動へ参加する。
- ④ポイ捨てされにくい環境づくりとして、側溝のごみ拾いや除草作業を行う。
- ⑦たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しない。設置してある場所が近隣にない場合には、たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し使用する。

8 環境イベントや保全活動、学習会への参加

- ⑦環境をテーマにした、世代間交流できる機会に積極的に参加する。
- ④「うごくる。」等、意見交換会に参加し、自分たちでできる環境保全、改善行動に取り組む。
- ⑤環境学習に参加することで、楽しく知り合いを増やして、地域での活動にも参加する。

①環境学習・自然講座への参加

- ⑦美術博物館やかわらんべ等で行われる自然講座や水生生物観察会等に参加する。
- ④地域や公民館等で開催される環境学習に積極的に参加し、環境に配慮した行動を実践する。
- ⑤ジオガイド、森林アドバイザー、ゴミ適正処理啓発ボランティアのような人材養成講座に参加する。
- ⑥環境アドバイザーによる環境学習を受講、体験する。
- ④環境チェッカーに登録し、自然観察を行う。
- ⑦ごみの組成調査に積極的に参加する。
- ④生活環境、廃棄物、気候変動等、さまざまなテーマの環境問題について繰り返し学びを深める。

②森林保全活動への参加

- ⑦森林の多面的機能に興味を持ち、里山保全活動に参加する。
- ④地域の森林保全活動に協力する。
- ⑤森林所有者は、自分の山林を明確に把握するとともに、森林所有者調査に協力する。
- ⑥いいだ親林学校等に参加し、山の手入れや機材の使用方法を学ぶ。
- ④エコパーク・ジオパークのPRイベントや現地ツアーに参加する。
- ⑦植樹祭や自然観察会、野底山森林公園、妙琴公園、かざこし子どもの森公園等

で行われる森林の魅力を感じ取るイベント等に参加する。

③ 在来生物保護と自然の理解

- ㊦ 身近な生物や森林でのアウトドアレジャー、キャンプや野遊びを楽しむ。
- ① 生物に興味を持ち、観察や育成を楽しみながら、生物多様性等生物に関するイベントに積極的に参加する。
- ② 特定外来生物や有害鳥獣の駆除活動に協力する。
- ③ 外来種被害予防三原則に対する認識を高めるように努める。
- ④ 豊かな生態系を構成する湿地等市内の重要な地域の保全活動に参加する。
- ⑤ 水生生物が生息できる良好な水質環境の維持活動に参加する。
- ⑥ 保護団体等が開催する生物の生息地の保全活動に関心を持ち、積極的に参加する。
- ⑦ ネイチャーポジティブの重要性について理解を深め、実現に向けて行政や保護団体等の活動に協力する。
- ⑧ ギフチョウやハナノキ等、当地域の在来の希少生物の保全活動や生態系を守る活動に参加する。

・・・・・・・・・・事業活動編・・・・・・・・・・

1 積極的な省エネルギーの取組

- ㊦ 電力使用を伴う業務用機器を買い替えるときには、より省エネ性能の高いものを選択する。
- ① 省エネルギー診断を活用し、無駄なエネルギー利用を把握するとともに、その原因となる事象を解決する。
- ② 事業者が提供するデマンドレスポンスサービスの利用等により効率的な電力使用を意識的に行う。
- ③ 経営への影響を見据えた省エネ目標を共有して行動に移す。
- ④ 電力販売会社のウェブサイトやアプリ等を利用し、前年と比較しながら電気使用量が多い時間帯、曜日、月を把握する。
- ⑤ 事業者向け省エネセミナーを受講し、事業所のエネルギー使用量や CO₂ 排出量が見える化し、日常的に省エネに取り組む。
- ⑥ 省エネルギーの優良事例を積極的に取り入れる。
- ⑦ コンセントにワットチェッカーを装着する等電力の見える化をし、無駄な消費をなくす。
- ⑧ 勤務体制の工夫等によるデマンドコントロールを実施する。
- ⑨ テレワーク、リモート会議等の DX を積極的に導入する。

2 再生可能エネルギーの導入や使用電力の脱炭素化

- ㊦ 国、県、市の補助制度を活用し、再生可能エネルギー機器を導入する。
- ① オンサイト発電等で自家発電し、蓄電システムや EV での活用等で電力の自家消費率を高める。
- ② 再生可能エネルギー機器を使用する場合は、機器の適切なメンテナンスを行い、

性能が十分発揮されるようにする。

- ④太陽光発電設備を導入した場合は、蓄電システムやV2H、V2Bを合わせて導入することで環境負荷低減への取組と防災力の向上に努める。
- ⑤水素をはじめとする未利用再生可能エネルギーに関心を持ち、セミナーや研究会等に積極的に参加する。
- ⑥自ら作って余った電気は、地域で使えるよう地域新電力会社に売電する。
- ⑦脱炭素経営に向けて再エネ比率の高い電力、非化石証書の購入及びJクレジット等を積極的に利用する。
- ⑧地域新電力会社の電気を積極的に使う。特に地域産のゼロカーボン電力を積極的に利用する。
- ⑨制度資金を積極的に活用する等、将来を見据えた脱炭素経営を導入する。

3 異常気象への対応

- ⑦BCP（事業継続計画）を策定する。
- ①熱中症対策のために温湿度計を備え確認するとともに、水分及び塩分の適宜補給を促す。
- ②感染症、熱中症等の対策を講じるとともに、発症時の連絡体制を決め、周知する。
- ③非常時には活用できるよう、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）、クールシェアスポットを確認し、職場で共有する。
- ④異常降雨への対応策を実施するとともに、雨水の有効利用に努める。
- ⑤蓄電池、モバイルバッテリー等、災害時のエネルギーを確保する。
- ⑥年1回は所有する井戸水検査を実施するとともに、災害時に出来る限り井戸水の提供を行う。

4 生物多様性の回復と森林の保全

- ⑦開発工事を検討するときには、計画段階で野生希少動植物の生態系の確認を行い、その保護に努める。
- ①生物多様性の基本的な知識や国際的な最新情報に関心を持つ。
- ②豊かな生態系を構成する湿地等、市内の重要な地域の保全活動に協力する。
- ③当地域の希少生物や絶滅危惧種への関心を高め、それらを保全する活動に協力する。
- ④ネイチャーポジティブの実現に向け、行政や保護団体等の活動に協力する。
- ⑤森林の多面的機能に興味を持ち、里山保全活動に協力する。

5 廃棄物管理・プラスチック削減

- ⑦マイクロプラスチックの発生抑制のため、劣化したプラスチック製品の使用を控え、適切に処分する。
- ①事業系廃棄物のリサイクルに取り組む。
- ②店頭回収を行っている事業者は、品目の拡大と推奨を図る。
- ③信州プラスチックスマート運動等の機会を通じて、プラスチックの再資源化に取り組む。

6 地域への影響の抑制

- ㊦機械の選定や工法を工夫し、騒音・振動の削減に取り組む。
- ㊧ダンプ等工事車両の速度制限等により騒音抑制を図る。
- ㊨自動車を運転するときは、制限速度を遵守するとともに騒音を抑えるよう心掛ける。
- ㊩生活や事業において大きな騒音や振動が発生しないよう心掛ける。
- ㊪事業者は、排ガス、排煙等に含まれる大気汚染物質や粉じんの排出を抑える。
- ㊫車両を運転するときは、アイドリングストップに心掛ける。
- ㊬車両を買い替えるときには、できるだけ大気汚染物質を排出しない車両を選択する。
- ㊭下水道接続・合併処理浄化槽の設置に努める。
- ㊮新たに事業所を新築、移転する際には、「飯田市版立地適正化計画」に基づき、都市機能集積区域への立地を検討する。
- ㊯ポイ捨てさせないよう、管理する敷地等の環境美化を行う。
- ㊰自動販売機設置者は、あわせて回収容器を設置し、適切に管理する。
- ㊱看板等を設置するときは、屋外広告物に関する基準を遵守し、景観を保全する。

．．．．．地域編．．．．．

1 環境を学び考える機会の提供

- ㊦地域の文化祭等において環境学習を開催し、様々な世代が参加しやすくする。
- ㊧地域ぐるみで、環境リーダーを支援するよう努める。
- ㊨様々な機関と連携して、環境学習プログラムを利用した環境学習の定期的開催に努める。
- ㊩環境学習実施者は、様々な世代に応じた環境学習が行えるよう配慮する。
- ㊪地域の困りごとを話し合い、その解決のため、地域環境権条例を活用する。

2 地域の美化活動と汚染の防止

- ㊦効果的な手法を用いて、地域で共同して病虫害防除を実施する。
- ㊧市民がルールに従ってごみを排出するよう、市の啓発に協力する。
- ㊨状況に応じ、環境美化重点路線、重点区域を指定するよう市に申請し、美化活動を推進する。
- ㊩高齢化や人口減少に配慮しながら無理をしない範囲で地域の美化活動を継続する。
- ㊪アダプトシステムでの環境美化に積極的に参加する。

3 生態系の保護と森林の保全

- ㊦ニホンジカによる生態系への被害を削減する対策に協力する。
- ㊧イノシシ、サル、カラス等の鳥獣害被害を防ぐための対策に取り組む。
- ㊨猟友会の後継者不足対策を検討する。

- ④生物や自然環境等、専門的に調査している人材を地域で活用したり、研究家の調査に協力したりする。
- ④チェーンソーや管理機等を安全に扱える人材を養成し、自分たちで森林や農地を整備できるようにする。
- ④地域の林道や山道、水みちの整備活動に参加する。
- ④山岳団体を中心とした山岳地域の自然環境保全活動に取り組む。

4 景観の保全・育成

- ⑦飯田市景観計画を推進し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐ。
- ①時代や環境の変化に応じて、地域の景観継承方法等について適宜協議する。
- ⑦地域の里山や田園といった農村の美しい景観を保全する。
- ④当市が持つ美しい農村風景に誇りをもって景観維持に努める。
- ④地域が主体となり、景観ルール作りを行う。
- ④放置竹林対策を実施する。
- ④地域主体で検討された景観育成の取組の先進事例を学びながら、景観育成に努める。
- ⑦地域の美しい景観が見渡せる「眺望点」を選定する。
- ⑦耕作放棄地活用策を検討し、実践する。

4 推進体制と進行管理

■推進体制

第5次改訂版に引き続き、「環境文化都市の再構築」にむけ、「環境の飯田市」を特徴づけてきた長所を、より市民全体のものとする「土壌づくり」がなされ、様々なリスクを成長へ変える「転換」による新たな発想と行動が生まれる計画とします。

そのために、市民、事業者、行政等、参画者の多様性を確保しつつ、同じ目的に向かって行動を起こしていくことが重要です。

これらを実現するために、「機会」と「場」を数多く設定し、参画主体の拡大を図ることで、多様な主体間で情報共有がなされ、協働による行動・実践を繰り返し、経験値を積み重ねながら環境文化都市実現へ向けていく、環境文化都市づくりプラットフォーム「うごくる。」を契機とした、多様な主体による協議の場や活動の機会の充実、拡充を図るとともに、市民、事業者、行政の協働により環境文化都市実現に向けて「確かな歩み」を進めていきます。

■本プランの進行管理

本プランの進行管理は、毎年度、戦略を立て、事務事業を計画し、実施、評価、改善によるPDCAサイクルで進行管理する「いいだ未来デザイン2028」及び事務事業と連動させることで、自己評価とともに議会、市民による意見や助言を取り入れながら実施していきます。

上記に加え、飯田市環境基本条例第8条の規定により、本プランの進行管理を行うために、「環境レポート」を毎年作成し、公表します。環境レポートは、21'いいだ環境プランに基づき、行われた事業の実績を飯田市環境審議会への報告を経て広く公表していくことで、課題の整理や新たな課題発見を通じ、次年度の取組に生かしていくものです。

5 第6次改訂版策定に際して考慮すべき現代の環境問題

初めに……………

現代は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。2023年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前の平均と比較して1.45°C(±0.12)高くなり、国内を含む世界各地で異常高温、気象災害が多発しました。2020年に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を明らかにしました。このような環境への危機意識は、今でこそ広く共有されていますが、ローマクラブによる「成長の限界」、国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」等、実に50年以上前から先人達が警鐘を鳴らしていました。また、約30年前の1995(平成7)年版の環境白書では、すでに現代文明の地球的限界を述べていましたが、残念ながら、現代ではすでに地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあります。

現在の環境・経済・社会の課題解決のためには、現状の経済社会システムの延長線上での対応では限界があります。1994(平成6)年に策定された国の第一次環境基本計画が示した「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。」という本質的な問題提起に対応し、産業革命以降の近代文明を支えてきた、化石燃料等の地下資源へ過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源基調の、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が必要であり、しかもこの大変革に残された時間はほとんどありません。今後、約30年の間に新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策は、「勝負の10年」と言われており、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されています。

2024(令和6)年の元日に発生した「令和6年能登半島地震」は、私たちに自然の脅威を改めて認識させることとなりました。自然に対する畏敬の念を持つ等、我が国の伝統的な自然観の下、自然との共生を目指すとともに、地球の健康と人の健康とを一体的に捉える「プラネタリー・ヘルス」の考え方が重要となってきています。更には、個人、地域、企業、国、地球がいわば「同心円」の関係にあるとして、一人一人が意識し、行動することが必要です。

環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を目指していくことが、今、求められています。

①気候変動への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2023年4月、WMO（世界気象機関）は「地球気候の現状に関する年次報告」を公表しました。この報告によると、干ばつ、洪水、熱波が多く地域で発生し、経済的損失も増加しています。過去8年間、世界の平均気温が記録的に高く、海面や海洋温度の上昇も続き、今後も長期にわたって続く予測されています。特に南極の海氷域は観測史上最小まで減少し、温暖化の進行を示す重要な指標となっています。2021年には異常高温が世界各地で記録され、南アジアやヨーロッパの一部では洪水や熱波により甚大な被害が発生しました。南アジアでは大雨で2,200人以上が死亡し、ドイツとベルギーでは、7月の大雨による洪水で240人以上が亡くなり、417億米ドルの経済被害が報告されています。

2023年の平均気温は産業革命以前より約1.45°C上昇し、パリ協定⁵⁰の1.5°C目標に近づいています。この事態を受け、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と警告し、各国や企業に対して気候変動対策の強化を求めました。今後、より大規模なCO₂削減目標が必要であり、具体的な行動が求められています。

2023年にIPCCが発表した第6次評価報告書では、気候変動が大気、海洋、陸地に広範な被害をもたらしていると強調されています。報告によると、33億～36億人が気候変動の影響を受けやすい環境に住んでおり、特に脆弱な国々が大きな影響を受けています。気温上昇を1.5°C以内に抑えることは、最悪の影響を避けるために重要であると多くの科学者が同意しており、2021年に開催されたCOP26でもこの目標が確認されました。

しかし、2023年11月に国連が発表した報告書によれば、各国が提出したGHG（温室効果ガス）⁵¹削減目標がすべて達成されても、2030年には排出量が51.6ギガトンに達し、2010年比で8.8%増加すると予測されています。IPCCは、気温上昇を1.5°C以内に抑えるには、2030年までに2019年比で43%削減が必要であるとしています。この目標を達成するには、財源の確保や技術移転が不可欠です。

2023年12月に開催されたCOP28では、パリ協定の目標達成に向けた「グローバル・ストックテイク（GST）⁵²」が実施され、成果文書が採択されました。この文書では、2050年までにネットゼロを達成するために、化石燃料からの脱却やエネルギー転換が急務であるとされています。特に、今後の10年間で行動の加速が求められており、各国は2025年までに次期目標を設定することになっています。特に、温室効果ガスの排出量の多い10カ国が世界全体の68%を占めていることから、これらの国々には大きな責任があります。気候変動への対応は、生活の質を改善しながら経済的利益をもたらす可能性が高く、各国の協力が求められます。

日本国内では、2020（令和2）年に菅義偉元総理大臣が「2050年カーボンニュー

⁵⁰ パリ協定：2015年にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された、気候変動に関する国際的な枠組み。

⁵¹ GHG（温室効果ガス）：大気中に存在し、地球の表面から放出される赤外線（熱）を吸収して、地球を暖める効果を持つガスの総称。

⁵² グローバル・ストックテイク（GST）：パリ協定に基づいて定められたプロセスであり、気候変動対策における世界全体での進捗を定期的に評価する仕組み。

トラル」を宣言し、1,000以上の自治体がゼロカーボンシティ⁵³を目指しています。経済産業省は「GX（グリーントランスフォーメーション）⁵⁴」を推進し、産官学連携による脱炭素社会の構築を進めています。GX 実行会議にはエネルギー関連企業や消費者団体、金融機関等が参加し、社会全体でのエネルギー転換が進められています。

飯田市は2021（令和3）年に「2050年いいだゼロカーボンシティ」を宣言し、2022（令和4）年には国の進める「脱炭素先行地域」に選定されました。市内では小中学校や川路地区で、再生可能エネルギーの活用やCO₂排出削減に向けた先進的な取組が進められています。

②生物多様性の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

日本には90,000種以上の生物が確認されていますが、未発見のものを含めると、その数は300,000種以上に達する可能性があります。日本の生物多様性の特徴は、豊かな生物相と固有種の多さにあります。

日本では、四季の変化、中国大陸との地史的なつながり、火山や地震、津波等の自然災害により、多様な生息環境が形成されています。こうした背景から、日本は世界的にも生物多様性の保全上重要な地域として認識されています。

私たちの生活は、酸素、食糧、木材、繊維、医薬品等、多くの恵みを生物多様性から享受しています。地域固有の生物多様性に基づく知識や技術、感性や美意識も培われており、生物多様性は日本文化の根幹でもあります。しかし、生息地の変化や過剰利用、汚染等により、生物多様性は危機に直面し、地域社会の不安定化も招いています。生物多様性を守り、回復するためには、環境問題や経済的課題、社会的課題を統合的に解決する必要があります。

さらに、農業や林業等の活動によって形成された里山には、多くの生物が生息しています。自然環境の保護だけでなく、こうした二次的な自然環境の保全も重要です。しかし、一次産業の衰退や過疎化により、これらの環境も危機に瀕しています。人間と自然の健全な関係を維持するか、再構築する必要があります。

国内の生物多様性には3つの大きな危機があります。1つ目は人間の経済活動や開発による危機、2つ目は自然との関わりが減少することによる危機、3つ目は外来種等、人為的に持ち込まれたものによる危機です。さらに、地球温暖化をはじめとする地球環境の変化は、生物多様性に大きな影響を与えており、これが「第4の危機」として捉えられています。

こうした危機に対し、国内外でさまざまな対策が講じられ、一定の効果が見られるものの、依然として生物多様性の損失は深刻な問題です。地球規模での無秩序な開発や気候変動により、多様な遺伝資源の減少・消失が続いており、生態系が限界を迎えると、生物多様性の劇的な損失と、生態系が提供するサービス（例えば、食料供給や水の浄化等）が低下する危険性があります。これにより、世界の食糧需給

⁵³ ゼロカーボンシティ:二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指した都市。

⁵⁴ GX（グリーントランスフォーメーション）:温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入、エネルギー利用の効率化等を通じて、持続可能な社会を実現しようとする取組。

や水資源の逼迫も懸念されています。

生物多様性の問題は、かつては気候変動問題ほど理解が進んでいませんでした。しかし、2010（平成 22）年に名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）を契機に、その重要性が広く認識されるようになりました。それ以降、日常生活でも地球温暖化対策と同様に、生物多様性の影響を意識した行動が広がっています。

その後も、2022年にモントリオールで行われた COP15 において、「2030年までに地球上の陸域、海洋、沿岸域、内陸水域の30%を自然環境エリアとして保全する」という歴史的な合意が締結されました。この合意では、生物多様性がなければ持続可能な開発や安定した気候は実現できないことが確認されました。

飯田市では、生物多様性の保全と自然資源を活用した持続可能な経済活動を行う「ユネスコエコパーク」（生物圏保存地域）に取り組んでいます。市内では、上村及び南信濃の区域をエリアとし、近隣の山梨県や静岡県含の市町村を含む10の市町村と協議会を設立し、2014（平成 26）年にユネスコから認定を受けました。また、外来生物の周知や駆除、希少植物の保護活動が市民や企業により進められ、市も支援しています。

三遠南信自動車道やリニア中央新幹線の工事では、生態系への配慮が求められ、環境アセスメント⁵⁵が実施されています。しかし、失われた生態系の復元は容易ではないため、慎重な対応が必要です。そのため、里山等の人の手で維持される自然環境の保全も重要です。

③循環型社会への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

大量生産と大量消費は、大量廃棄社会を招き、環境と共生する暮らしや資源循環を阻害しています。その結果、気候変動、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊等、環境問題がさらに深刻化しています。また、資源、エネルギー、食糧の需要増加に伴う廃棄物の増加が、世界全体で深刻化しています。従来の先進国が主導する一方通行型の経済から、持続可能な資源利用を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー⁵⁶）」への移行が、世界的潮流となっています。

循環経済は、従来の3Rに加え、資源の新規投入と消費を抑えつつ、既存の資源を有効活用して付加価値を高める活動です。単に抑制するだけでなく、積極的に資源や製品の価値を高め、資源消費と廃棄物発生を最小化を図ります。このような潮流により、大量生産と大量消費の拡大は、資源利用に対する制約が強まると予測されています。現在、気候変動対策や生物多様性の保全と並んで、循環経済への移行は国際社会共通の重要課題であり、取組を強化すべき大きな動きとなっています。

気候変動対策においても、資源循環は非常に大きな貢献を果たすと考えられています。食料の需給の観点では、世界には慢性的な栄養不足に苦しむ人が多くいる一方、日本では、まだ食べられる食品が廃棄される「食品ロス」が大量に発生しています。

⁵⁵ 環境アセスメント：開発が環境に与える影響を事前に調べること。

⁵⁶ 循環経済（サーキュラーエコノミー）：環境への負荷を軽減しながら経済成長を目指すための重要なアプローチ。

この事実を看過することはできません。世界人口の増加や経済発展に伴う廃棄物の増大は、海洋にも影響を及ぼしています。特に「マイクロプラスチック」をはじめとするプラスチックごみが生態系に与える悪影響が指摘されており、2050年までに海洋中のプラスチックごみが魚の量を上回るという試算も発表されています。これを受け、2019（令和元）年の「G20大阪サミット」で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が提案され、2050年までに海洋プラスチックごみの追加的汚染をゼロにすることが目指されています。さらに、2023（令和5）年のG7広島サミットでは、この目標年を2040年に前倒しし、取組を一層加速させることが合意されました。

国内でも、プラスチック資源の有効利用率の低さや海洋プラスチックごみによる環境汚染が課題となっており、政府は2019（令和元）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。2020（令和2）年には「レジ袋有料化義務化」が施行され、2022（令和4）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。飯田市でも、レジ袋有料化や製品プラスチックの分別変更等、資源循環の取組が進められており、市民生活に変化が生じています。これらの3Rの推進により、一人当たりの一般廃棄物の発生量や産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあります。廃棄物処理の担い手やリサイクル先の不足が懸念されています。

一方で、高齢化と人口減少が進む中、農林業の担い手不足による第一次産業の衰退と中山間地の過疎化が加速しています。これに伴い、老朽化したインフラの更新時に廃棄物が増加することや、空き家や空き店舗の廃棄が増える懸念もあります。さらに、地域住民の高齢化により、ごみ集積所の運営が難しくなっている地域や、ごみ出しが困難な高齢者の増加、そして「ごみ屋敷」問題も深刻化しています。

こうしたごみ問題への対策として、飯田市では可燃ごみの減量に取り組んでいます。可燃ごみの減量は、焼却にかかるエネルギーと焼却灰の排出量を減らし、費用と温室効果ガスの削減に貢献します。市有施設のエネルギー消費削減や市民への啓発活動を進め、3Rの実効性を高めていく必要があります。

ごみ問題に加え、近年の自然災害による廃棄物問題も深刻化しています。南海トラフ巨大地震が発生した場合、東日本大震災の16倍もの廃棄物が発生する可能性があります。飯田市でも「災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場の確保やし尿処理等、具体的な対策が求められています。

④生活環境の保全と良好な都市環境の創造・・・・・・・・・・・・・・・・

私たちの周りの環境を悪化させる要因として、これまで主に大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等からなる「典型7公害」が問題とされてきました。近年では、これに加えて、ダイオキシンやアスベスト、水銀、PM2.5⁵⁷（微粒子状物質）、酸性雨⁵⁸といった新たな問題も発生しており、それに対する対応が求められています。また、プラスチック製品が河川や海洋に流れ込み、「マイクロプラスチック」となって生態系に悪影響を与える問題も注目されています。さらに、東

⁵⁷ PM2.5：空気中に浮かぶ非常に小さい粒子。健康に悪影響があることがある。

⁵⁸ 酸性雨：大気中の汚染物質が雨に溶け込み、酸性の雨になる現象。

日本大震災や能登半島地震を契機に、原発の安全性と放射能汚染への関心が高まっています。最近では、人工の光が生活環境や生態系に悪影響を与える「光害」という新しい問題も認識され始めています。このように、従来の典型 7 公害以外にも、私たちの健康と安全を脅かす要因が増えています。

現在、広範囲にわたる深刻な健康被害は少ないものの、一部の地域では、いまだに騒音や悪臭に悩む人々が存在しています。たとえば、工場からの悪臭が問題となっている場所や、道路の騒音に困っている方、凍結防止剤による金属腐食に悩んでいる方、野良猫によるふん尿被害に苦しんでいる方もいます。また、廃棄物の野外焼却による煙や臭いに対する苦情も絶えません。さらに、「ごみ屋敷」や、管理が行き届いていない空き家や空き地による環境悪化についても、市に訴えが寄せられています。現在進行中のリニア中央新幹線工事では、車両通過による沿道や周辺環境への影響が懸念されています。また、開通後の環境に対する懸念の声もあります。

これらの問題に対応するため、市は河川の水質や騒音、悪臭等を定期的にモニタリングし、問題が発生した場合には現場調査を行っています。原因が特定された場合には、関係者に対して適切な指導を行っていますが、すべての問題が即座に解決できるわけではありません。それぞれの問題に対して、慎重かつ具体的な対応を進めていきます。

さらに、良好な都市環境を作ることも重要な取組です。これには、良好な景観の維持、資源消費の抑制と循環利用、温室効果ガスの削減、自然環境の保全と回復を考慮した土木や建築が必要です。景観保全に関しては、2004（平成 16）年の景観法制定を受け、飯田市でも 2007（平成 17）年に景観条例を制定し、「飯田市景観計画」を策定しました。2022（令和 4）年度までに、8 つの地域で景観計画が策定され、市内の 3 地区では住民協定が進行中です。また、リニア中央新幹線の駅周辺整備では、景観に配慮した取組が進められており、省エネルギーや再生可能エネルギーを活用したまちづくりも進行しています。加えて、川路地区で進められている脱炭素先行地域の取組は、環境に配慮した住みやすい都市づくりの一環です。この取組では、2030 年までに CO₂ 排出量を実質ゼロにすることを目指しています。また、個々の住宅でのエネルギー脱炭素化を推進する「ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）」の建設促進策も進んでいます。飯田市では「飯田版 ZEH」という基準を設け、該当する住宅の建築に対して補助を行っています。

⑤環境学習の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

気候変動や生物多様性の危機等の環境問題は、人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題です。豊かな自然環境を守り、次の世代へ引き継ぐためには、エネルギーの効率的な利用等、環境に配慮しつつ持続可能な社会を構築する必要があります。こうした社会を実現するには、すべての人が積極的に環境保全活動に取り組み、市民が様々な機会を通じて環境問題について学ぶことが重要です。

かつては、環境問題といえば主に経済活動による排水や悪臭が中心でした。その後、排気ガスによる大気汚染、自動車騒音、廃棄物処理が課題となり、現在は地球

温暖化という新たな問題に直面しています。このように、時代とともに環境問題は変化していますが、どの時代の環境問題においても、私たちは加害者であり被害者でもあります。環境問題の多くは、私たちが便利さを求め、大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきたことが原因です。このライフスタイルの問題を解決するためには、適切な情報提供と環境教育が必要です。

現在、国際的な環境教育は、環境問題の解決だけでなく、持続可能な社会を担う人材を育てる教育としても重要視されています。環境教育は『ESD (Education for Sustainable Development) = 持続可能な開発のための教育』という概念へと発展しており、日本でも 2003 (平成 15) 年に「環境教育推進法」が制定され、国全体で環境教育に取り組む方向性が明確になりました。さらに、2020 (令和 2) 年度から実施されている新しい学習指導要領では、学校教育において「持続可能な社会を創る人材の育成」が掲げられ、ESD の理念が組み込まれています。

持続可能な社会を実現するためには、児童生徒だけでなく、すべての人が環境問題を正しく理解し、その解決に向けて積極的に取り組む必要があります。環境学習を通じて、現在及び将来の環境問題とその対策について広く学ぶことが、今日の環境課題に向き合うための基礎となります。学校、公民館、職場、家庭等、あらゆる場で環境学習を進めることで知識が深まり、情報が共有されます。環境学習を推進し、私たちが直面している様々な環境課題の解決を目指すことが、今後ますます重要になっていきます。

飯田市では、小中学校や公民館で環境学習の講座を開催したり、住民組織を対象とした学習会を行ったりしています。近年では、高校での探求学習で環境分野を学ぶ機会も増えています。また、2008 (平成 20) 年に認定を受けた日本ジオパークのエリアを活用し、地元高校生や全国の大学生、研究者がともに学び、研究を深める取り組みも行われています。

他にも、飯田市が目指す環境文化都市の取組を支援するプラットフォーム「うごくる」が 2022 (令和 4) 年度に設立され、講演会や学習会等を通じて市民の活動を後押ししています。

現代の複雑な環境問題に対処するためには、正しい情報を得て理解し、それを行動に反映する学習の取組がますます重要となってきます。

6 21'いいだ環境プランのこれまでの歩み

●21'いいだ環境プラン（対象期間：1996（平成8）年12月～2002（平成14）年7月）

「21'いいだ環境プラン」は、「環境文化都市」を目指す都市像として掲げた第4次飯田市基本構想における、環境政策分野の総合的行政計画として策定しました。

◆主な取組

- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進のため、ごみ処理費用負担制度を導入し、分別の徹底を図りました。
- ・ 住宅用太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置補助制度を導入しました。
- ・ 市の公用車に、ハイブリッド車の導入を始めました。
- ・ 緑化樹木選定指針に基づき、街路樹や公共施設等の植樹を行うようにしました。
- ・ 環境教育と里山保全の場として、各学校で学友林の整備を行いました。
- ・ 水質汚濁防止や騒音対策等を進めるために、定期的な観測測定を行うようにしました。
- ・ 市民が積極的に身近な環境保全に関われるように、飯田市環境調査員（以下「環境チェッカー」という。）制度を導入しました。
- ・ 市民同士が環境について学び合えるように、環境アドバイザー制度を設けました。
- ・ 市役所がISO 14001を認証取得するとともに、「地域ぐるみでISOへ挑戦しよう研究会（現:地域ぐるみ環境ISO研究会）」に加入し、日常的な環境負荷の低減に取り組むようになりました。
- ・ 市内の企業が開発した環境配慮型製品を「ぐりいいんだ」として認定し、公表する制度を設けました。

●第1次改訂版（対象期間：2002（平成14）年8月～2008（平成20）年2月）

基本的な部分を継承しつつ、市民の主体的な参加を得て、内容を見直しました。

◆主な取組

- ・ 桐林クリーンセンター建設に伴い、ごみの資源化や分別の適正化に努めた結果、廃棄物の減量が進むようになってきました。
- ・ 木質バイオマス利用への取組を始め、公共施設へのストーブ、ボイラーの設置や住宅向け補助制度を導入しました。
- ・ 環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業（通称:「平成のまほろば」まちづくり事業）」の採択を受け、太陽光市民共同発電プロジェクトやESCO事業が動き出す等、自然エネルギー利用や省エネルギーへの取組が大きく前進しました。
- ・ 飯田市景観条例や飯田市緑の育成条例が施行され、市街地の緑化や景観形成を、計画的かつ市民参加で実施していく仕組みが動き出しました。
- ・ 地域自治組織が発足し、環境保全や防災等での地域の主体的な活動が大きくなりました。
- ・ 環境自治体会議いいだ会議の開催やこども環境会議等、環境のまちづくりを学び合う場が設けられ、多くの市民が参加し、自分たちの取組を再確認しました。

- ・NPO/NGOが主催する「日本の環境首都コンテスト」において、度々表彰されるようになり、環境への取組が全国に知られるようになりました。
- ・市役所がISO 14001の運用を、自己適合宣言に切り替えました。
- ・「地域ぐるみ環境ISO研究会」が、簡易版の地域の環境マネジメントシステム「南信州いいむす21」を構築し、地域内の事業者への普及を始めました。

●第2次改訂版（対象期間：2008（平成20）年3月～2012（平成24）年3月）

飯田市第5次基本構想基本計画の策定と「環境文化都市宣言」を受けて改訂を行いました。市民参加による内容の見直し等を行い、施策の柱の一つである「各分野を支える基盤的施策」を「環境と経済が好循環したまちづくり」に変更し、また、リーディング事業を設けました。さらに、期間中に内閣府から「環境モデル都市」に選定され、自然エネルギー利用の普及を強化するとともに、公民協働で事業を行っていくという方向が定まりました。

◆主な取組

- ・2008（平成20）年度に内閣府から「環境モデル都市」に選定されました。
- ・2010（平成22）年度の第10回（最終回）「日本の環境首都コンテスト」において「明日（あした）の環境首都賞」を受賞しました。
- ・南信州地域において、買い物時のレジ袋削減の取組として、レジ袋有料化を導入しました。今では、マイバッグ持参が定着しています。
- ・新最終処分場（グリーンバレー千代）が整備され、ごみの減量化（リデュース）への取組が強化されました。
- ・桐林クリーンセンター敷地内に広域連合が「リサイクルセンター」を整備し、リユースへの取組を強化し始めました。
- ・市民の意見を背景に、使用済物品等を適正に保管するための環境保全条例が改正されました。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民の目が厳しくなり、地域での啓発防止活動が盛んになるとともに、行政の取組強化が求められるようになりました。
- ・アレチウリの駆除や河川敷の環境美化等の自主的な地域活動が盛んになってきました。
- ・南アルプス高山植物等、保全対策連絡会と連携して、ニホンジカ等の増加により脅かされる高山植物の種の保全に取り組みはじめました。
- ・東日本大震災に伴う原発事故の影響の懸念から、空間放射線量等の測定を始めました。
- ・「りんご並木のエコハウス」が建設され、環境を意識した市民サロンの開催等、活発に利用されています。年間1万人近い人が訪れています。
- ・太陽光発電の普及を促進する手段の一つとして、初期投資不要の「おひさま0円システム」が始まりました。
- ・中部電力株式会社との協働による「メガソーラーいいだ」が川路地区に整備され、運転が始まりました。
- ・移動手段の低炭素化を促す「自転車市民共同利用システム」の運用が始まりました。
- ・バイオマスタウン構想を策定し、木質バイオマス普及について、通年需要の開拓、原料と製品の流通システムの整備という課題への取組が始まりました。

- ・地元企業が共同開発したLED防犯灯が、市内だけでなく市外でも採用され普及が進みました。

●第3次改訂版（対象期間：2012（平成24）年4月～2017（平成29）年3月）

第2次改訂版の対象期間中に発生した環境政策を取り巻く状況の変化を反映させるとともに、改訂時期が第5次飯田市基本構想後期基本計画の策定期と重ったことを受けて改訂を行いました。

◆主な取組

- ・2013（平成25）年度に、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が施行され、地域等においてこの条例に基づき行われる再生可能エネルギー事業（以下、「地域公共再生エネルギー活用事業」という。）への取組が本格化しました。また、上村地区では、小沢川を活用した小水力発電による持続可能な地域づくりに向け、認可地縁団体である上村まちづくり委員会が出資し、株式会社を設立しました。
- ・2014（平成26）年度に、飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例が施行され、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐ取組が強化されました。
- ・2014（平成26）年度に、南アルプスがユネスコエコパークに登録され、自治体の枠を超えて生物多様性の取組を行っていくことで、豊かな自然を継承していく取組が始まりました。
- ・多様な主体による協働の重要性が高まってきたことを踏まえ、飯田市の環境政策の課題を行政、地域、事業者、市民が共有し、更なる協働を進めることとなりました。
- ・プランの進行管理を、第5次飯田市基本構想後期基本計画及び飯田市環境マネジメントシステムISO 14001による進行管理と連動させました。

●第4次改訂版（対象期間：2017（平成29）年4月～2021（令和3）年3月）

飯田市基本構想が第6次である「いいだ未来デザイン 2028」に移行することを受け、時代に即した環境政策へリニューアルするとともに、第3次改訂版の対象期間中に発生した変化を反映させました。

◆主な取組

- ・2017（平成29）年に飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ（家庭系一般廃棄物）、事業者のみなさんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ（事業系一般廃棄物）の焼却処理は、桐林クリーンセンターの使用期間満了に伴い『稲葉クリーンセンター』に移行され、稼働を開始しました。
- ・焼却施設の変更に伴い、飯田市でも、ごみ分別内容の変更を行いました。また、これまで「埋立ごみ」としてきた、ビニール・プラスチック製品類や、皮革製品、ゴム製品等が「燃やすごみ」へ移行しました。この分別変更に併せ、市指定ごみ袋の見直しを行い、すべての袋に持ち手を加えて利便性を高めたほか、「燃やすごみ」については従前の紙製から高密度ポリエチレン製に変更し、耐水性を高め、なおかつ市場での価格もやや低く提供できるようになりました。
- ・2019（令和元）年に、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、長野県災害廃棄物

処理計画を踏まえ、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、「飯田市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

- ・2023（令和3）年3月には、市民代表である「飯田市議会」、事業所の代表である「飯田商工会議所」とともに、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」として、世界的な気候危機に対して、地域から全員の力で取り組む決意を共同表明しました。
- ・飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が施行され、地域等においてこの条例に基づき行われる再生可能エネルギー事業（以下、「地域公共再生エネルギー活用事業」という。）への取組が広がりを見せ始めました。
- ・2019（令和元）年に第2次環境モデル都市行動計画が改訂されました。2か年の計画ですが、エネルギーを基点につながる多様な主体によるコミュニティづくり等を基軸とした計画としました。

●第5次改訂版（対象期間：2021（令和3）年4月～2025（令和7）年3月）

「いいだ未来デザイン2028」中期計画への移行に合わせ、「環境文化都市の再構築」を大きなテーマとして掲げ、「環境の飯田市」として特徴づけてきた長所を、より市民全体のものとする「土壌づくり」の期間であり、様々なリスクを成長へ変える「転換」による新たな発想と行動が生まれる期間としました。

◆主な取組

- ・2021（令和3）年7月に、「第10回中部環境先進5市（TASKI）サミットin飯田」が開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、初のオンラインでの開催となりましたが、パネルディスカッションでは、コロナ禍への対応策や地域循環共生圏に関する考え方等について、各市市長が施策を発表し、情報共有や意見交換が行われました。
- ・2021（令和3）年度から行っている猫の不妊去勢手術費補助金制度を拡大し、2022（令和4）年11月から野良猫に対する手術費の補助も行うこととしました。また、野良猫対策に係る事業の財源を得るために5年間のクラウドファンディングを開始しました。
- ・燃やすごみを減量することで、稲葉クリーンセンターへの負荷の軽減を図ることと二酸化炭素排出量を削減することを目的に、燃やすごみとして同クリーンセンターに搬入されている樹木の剪定枝、草刈りにより発生した草類、市街で発生した落ち葉等を腐葉土化する取組を始めました。2022（令和4）年度は実証実験として、市内の公園等で発生した落ち葉（約3トン）を対象に、特殊なバイオ菌を用いて発酵させ腐葉土化を行いました。出来上がった腐葉土は、農家の方や家庭菜園でご利用いただくよう、地元の方に呼びかけを行い、希望者には無償で配布を行いました。
- ・更なる燃やすごみの減量に向け、燃やすごみとして排出される古着でまだ着られるもの等を回収し、リユースやリサイクルに取り組んでいます。2022（令和4）年度は、既に回収に取り組んでいるボランティア団体と飯田市が共に事業主体となってテスト回収を行い、480袋で3,360キログラムの古着等を回収することができました。
- ・2022（令和4）年11月には、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、環境省が2030（令和12）年までに先行して取り組む地域として募集する「脱炭素先行地域」に、飯田市と中部電力株式会社の共同提案が選定されました。対象エリアは、川路地区全域及び市内全小中学校で、主に「地域マイクログリッド構築によるレジリエンス

の向上」「太陽光発電及び蓄電池の最大限の導入」「学校における脱炭素社会を担う人材育成」等に2030（令和12）年まで取り組むこととしています。

- ・ 私たちは、あらためて生活や営みを見直し、先人から受け継いだ豊かな自然環境を未来へつなげるために、「環境文化都市・いいだ」の歩みをさらに進めていく必要があることから、2022（令和4）年に飯田市・南信州地域振興局・飯田信用金庫の三者で、環境文化都市づくりプラットフォーム「うごくる。」を設立しました。
- ・ 2021（令和3）年に第3次環境モデル都市行動計画を策定しました。「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」を受け、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」「2030年までに2005年比で二酸化炭素排出50%削減」という、大幅な目標値の見直しを行い、改めてスタートしました。
- ・ 海洋プラスチック問題等を受け、2022（令和4）年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律（通称「プラスチック資源循環法」）が施行され、自治体に製品プラスチックのリサイクルに取り組む努力義務が課せられたことを受け、2023（令和5）年4月から今までの容器包装プラスチックのリサイクルに加え、製品プラスチックのリサイクルの取組を始めました。

7 21'いいだ環境プラン第6次改訂の経過

(1) 環境審議会による意見交換等

ア	第5次改訂版の振り返りと課題の共有	令和5年12月14日
イ	諮問及び第6次改訂版構築に向けた要素の抽出	令和6年2月20日
ウ	骨子（案）の検討	令和6年4月30日
エ	専門部会による検討	
	(ア) 環境保全衛生部会	
	第1回	令和6年5月22日
	第2回	6月25日
	第3回	7月11日
	(イ) 循環型社会推進部会	
	第1回	令和6年5月28日
	第2回	6月21日
	第3回	7月11日
	(ウ) 気候変動対策部会	
	第1回	令和6年6月4日
	第2回	6月21日
	第3回	7月5日
	(エ) 環境学習部会	
	第1回	令和6年7月19日
オ	素案の検討	令和6年8月6日
カ	専門部会による素案の検討	
	(ア) 環境保全衛生部会	令和6年9月27日
	(イ) 循環型社会推進部会	9月24日
	(ウ) 気候変動対策部会	10月3日
	(エ) 環境学習部会	9月30日
キ	原案の検討	令和6年11月19日
ク	パブコメ修正案の検討及び答申	令和7年1月下旬予定

(2) 環境地区懇談会による意見聴取

ア	三穂地区	令和6年	1月11日
イ	山本地区		1月12日
ウ	川路地区		1月13日
エ	竜丘地区		1月15日
オ	龍江地区		1月18日
カ	下久堅地区		1月19日

キ	上久堅地区	1月19日
ク	羽場地区	2月6日
ケ	千代地区	2月16日
コ	上村地区	2月19日
サ	橋北地区	2月20日
シ	橋南地区	2月20日
ス	伊賀良地区	2月22日
セ	南信濃地区	3月12日
ソ	座光寺地区	3月27日
タ	丸山地区	6月4日
チ	鼎地区	6月14日
ツ	東野地区	6月21日
テ	上郷地区	9月20日
ト	松尾地区	12月18日実施予定

(3) 飯田市環境衛生担当委員会連絡会への意見聴取 令和6年2月15日

(4) 飯田脱炭素社会推進協議会への意見聴取 令和6年3月21日

(5) 市民環境アンケートの実施

第1回 令和5年10月28日～29日 南信州環境メッセにて

第2回 令和5年11月1日～令和6年2月29日（20歳以上の市民1500人無作為抽出）※武蔵野大学との共同実施

第3回 令和5年12月22日～令和6年1月26日（15歳以上の市民1000人無作為抽出）

第4回 令和6年3月3日 山本地区文化祭にて

8 飯田市議会との関連

(1) 骨子案の報告 令和6年6月5日 令和6年第2回定例会総務委員会協議会

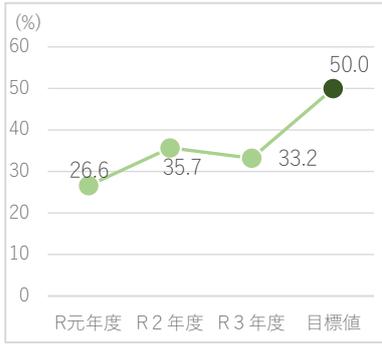
(2) 原案の報告 12月12日 令和6年第4回定例会総務委員会協議会

(3) 成案の報告 令和7年3月 令和7年第1回定例会全員協議会

21'いいだ環境プラン第6次改訂版に関するデータ集

ゴール 1 に関する指標

①二酸化炭素排出量から森林吸収量を差し引いた削減割合(2013年比)

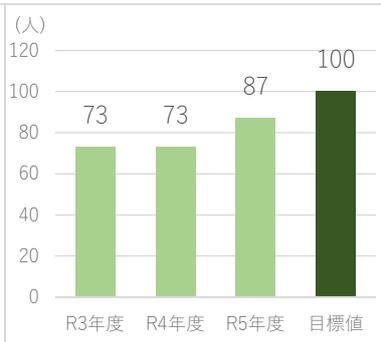


ゴール 2 に関する指標

①自然とのふれあいを
持ったことのある市民の割合



②自然・生物観察会、
自然体験ツアーへの参加人数



③OECD としての国際データベース
登録に向けた申請数



ゴール 3 に関する指標

①市民一人あたりが1日に排出する
ごみの量(家庭系一般廃棄物)



②家庭から排出される
ごみのリサイクル率



ゴール 4 に関する指標

①河川の BOD の環境基準値達成率



②騒音の環境基準値達成率



③悪臭の防止目標の基準値達成率



ゴール5 に関する指標

①地域景観計画の策定・見直しに
取り組んでいる数

※計画期間でカウントする
ため、過去の推移はなし

②水辺等美化活動に参加した
世帯の割合

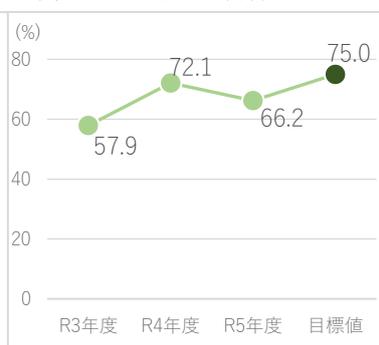


ゴール6 に関する指標

①環境に関する学習会や知識を高めるよ
うな行事に関わったり、参加した割合

②エシカル消費を日常的に心がけ
実践している人の割合

③環境文化都市の認知度
※R3以前のデータはなし



■ 令和5年度市民アンケート調査結果

1 飯田市の環境に関する国からの選定等について、知っているものはありますか？

複数回答可

①環境文化都市宣言 ②環境モデル都市 ③2050年いいだゼロカーボンシティ宣言
④脱炭素先行地域 ⑤南アルプスユネスコエコパーク ⑥南アルプスジオパーク

	①	②	③	④	⑤	⑥
10代	46.2%	38.5%	23.1%	0.0%	15.4%	15.4%
20代	22.2%	50.0%	22.2%	5.6%	0.0%	0.0%
30代	48.6%	40.0%	28.6%	20.0%	25.7%	28.6%
40代	43.4%	18.9%	18.9%	7.5%	13.2%	20.8%
50代	60.0%	36.3%	17.5%	8.8%	16.3%	31.3%
60代	66.7%	50.0%	17.9%	10.7%	26.2%	31.0%
70代	71.7%	48.9%	27.2%	12.0%	20.7%	39.1%
総計	58.7%	41.1%	21.6%	10.4%	19.2%	29.3%

2 日常生活の中で、自然とのふれあい(キャンプ・ハイキング・山菜採り、家庭菜園等)を心掛けて実践していますか？(1つ選択)

①よくしている ②時々している ③どちらともいえない ④あまりしていない
⑤していない

	①	②	③	④	⑤
10代	7.7%	7.7%	7.7%	38.5%	30.8%
20代	11.1%	16.7%	27.8%	5.6%	38.9%
30代	31.4%	2.9%	8.6%	31.4%	25.7%
40代	30.2%	18.9%	5.7%	24.5%	20.8%
50代	30.0%	13.8%	10.0%	18.8%	27.5%
60代	32.1%	20.2%	8.3%	29.8%	9.5%
70代	46.7%	22.8%	2.2%	10.9%	17.4%
総計	33.1%	17.1%	7.7%	21.3%	20.5%

3 日常的に省エネや節電のための取組(不要な照明の消灯、浴室や台所での節水、エアコン設定温度の調整等)を心がけ実践していますか？(1つ選択)

①よくしている ②時々している ③どちらともいえない ④あまりしていない
⑤していない

	①	②	③	④	⑤
10代	30.8%	53.8%	7.7%	0.0%	7.7%
20代	33.3%	27.8%	16.7%	11.1%	11.1%
30代	51.4%	37.1%	5.7%	5.7%	0.0%
40代	39.6%	43.4%	11.3%	5.7%	0.0%
50代	48.8%	38.8%	5.0%	6.3%	1.3%
60代	59.5%	29.8%	9.5%	1.2%	0.0%
70代	67.4%	28.3%	1.1%	2.2%	1.1%
総計	53.3%	34.7%	6.7%	4.0%	1.3%

4 「SDGs(持続可能な開発目標)」についてどのように考えていますか？(1つ選択)

- ①意識して行動している ②内容を知っているが意識して行動していない
③聞いたことはあるが内容は知らない ④聞いたことがない

	①	②	③	④
10代	30.8%	46.2%	23.1%	0.0%
20代	11.1%	61.1%	27.8%	0.0%
30代	40.0%	42.9%	17.1%	0.0%
40代	37.7%	41.5%	20.8%	0.0%
50代	27.5%	35.0%	32.5%	3.8%
60代	26.2%	38.1%	35.7%	1.2%
70代	28.3%	28.3%	31.5%	7.6%
総計	29.3%	37.1%	29.1%	2.9%

5 海洋プラスチックごみ問題(プラスチックごみによる海の汚染)について、どのように考えていますか？(1つ選択)

- ①非常に興味がある ②ある程度興味がある ③あまり興味がない
④まったく興味がない ⑤わからない

	①	②	③	④	⑤
10代	15.4%	53.8%	23.1%	0.0%	7.7%
20代	5.6%	44.4%	38.9%	0.0%	11.1%
30代	17.1%	57.1%	25.7%	0.0%	0.0%
40代	22.6%	64.2%	11.3%	0.0%	1.9%
50代	25.0%	62.5%	11.3%	0.0%	1.3%
60代	39.3%	56.0%	3.6%	0.0%	1.2%
70代	44.6%	50.0%	2.2%	0.0%	2.2%
総計	30.7%	56.5%	10.4%	0.0%	2.1%

6 現在、分別に負担を感じている種類のごみはありますか？複数回答可

- ①紙資源 ②金属資源 ③ガラスびん ④ペットボトル ⑤プラ資源
⑥乾電池・使い捨てライター等の特定ごみ
⑦テレビ・冷蔵庫等の家電リサイクル法対象品目 ⑧その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
10代	7.7%	30.8%	15.4%	7.7%	46.2%	30.8%	30.8%	7.7%
20代	22.2%	27.8%	44.4%	33.3%	27.8%	50.0%	38.9%	5.6%
30代	11.4%	40.0%	40.0%	22.9%	14.3%	45.7%	34.3%	14.3%
40代	11.3%	24.5%	52.8%	22.6%	20.8%	45.3%	39.6%	7.5%
50代	3.8%	13.8%	41.3%	11.3%	17.5%	45.0%	40.0%	12.5%
60代	7.1%	28.6%	44.0%	10.7%	23.8%	36.9%	45.2%	13.1%
70代	5.4%	16.3%	27.2%	6.5%	6.5%	30.4%	51.1%	16.3%
総計	7.7%	22.9%	39.2%	13.6%	17.9%	39.5%	42.9%	12.5%

7 あなたが現在、影響を受けている生活環境の問題はありますか？複数回答可

- ①特に影響を受けていない ②大気汚染 ③水質汚濁 ④騒音・振動
⑤臭気 ⑥有害物質(放射線等) ⑦病虫害・野生動物 ⑧その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
10代	76.9%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	15.4%	0.0%
20代	61.1%	11.1%	5.6%	16.7%	11.1%	5.6%	11.1%	5.6%
30代	51.4%	25.7%	2.9%	8.6%	5.7%	0.0%	5.7%	11.4%
40代	58.5%	13.2%	3.8%	7.5%	9.4%	0.0%	11.3%	3.8%
50代	47.5%	8.8%	5.0%	6.3%	2.5%	2.5%	30.0%	15.0%
60代	36.9%	10.7%	2.4%	11.9%	8.3%	2.4%	40.5%	10.7%
70代	39.1%	15.2%	7.6%	13.0%	12.0%	2.2%	35.9%	6.5%
総計	46.7%	12.8%	4.5%	10.1%	8.0%	1.9%	27.5%	9.1%

8 あなたは、気候変動の影響をどれくらい心配していますか？(1つ選択)

- ①とても心配 ②ある程度心配 ③あまり心配していない
④まったく心配していない ⑤わからない

	①	②	③	④	⑤
10代	0.0%	69.2%	23.1%	0.0%	7.7%
20代	27.8%	55.6%	16.7%	0.0%	0.0%
30代	28.6%	60.0%	11.4%	0.0%	0.0%
40代	47.2%	49.1%	3.8%	0.0%	0.0%
50代	45.0%	51.3%	3.8%	0.0%	0.0%
60代	52.4%	44.0%	2.4%	0.0%	0.0%
70代	57.6%	34.8%	3.3%	2.2%	1.1%
総計	46.1%	46.9%	5.3%	0.5%	0.5%

9 温室効果ガス削減等のための国際的な枠組みである「パリ協定」について、あなたはどれにあてはまりますか？(1つ選択)

- ①内容まで知っている ②聞いたことはあるが内容は知らない ③聞いたことがない

	①	②	③
10代	15.4%	53.8%	30.8%
20代	11.1%	55.6%	33.3%
30代	22.9%	54.3%	22.9%
40代	5.7%	67.9%	26.4%
50代	7.5%	68.8%	23.8%
60代	15.5%	77.4%	7.1%
70代	16.3%	80.4%	2.2%
総計	13.1%	71.1%	15.8%

10 飯田市では、省エネの推進を目的にデマンドレスポンスサービス⁵⁹の導入を検討していますが、あなたはどれにあてはまりますか？(1つ選択)

- ①すでに利用している ②案内があれば検討したい
③手間がかかるので利用したくない ④わからない

	①	②	③	④
10代	0.0%	23.1%	0.0%	76.9%
20代	0.0%	38.9%	22.2%	38.9%
30代	5.7%	51.4%	8.6%	34.3%
40代	7.5%	50.9%	5.7%	35.8%
50代	3.8%	42.5%	7.5%	46.3%
60代	0.0%	54.8%	4.8%	40.5%
70代	3.3%	39.1%	9.8%	46.7%
総計	3.2%	45.6%	7.7%	43.2%

11 この1年間の電気やガソリン等のエネルギー関連の支出について、特に負担を感じているものはどれですか？(1つ選択)

- ①電気料金の支出 ②ガス代の支出 ③ガソリン代 ④特にない

	①	②	③	④
10代	61.5%	0.0%	38.5%	0.0%
20代	33.3%	11.1%	55.6%	0.0%
30代	40.0%	8.6%	51.4%	0.0%
40代	45.3%	3.8%	52.8%	1.9%
50代	35.0%	7.5%	58.8%	1.3%
60代	56.0%	4.8%	41.7%	2.4%
70代	48.9%	4.3%	43.5%	5.4%
総計	45.9%	5.6%	48.8%	2.4%

12 野良猫による被害(糞尿被害や繁殖等)が社会問題となっていますが、この問題に対しあなたはどれにあてはまりますか？複数回答可

- ①見つけたら個人で保護又は飼育する
②活動は行わないが、ボランティア団体等に寄付をして応援する
③地域猫活動⁶⁰に取り組む ④保健所等に通報し、保護又は捕獲を依頼する
⑤特になし

	①	②	③	④	⑤
10代	7.7%	15.4%	15.4%	15.4%	46.2%
20代	11.1%	0.0%	16.7%	22.2%	61.1%
30代	8.6%	17.1%	8.6%	17.1%	51.4%
40代	9.4%	22.6%	7.5%	28.3%	39.6%

⁵⁹ デマンドレスポンスサービス:猛暑や寒波の影響で各家庭等での冷暖房の使用が集中する等、電力が不足する恐れがあるときに、電気事業者等からの節電要請に協力することで、ポイント等の報酬を受けられるサービス。

⁶⁰ 地域猫活動: 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、エサやりや糞尿の管理・清掃等を住民主体で行う活動。

50代	5.0%	18.8%	12.5%	26.3%	43.8%
60代	8.3%	21.4%	15.5%	26.2%	44.0%
70代	6.5%	18.5%	14.1%	27.2%	43.5%
総計	7.5%	18.7%	12.8%	25.3%	44.8%

13 飯田市の環境情報について、この1年でどの程度ご覧になりましたか？(1つ選択)

- ①よく見た(10回以上) ②時々見た(10回未満) ③あまり見たことがない(数回)
④見たことがない(0回)

	①	②	③	④
10代	0.0%	23.1%	38.5%	38.5%
20代	5.6%	0.0%	38.9%	55.6%
30代	5.7%	8.6%	31.4%	54.3%
40代	5.7%	17.0%	20.8%	56.6%
50代	6.3%	25.0%	27.5%	41.3%
60代	10.7%	36.9%	27.4%	25.0%
70代	5.4%	34.8%	32.6%	27.2%
総計	6.7%	25.9%	28.8%	38.1%

Q 環境に限らず、身近な情報収集等で普段よく利用するものは何ですか？

複数回答可

- ①テレビ ②ラジオ ③新聞 ④雑誌 ⑤パソコンからのインターネット
⑥スマートフォンからのインターネット ⑦Instagram(インスタグラム)
⑧Facebook(フェイスブック) ⑨X(旧ツイッター) ⑩YouTube(ユーチューブ)
⑪その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
10代	53.8%	7.7%	38.5%	0.0%	0.0%	76.9%	46.2%	7.7%	61.5%	7.7%	15.4%
20代	61.1%	22.2%	11.1%	5.6%	16.7%	83.3%	50.0%	11.1%	55.6%	16.7%	0.0%
30代	62.9%	20.0%	34.3%	5.7%	25.7%	80.0%	34.3%	2.9%	22.9%	11.4%	0.0%
40代	73.6%	28.3%	39.6%	1.9%	22.6%	64.2%	22.6%	5.7%	9.4%	13.2%	0.0%
50代	76.3%	28.8%	52.5%	5.0%	18.8%	68.8%	17.5%	10.0%	5.0%	10.0%	2.5%
60代	78.6%	20.2%	67.9%	10.7%	26.2%	46.4%	3.6%	2.4%	2.4%	10.7%	1.2%
70代	91.3%	39.1%	84.8%	15.2%	18.5%	30.4%	0.0%	1.1%	1.1%	9.8%	1.1%
総計	77.3%	27.5%	57.9%	8.3%	20.8%	55.7%	14.9%	4.8%	10.1%	10.9%	1.6%

飯田市の現況

■飯田市の概要

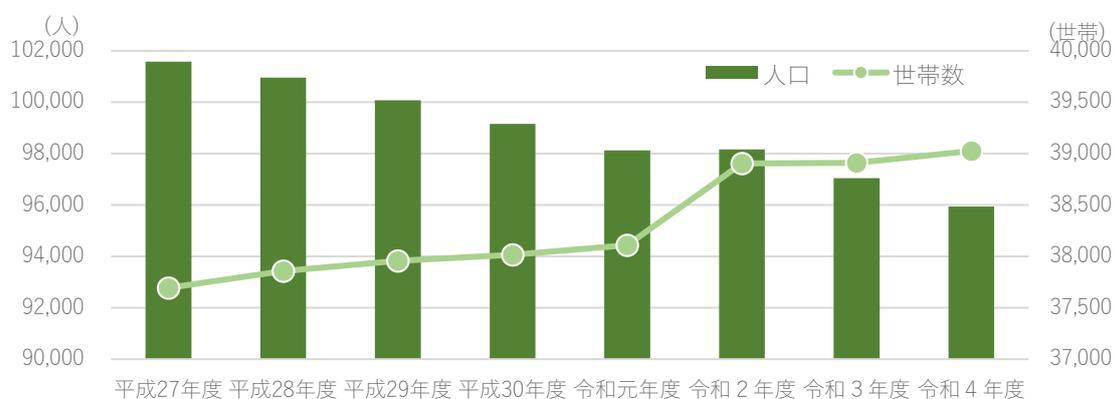
(1) 位置・地勢

飯田市は、南アルプスと中央アルプスに挟まれ、その中央を天竜川が北から南へ流れており、本市域中、天竜川最下流部（標高約 300m）から南アルプスの聖岳（標高 3,013m）まで、標高差 2,700mを超える我が国最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷等があり、我が国でも有数の美しさと変化に富んだ地形をしています。

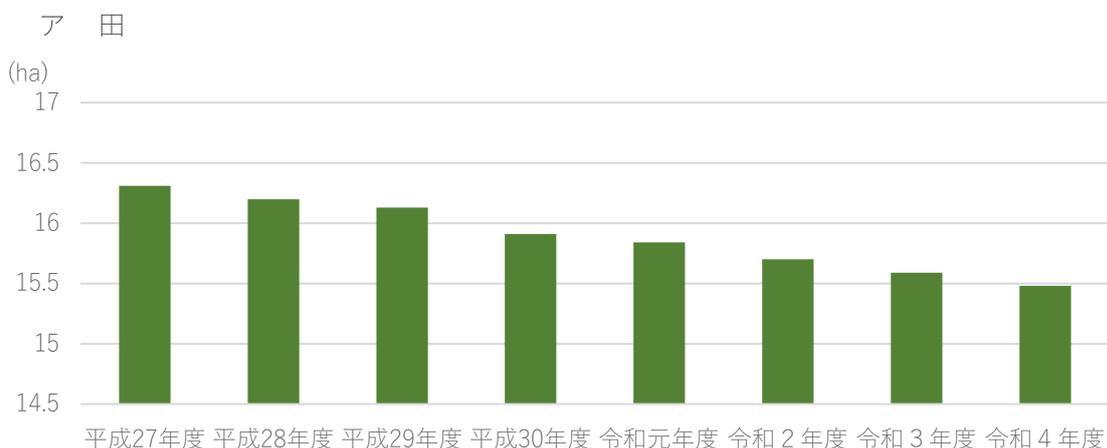
天竜川沿いの氾濫原には水田が多く、段丘上やそれに続く扇状地には果樹園が多くなっています。段丘崖には樹木が繁茂し、景観の中に緑の帯を形づくっています。周辺部の多くは山林ですが、山あいには谷地田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在し、美しい農村風景をつくっています。(各データは最新年度で入手できるものから引用しています。)

(2) 人口と世帯数（2015（平成 27）年度以降）

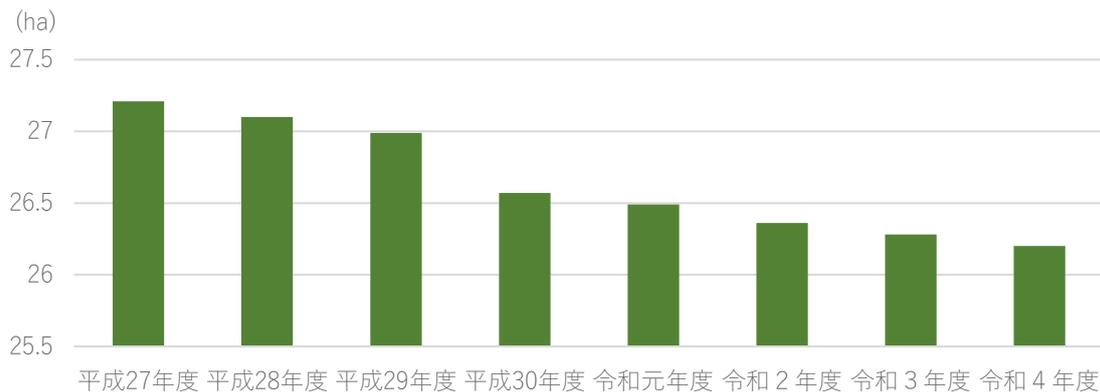
飯田市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。この結果、2015(平成27)年度時点の1世帯あたりの人数が2.69人でしたが、2022(令和4)年度時点では2.46人となっています。このことは核家族化や単身世帯が増加していることを示しています。



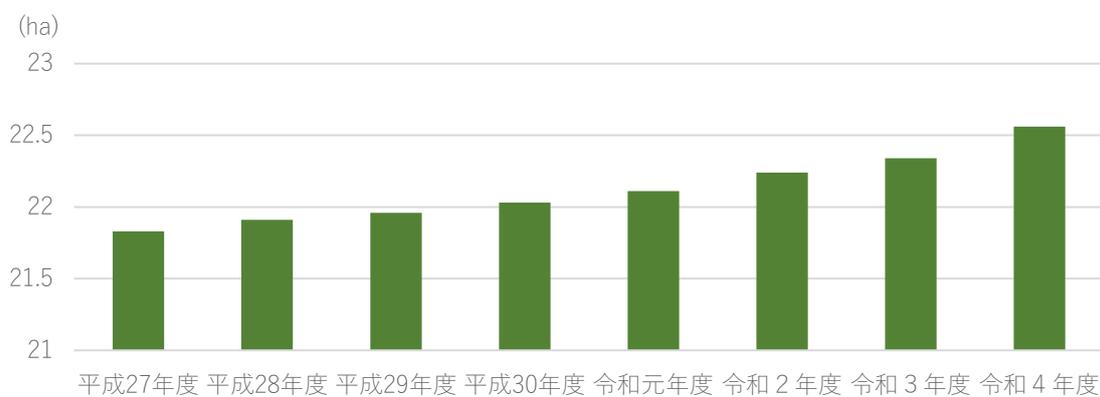
(3) 土地利用の推移



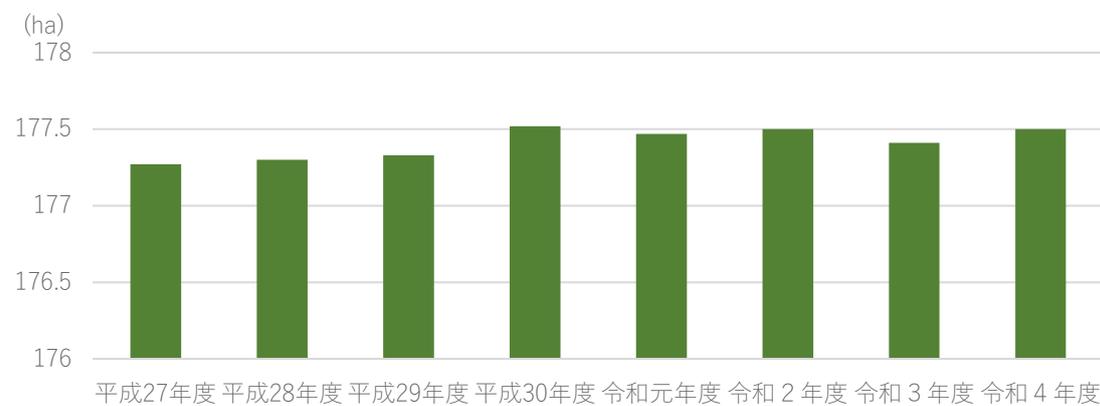
イ 畑



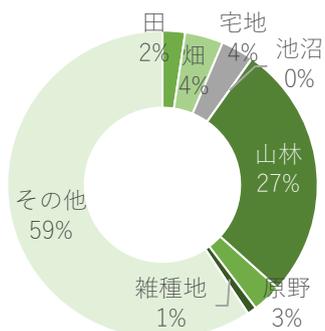
ウ 宅地



エ 山林



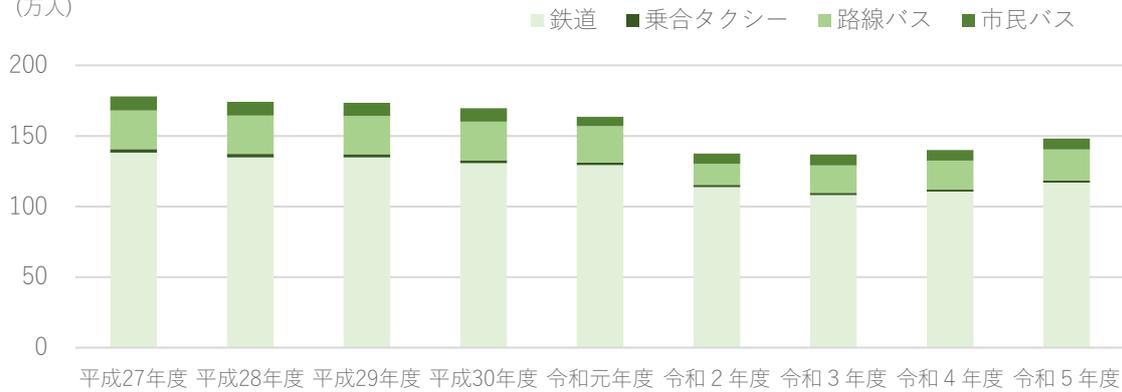
(4) 地目別面積割合 (令和4年度)



(5) 交通

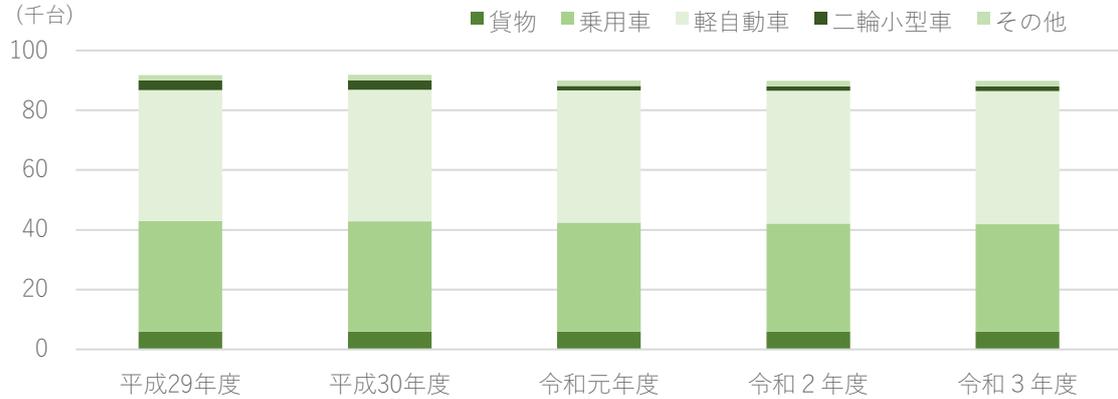
ア 公共交通利用者数

(万人)



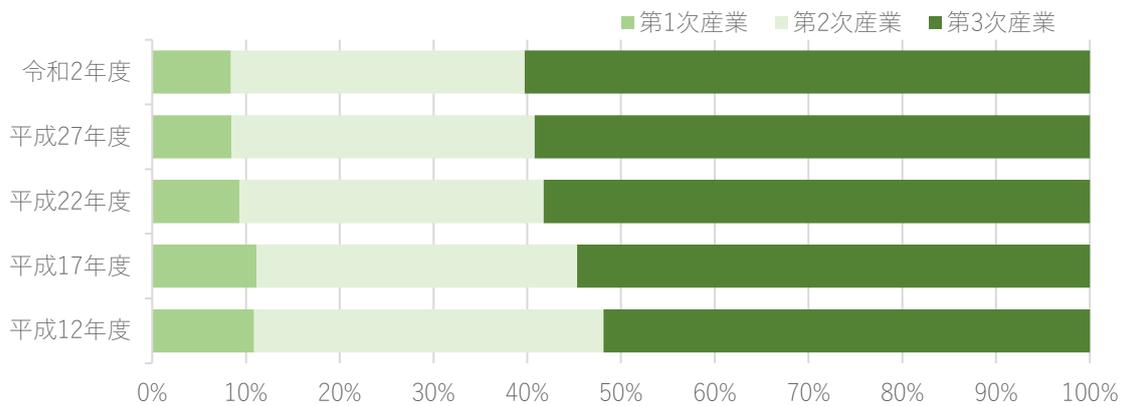
イ 自動車等保有台数

(千台)

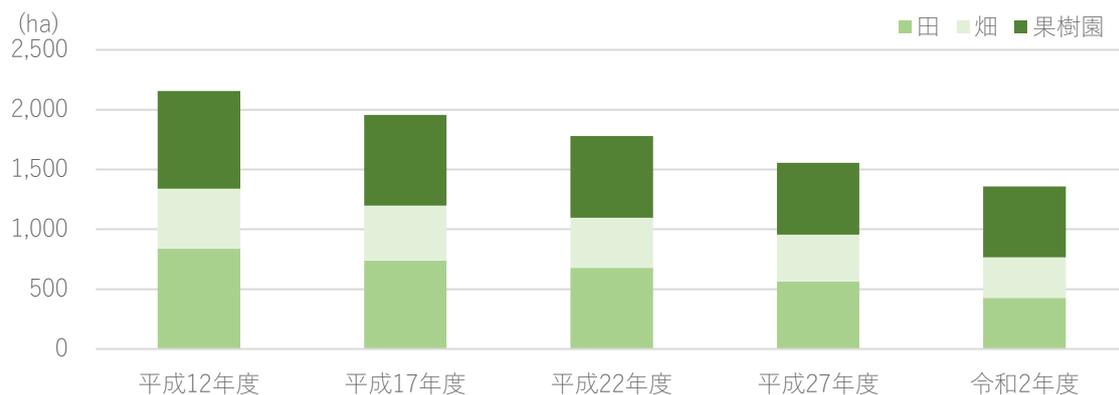


(6) 産業

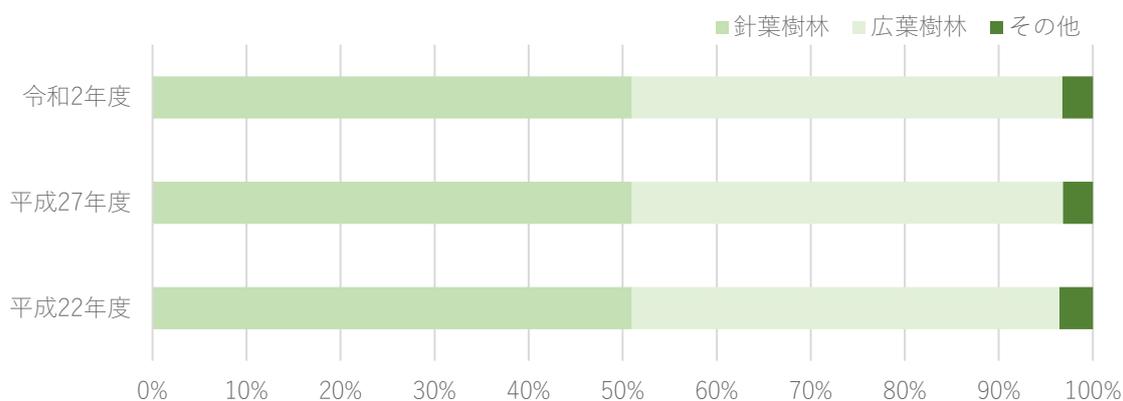
ア 産業別人口割合



イ 経営耕作面積の推移



ウ 林野面積（民有林）の割合



エ 事業者数・従業者数の推移（民間・商工業）

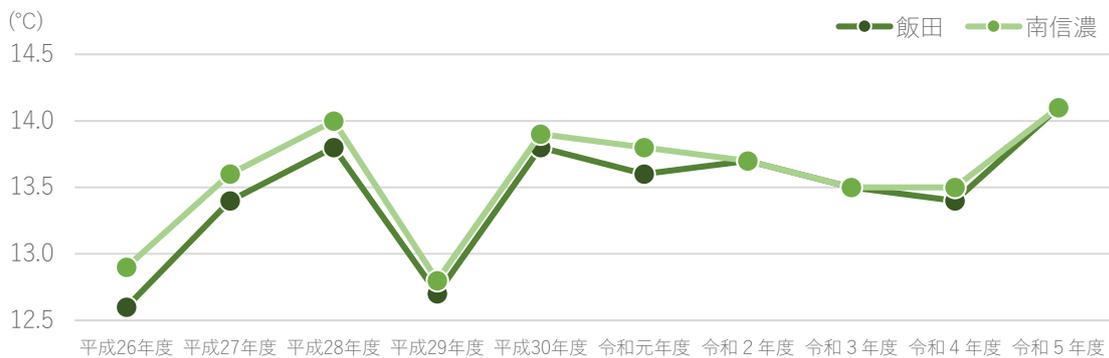
産 業	平成 24 年度		平成 28 年度		令和 3 年度	
	事業者数	従業者数	事業者数	従業者数	事業者数	従業者数
総数	6,287	50,841	6,036	48,569	5,618	47,177
A 農業,林業	48	455	46	459	53	458
B 漁業	2	46	2	35	1	12
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	21	3	23	4	26
D 建設業	675	4,945	621	4,646	559	4,455
E 製造業	681	11,675	633	10,437	547	10,080
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	261	13	283	28	403
G 情報通信業	46	269	41	267	45	277
H 運輸業,郵便業	106	2,043	94	2,230	86	2,238
I 卸売業, 小売業	1,476	9,838	1,379	9,151	1,238	9,173
J 金融業,保険業	111	1,229	103	1,108	94	1,081
K 不動産業,物品賃貸業	490	1,128	486	1,198	478	1,319
L 学術研究, 専門・技術サービス業	264	1,282	267	1,392	257	1,369
M 宿泊業, 飲食サービス業	848	4,656	824	4,578	726	3,556
N 生活関連サービス業,娯楽業	542	2,163	537	2,304	499	1,834
O 教育, 学習支援業	152	863	138	792	128	707
P 医療, 福祉	384	6,265	429	6,342	436	6,632
Q 複合サービス事業	46	453	43	484	41	507
R サービス業(他に分類されないもの)	405	3,249	377	2,840	210	2,485

資料：経済センサス基礎調査・経済センサス・活動調査

■飯田市の自然環境

(1) 気象

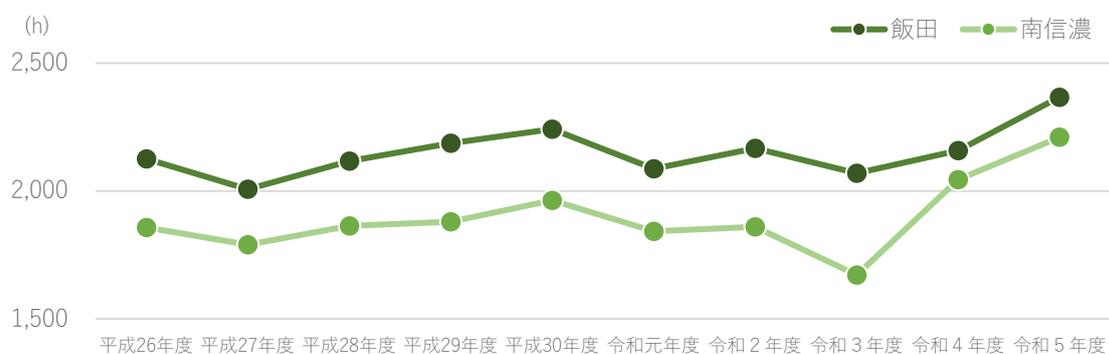
ア 平均気温



イ 年間降水量



ウ 日照時間



エ 平均風速



※気象庁 HP より抜粋、編集

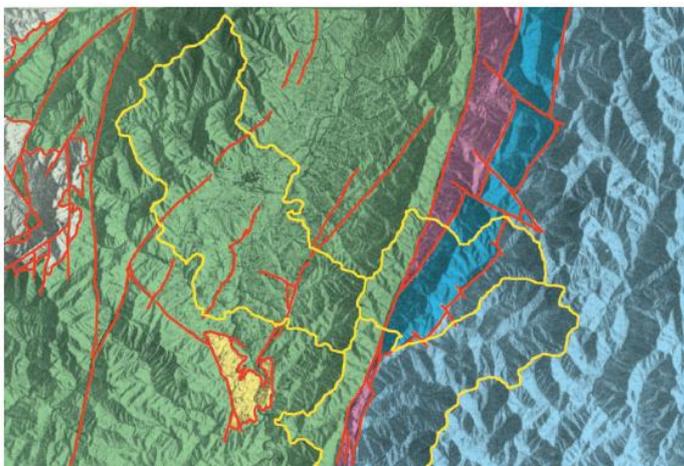
(2) 地質

飯田市の地質は、市内を走る中央構造線の東西で大きく異なっているという特徴を持っています。中央構造線は、日本列島が大陸の一部だった頃から離れる前、中生代白亜紀に、東アジアの東端にできた大規模な断層です。

中央構造線の西側は領家帯と呼ばれ、花崗岩と変成岩からできています。領家帯の変成岩は、中生代ジュラ紀に海洋プレートが大陸プレートの下に潜り込む時に、海洋プレートの上層が削り取られながら大陸プレートの下部に付着した部分(付加体)が、白亜紀に高温低圧の変性作用を受けて変化した岩石です。飯田市に主に分布している花崗岩は、中世白亜紀頃にできた古期花崗岩です。また、これらの岩石の上に新生代第三紀の海底堆積物や第四紀の天竜川やその支流による河川堆積物が積み重なって現在の地形が出来ています。

中央構造線の東側には、西から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が見られます。三波川帯は、領家帯と同じ中生代ジュラ紀の付加体が中世白亜紀に低温高圧の変性作用を受けてできた変成岩を中心としています。秩父帯は、領家帯や三波川帯の起源となるジュラ紀の付加体が露出した部分です。四万十帯は、他の地域とは異なる中生代白亜紀～新生代第三紀の付加体が、広域の変性作用を受けずそのまま露出しています。

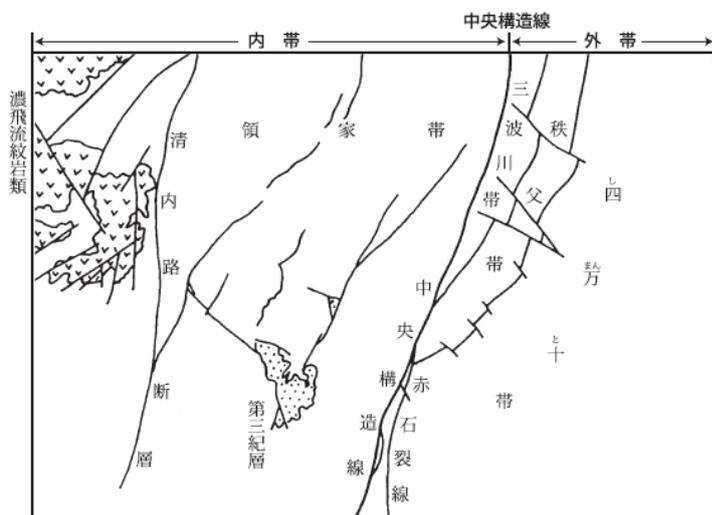
※飯田市教育委員会、「私たちの飯田市」より抜粋、編集



上図は下伊那の地質解説 1976 (下伊那地質誌編集委員改編)24P の写真に着色。

飯田市の区域は黄色線、断層又は地質帯の境界は赤線。

下図は同文献 25P の図を引用。



(3) 植生

天竜川沿いの標高 400m から、標高 3,013m の南アルプス聖岳にまで及び飯田市の植物の垂直分布は、変化にとんだものになっています。

南信濃南部や天竜峡から座光寺付近までの天竜川沿いの段丘崖や神社の森の中には、アラカシ、シラカシ、アオキ、ヤブツバキ等の常緑の広葉樹が生育しているのがみられます。これは、天竜川下流域の温暖な地方から続いている常緑広葉樹林の北限に当たるところで、標高 500m くらいまで続きます。

標高 500m から 1,000m の間は人々の主な生活域になっている部分ですが、ここは低山帯下部になります。この標高を代表する植物はモミ、ツガ、クリ、コナラ等です。

その上部の標高 1,000m から 1,700m の間が低山帯上部となり、代表する植物はブナ、ミズナラ、ウラジロモミ等です。風越山の山頂付近や上村下栗地区等がこのゾーンにあたります。

更に、その上部の標高 1,700m から 2,700m までの間が亜高山帯となり、下部と上部に分けられます。摺古木山山頂付近はその下部にあたり、シラビソ、コメツガ、トウヒ等が代表する植物となっています。南アルプス茶臼岳のような標高 2,600m 付近になると亜高山帯上部となり、ダケカンバが代表的な植物になります。標高 2,700m 以上は高山帯となりハイマツと背の低い高山植物だけとなります。

この植物の垂直分布の様子も、開発の進んだ平坦部やカラマツ、ヒノキ、スギ等の人工林の多い市内の森林では、はっきりしません。このように、飯田市は温暖帯から寒帯までの植物が分布し、それが河川によって削り込まれた変化の多い地形の中に、複雑に入り組んでいます。さらに気象的には多雨地帯であり、また、地形においても特殊な発達過程をもつところであるので、飯田市は、変化にとんだ植物社会を構成しています。

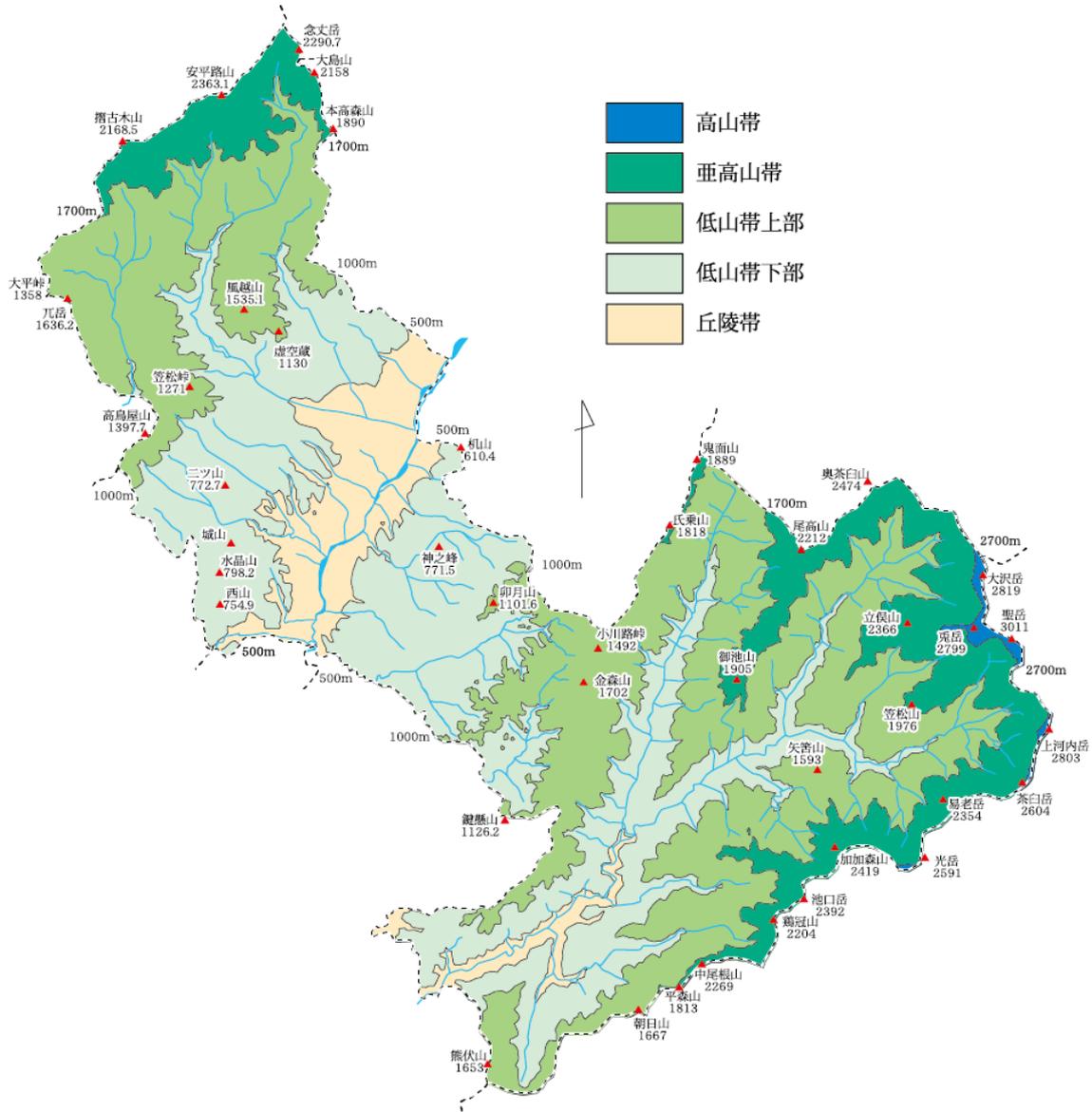
「下伊那の植物」(下伊那教育委員会編)には、約 2,300 種の植物が記載されていますが、そのほとんどが飯田市に産するとされています。これだけ豊富な植物が一つの地域に生育する場所は、日本でもきわめて珍しいと言えます。

温度による帯別		高度による帯別	植生帯と極相林	主な樹種	地域(例)		
寒帯	高山帯	上部	草原・荒原	ガンコウラン・ミネズオウ・コメバツガサクラ	赤石岳山頂	3,120m	
		下部	常緑針葉樹林帯(ハイマツ)	ハイマツ・コケモモ・キバナシャクナゲ	大沢岳山頂	2,819m	
亜寒帯	亜高山帯	2,700 上部	落葉広葉樹帯(ダケカンバ)	ダケカンバ・ミヤマハンノキ・キバナシャクナゲ	三伏峠	2,607m	
		下部	常緑針葉樹林帯(オオシラビソ)	シラビソ・オオシラビソ・トウヒ・コメツガ・クロベ	安平路山頂 摺古木山頂	2,363m 2,169m	
温帯	冷温帯	低山帯	1,700 上部	落葉広葉樹帯(ブナ)	ブナ・イヌブナ・シオジ・ミズナラ・ウラジロモミ・ツガ	風越山頂 卯月山頂	1,535m 1,101m
	1,000 下部		常緑針葉・落葉広葉樹林	ツガ・モミ・アカマツ・コナラ・クリ・イヌシデ	水晶山頂	798m	
	中間温帯	丘陵帯	500 上部	常緑広葉樹林(カシ)	アラカシ・ウラジロガシ・ケヤキ・アカマツ・モミ	天竜峡 平岡	400m 360m
	暖温帯		下部	常緑広葉樹林(シイ)	スダジイ・コジイ・タブ・イスノキ	当地方には存在しない	

※上表は、下伊那地方の植物の垂直分布帯をまとめたもの(堤久氏の調べによる)

※飯田市教育委員会「私たちの飯田市」より抜粋、編集

標高から推定する飯田市の植物分布



※飯田市教育委員会「私たちの飯田市」より抜粋、編集

■飯田市内の重要な自然、景観

○自然環境保全に係る地域指定

(1) 自然環境保全地域（飯田市環境保全条例）

地区	指定年月日	面積(ha)
竜東	S48.7.1	2,075
竜西	S48.7.1	2,645
大平	S59.4.20	74

(2) 自然公園（自然公園法・長野県立自然公園条例）

公園別	名称	指定年月日	総面積(ha)	飯田市に係る地域
国立公園	南アルプス	S39.6.1	35,752	大沢岳から兔岳、聖岳、上河内岳、茶臼岳、仁多岳、易老岳、光岳に至る地域
国定公園	天竜奥三河	S44.1.10	25,720	万古川・上流域一帯、天竜川・天竜峡以南
	中央アルプス	R2.3.27	35,116	大平から松川上流域一帯
県立自然公園	天竜小渋水系	S45.12.21	2,594	天竜川・天竜峡以北、神之峰一帯

(3) 郷土環境保全地域（長野県自然環境保全条例）

指定地名	所在地	指定年月日	面積(ha)	指定理由
開善寺	上川路	S58.3.22	2.01	郷土的、歴史的地域
大平宿	上飯田	S62.4.13	290.06	郷土的、歴史的地域
野底山	黒田	H9.12.8	133.71	郷土的、歴史的地域、市街地周辺の良好な自然環境形成地域

(4) 信濃路自然歩道（長野県信濃路自然歩道設置要綱）

ルート名	計画延長	整備済	整備済割合	整備済みの主な経過地
伊那谷	76km	76km	100%	園原一富士見台一上清内路一下清内路一梨子野峠一鳩打峠一沢城湖一妙琴公園一八王子公園一瑠璃寺一燐政寺一松川高原

(5) 自然園（県指定）

名称	所在地	設置年度	面積(ha)
摺古木山	飯田市	S48～S50	210.2

(6) その他

ア ふるさといきものの里（環境省認定）

名称	所在地	設置年度	面積(ha)
ふるさといきものの里	桐林	平成元年	250

イ 名水百選・平成の名水百選（環境省認定）

名称	所在地	選定年度
猿庫の泉	大休	S60
観音霊水	南信濃	H20

ウ モニタリングサイト 1000（環境省設定）

名称	所在地	選定年度	サイトの種類	調査項目
たねほさんのハナノキ湿地	竹佐・箱川	H19	コアサイト	植物・鳥類・哺乳類・蝶

エ 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省選定）

名称	所在地	選定年度	備考
山本地区周辺	山本、竹佐、箱川	H27	環境省の選定所在地には阿智村も含まれる。
遠山郷 下栗の里	上村	H27	にほんの里 100 選

オ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省選定）

名称	所在地	選定年度	備考
伊那谷南西部 湧水湿地群	山本、竹佐、箱川	H28	環境省の選定所在地には阿智村及び阿南町も含まれる。

カ 長野県版レッドリスト（植物群落）2014

群系	群落名	地名	植物群落保護上の 重要性総合評価※	備考
温帯針葉高木林	アカマツ－モチツツジ群落	天竜峡	B	
温帯針葉高木林	モミ－シキミ群落	和田	B	南信濃
沼沢林	ハナノキ群落	山本	A	
高山・亜高山低木林	ハイマツ群落	光岳	B	南信濃
高山荒原	タカネピランジ群落	上河内岳	B	南信濃
石灰岩植生	石灰岩植物群落	北又沢	B	上村 群落複合

※保護対策の緊急性、保護管理状態、特異性・分布特性及び群落の希少性の4つの観点から、植物群落保護上の重要性を評価したもので、A、B、Cの順で重要性が高いこととされている。

○天然記念物の指定状況

(1) 飯田市内の名木・巨木(天然記念物)

名称	指定年月日	指定	備考
山本のハナノキ	S40.4.30	長野県天然記念物	山本 6771 外 ムクロジ科、雌雄異株の日本固有種で、生存環境が限られる。本件は分布北限に位置する樹高 23m、胸高周囲 4.8m ある大木である。
長姫のエドヒガン	S42.5.22	長野県天然記念物	追手町 2 丁目 655-7 美術博物館 エドヒガンは他の桜より一足早く咲く。本件は樹高 20m、胸高周囲 5.4m で、幹が雄々しい。飯田藩家老安富家にちなんで「安富桜」ともよばれる。
風越山の ベニマンサクの自生地	S43.5.16	長野県天然記念物	上飯田 6998、6999 マンサク科の日本固有種の自生地。標高 600m～1400m に群生する。暖地性の植物で分布の東北限にあたる。
立石の雄スギ雌スギ	S43.5.16	長野県天然記念物	立石 502、659-2 三穂地区の中央に約 400m 離れてそびえる杉の巨木で、胸高周囲は、雄スギ 9.8m、雌スギ 9.0m。樹高は雄スギ 41.6m、雌スギ 40.3m にのぼる。

飯田城桜丸の イスノキ	H26.9.25	長野県天然記念物	追手町2丁目678 県飯田合同庁舎裏 伊豆地方以南に自生するマンサク科の常緑高木で、暖地性だが旧飯田城桜丸に残されており、大変に珍しい。
羽場の大栂	S43.11.19	飯田市天然記念物	羽場町3丁目18-6 モクセイ科の常緑広葉樹で、本件は胸高周囲3.4m、中央自動車道建設に伴い昭和45年4月10日に現在の位置に移植された。
龍江大屋敷の イワテヤマナシ	S46.3.15	飯田市天然記念物	龍江9637-1 東北地方原産の北方種で、南限として貴重なものである。胸高周囲2.6m、樹高15mにおよぶ。
正永寺原の公孫樹 (イチョウ)	S47.5.11	飯田市天然記念物	正永町2丁目1499-3 中国が原産で、薬用として伝来したとされる。本件は胸高周囲6.1m、樹高30mので、かつての正永寺境内にある。
愛宕神社の清秀桜	S48.12.15	飯田市天然記念物	愛宕町2781 愛宕神社 清秀法印が仁治年間鎌倉時代に手植したとされる。胸高周囲6.5m、樹高約10mの紅彼岸桜で、当地方で最古と考えられる。
烏屋同志の カヤの木	S60.6.20	飯田市天然記念物	大瀬木3777-1 旭ヶ丘中学校内 イチイ科の常緑針葉樹で、種子は食用になる。本件は旭ヶ丘中学校敷地内にあり、胸高周囲4.0m、樹高20mの巨木である。
鼎一色の大杉	S60.6.20	飯田市天然記念物	鼎一色15 一色諏訪神社内 ヒノキ科の日本固有種で、本件は一色神社の社叢中にあり、胸高周囲約4.9m、樹高40mの大木である。
阿弥陀寺の シダレザクラ	H2.1.17	飯田市天然記念物	丸山町2丁目6728 枝垂れ桜は、枝が柔らかく垂れるサクラの総称。本件は千体仏観音堂前面にあり、胸高周囲4.2m、樹高11mで、樹勢・樹形とも良好な古木である。
千代のアベマキ	H3.3.15	飯田市天然記念物	千代1252-2 ブナ科のクヌギに似た落葉広葉樹で、本件は胸高周囲3.9m、樹高約16.0mで、本樹種としては巨木である。
万古の栃の木	H8.10.29	飯田市天然記念物	千代法全寺万古 ムクロジ科の落葉高木で、樹高25m、胸高周囲8.7mで、栃の木としては当地方屈指の巨木である。
水佐城獅子塚の エドヒガン	H12.11.22	飯田市天然記念物	松尾水城3457 胸高周囲5.0m、樹高約17mで、市史跡水佐代獅子塚古墳墳丘上にあり、「おたちふの桜」とも呼ばれる。
黄梅院の 紅しだれ桜	H12.11.22	飯田市天然記念物	江戸町3丁目251 胸高周囲5.5m、樹高約18mで、紅色の濃い花に特徴がある。
毛賀くよとの シダレザクラ	H12.11.22	飯田市天然記念物	毛賀685 胸高周囲3.8m、樹高約15mで、その名称は供養塔からの転訛と考えられる。
浅間塚の一本杉	H14.7.12	飯田市天然記念物	上郷黒田4233 胸高周囲4.2m、樹高約22mで、表日本型の杉樹形の特徴を示している。
立石寺前の シダレザクラ	H15.12.25	飯田市天然記念物	立石97-5 胸高周囲3.5m、樹高8mの老木ではあるが、春先には美しい花をつける。

風越山山頂のブナ林・ミズナラ・イワウチワ等の自生地及び花崗岩露頭	H15.12.25	飯田市天然記念物	上飯田 風越山頂に残るブナ林とミズナラの混生林で、植林が進み市内でもブナ林は少ない他、イワウチワ等希少種の自生地であり、また花崗岩の巨石が造る風穴がある。
遠山土佐守一族墓碑裏方杉の木	S63.6.1	飯田市天然記念物	南信濃和田 1198 龍淵寺境内にある遠山一族の墓所裏手にある杉の老木である。4本の巨木が並んでそびえている。樹高約 50m。
風折のエノキ	H20.3.25	飯田市天然記念物	上村 アサ科の落葉高木で、胸高周囲 5.6m と市内では巨樹であり、岩上に生えているため根が板状に発達している。
丸山の早生赤梨	H21.3.23	飯田市天然記念物	滝の沢 6994 推定樹齢約 130 年で、梨の栽培樹としては伊那谷で最も古く、飯田下伊那の梨栽培の原点となった梨の木である。
麻績の里舞台桜	H23.3.22	飯田市天然記念物	座光寺 2535 樹高 12m、幹周 4m のエドヒガンの枝変りの枝垂桜で、花卉数が不安定で 5 から 10 枚の変異がある。

(2) その他天然記念物の指定状況

名称	指定年月日	指定	備考
ライチョウ	S30.2.15	特別天然記念物	キジ科の鳥で、赤石山脈（南アルプス）のハイマツ帯に生息する。赤石山脈は世界的に分布の南限にあたり、近年絶滅が危ぶまれる。環境省絶滅危惧IB類（EN）絶滅の危険性が增大している種。
カモシカ	S30.2.15	特別天然記念物	日本に住む唯一の野生ウシ科動物で、日本固有種である。東日本の山地帯から高山帯に生息する。
イヌワシ	S40.5.12	天然記念物	日本最大級の猛禽類で近畿地方以北の山岳地帯で繁殖している。当市では赤石山脈においての確認例がある。
ヤマネ	S50.6.26	天然記念物	げっ歯目ヤマネ科に属する一属一種の日本特産種で世界的にも珍しい。市内では、野底山、伊那山脈及び遠山地区山間部での確認例がある。
モリアオガエル 繁殖地	S40.4.30	長野県天然記念物	上郷黒田 3481 野底山池の平 日本固有種のアオガエル科の繁殖地。カエルの仲間では唯一樹上に産卵し、5月から7月にかけて泡状の卵塊を池の上の枝に産みつける。
ベニヒカゲ	S50.2.24	長野県天然記念物	ジャノメチョウ科の高山蝶で、市内では木曾山脈、赤石山脈で確認される。
ミヤマシロチョウ	S50.2.24	長野県天然記念物	シロチョウ科の高山蝶で、亜高山帯に生息し、伊那谷では赤石山脈の中腹に広く分布するが、絶滅が危ぶまれる。
クモマツ マキチョウ	S50.2.24	長野県天然記念物	シロチョウ科の高山蝶で、中部山岳地域に生息し、赤石山脈では中腹の沢沿いに分布する。
クモマベニヒカゲ	S50.2.24	長野県天然記念物	ベニヒカゲと近縁の高山蝶で、木曾・赤石山脈では主としてダケカンバ帯の林間の草地などに生息している。
オオイチモンジ	S50.2.24	長野県天然記念物	タテハチョウ科の高山蝶で、本州中部と北海道に分布するが、本州では局所的で、赤石山脈にもわずかに記録がある。現在の生息状況は不明である。
ホンシュウ モモンガ	S50.11.4	長野県天然記念物	日本特産のリス科の小動物で、本州・四国・九州に分布し、市内の山間部に広く分布していたが、近年激減している。
ホンドオコジョ	S50.11.4	長野県天然記念物	イタチ科の小動物で、中部地方以北の山岳地帯に生息し、伊那谷では木曾・赤石山脈の主として亜高山帯以上の地域に生息する。
三石の甌穴群	S51.3.29	長野県天然記念物	下久堅知久平 688-1、690 川底や川岸の岩盤にできた円形の穴で、往時の天竜川の河蝕作用とその後の地盤隆起等を示す地学上の貴重な資料である。
遠山川の埋没林と 埋没樹	R1.10.24	長野県天然記念物	南信濃小道木・大島他 奈良時代初期（710年代）に発生した土石流により遠山川が堰き止められ、水中・土砂中に埋もれた原生林とその倒木の包蔵地2区域と、採取された標本樹2本である。
ギフチョウ (卵・幼虫・さなぎ・成虫)	H1.1.31	飯田市天然記念物	アゲハチョウ科の日本固有種で、桜の咲く頃に出現する。幼虫はヒメカンアオイ・ウスバサイシンを食す。市内生息のギフチョウは翅紋の黒帯が広いという形態的な特徴がある。
嵯峨坂 ざぜん草自生地	H7.10.18	飯田市天然記念物	サトイモ科の多年草で、湿地を好み早春に花をつける。本件は市内最大の自生地で、500株余りが自生する。

中央構造線 程野露頭	H30.12.14	飯田市天然記念物	上村 16-47 中央構造線の露頭で、水平・垂直方向のズレを観察することができる。破碎帯の状況は活断層であることを示している。
中郷流宮岩	H30.12.14	飯田市天然記念物	上村 413-3 御池山付近から崩落してきた巨大な岩塊で、褶曲構造をはっきり見ることができる。2億年以上前に遠洋で堆積した地層が、3000m級の赤石山脈に成長する過程を身近に観察することができる。

○希少野生動植物の指定状況（長野県希少野生動植物保護条例）

(1) 維管束植物

指定希少野生動植物 52 種

センジョウデンダ、トヨグチウラボシ、カザグルマ、オキナグサ、シラネアオイ、エンビセンノウ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ、シラヒゲソウ、タヌキマメ、ハナノキ、ルリソウ、ツキヌキソウ、ツツザキヤマジノギク、ヤマタバコ、ホソバナシバナ、ヒメカイウ、ウラシマソウ、シライトソウ、ミカワバイケイソウ、ササユリ、ヤマユリ、ハナゼキショウ、ヒメシャガ、コアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、サギソウ、ミズチドリ、トキソウ、ヤクシマヒメアリドオシラン、サワラン、キリガミネアサヒラン、カヤラン、モミラン、ユウシュンラン、ヤシャイノデ、ウロコノキシノブ、ツクモグサ、トガクシソウ、タデスマレ、シナノコザクラ、コマウスユキソウ、アツモリソウ、ホテイアツモ、リクマガイソウ、イワチドリ、キンラン、ヒメホテイラン、ホテイラン

うち特別指定希少野生動植物（14 種）

ヤシャイノデ



ウロコノキシノブ



ツクモグサ



トガクシソウ



タデスマレ



シナノコザクラ



コマウスユキソウ



アツモリソウ



ホテイアツモリ



クマガイソウ



イワチドリ



キンラン



ヒメホテイラン



ホテイラン



(2) 脊椎動物

指定希少野生動植物（9種）

クビワコウモリ（ほ乳類）、ヤイロチョウ（鳥類）、クマタカ（鳥類）、ライチョウ（鳥類）、ハクバサンショウウオ（両生類）、アカイシサンショウウオ（両生類）、シナイモツゴ（魚類）、イヌワシ（鳥類）、ブッポウソウ（鳥類）

うち特別指定希少野生動植物（2種）

イヌワシ(鳥類)

ブッポウソウ(鳥類)



(3) 無脊椎動物

指定希少野生動植物（5種、12亜種及び2地域個体群）

オオルリシジミ、タカネキマダラセセリ（南アルプス亜種）、クモマツマキチョウ（南アルプス八ヶ岳連峰亜種）、ミヤマモンキチョウ（浅間連山亜種）、タカネキマダラセセリ（北アルプス亜種）、オオイチモンジ、ゴマシジミ（本州中部亜種）、ゴマシジミ（八方尾根・白山亜種）、タカネヒカゲ（北アルプス亜種）、アサマシジミ（中部高地帯亜種）（ヤリガタケシジミ）、アサマシジミ（中部低地帯亜種）、クモマツマキチョウ（北アルプス・戸隠亜種）、ミヤマモンキチョウ（北アルプス亜種）、チャマダラセセリ（木曾町開田高原個体群）、ヒメヒカゲ（岡谷市・塩尻市個体群）、フサヒゲルリカミキリ、ミヤマシロチョウ、タカネヒカゲ（八ヶ岳亜種）、アカハネバッタ

うち特別指定希少野生動植物（3種及び1亜種）

フサヒゲルリカミキリ

ミヤマシロチョウ

タカネヒカゲ
（八ヶ岳亜種）

アカハネバッタ



※長野県希少動植物パンフレットより引用

○景観形成指定状況

(1) 名勝（国指定）

名称	所在地	選定年度	指定基準に示された名勝地の種類及び構成要素
天龍峡	川路・龍江	S 9	渓谷・瀑布・溪流・深淵

(2) つなぐ棚田遺産（農林水産省認定）

名称	所在地	認定年度
よこね田んぼ	飯田市千代	R4

(3) かおり風景 100 選（環境省選定）

名称	選定年度	かおりの源	季節
飯田りんご並木	H13	りんごの花と実	春、秋

(4) 景観育成住民協定(長野県指定)

地区	認定年度	主な内容
育良町	H5	建築物の形態等の基準、自動販売機の設置基準
羽場町	H6	建築物の形態等の基準、看板と自動販売機の制限
名古熊地区	H7	建築物の形態等の基準、屋外広告物の設置基準

(5) 景観育成団体（飯田市認定）

団体	認定年度	主な内容
育良町まちづくり委員会	H20.3	景観形成住民協定を締結している団体
羽場町景観形成住民協定委員会	H20.3	景観形成住民協定を締結している団体
鼎名古熊地区景観形成住民協定運営委員会	H20.3	景観形成住民協定を締結している団体
飯田市川路まちづくり委員会	H22.4	景観育成特定地区の団体

(6) 景観育成推進地区（飯田市認定）

団体	認定年度	主な内容
座光寺地区	H22.3	景観の育成を目的とした屋外広告物に関するルール、住宅等を建築する時のルールを有する地区
上郷地区	H30.3	宅地内の雨水の流出抑制と有効利用を図るとともに、景観の育成を目的とした建築物の建築または工作物の建設に関するルール、屋外広告物の設置に関するルールを有する地区

(7) 景観整備機構（飯田市指定）

団体	認定年度	主な内容
公益社団法人長野県建築士会	H22.3	景観の育成に関する業務を行う社団法人

脚注一覧表

ア行

アダプトシステム:地域住民や企業等が自ら公共の道路や河川敷の管理・美化に参加するシステム。

いいだ未来デザイン 2028:飯田市第6次総合計画。8つの目指すまちの姿の実現に向けて市民、地域、事業者、団体、NPO、行政等、各々の立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジしていくための指針。

ウォームシェア:冬に暖房を控えて、みんなで暖かい場所に集まり、エネルギーを節約すること。

エコドライブ:燃料を無駄に使わず、環境にやさしい運転をすること。

エシカル消費:環境や社会に配慮して、物を買ったり使ったりすること。

カ行

外来種被害予防三原則:環境省が提唱する、『悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「入れない」「捨てない(逃がさない、放さない)」「拡げない(増やさない)』という侵略的外来種による被害を予防するための3つの原則。

環境アセスメント:開発が環境に与える影響を事前に調べること。

環境共生住宅エリア:リニア中央新幹線長野県駅建設及び駅周辺広場の整備に伴う移転者にあっ旋した代替エリア。

環境マネジメントシステム:組織が環境に配慮した活動を効率的に行うために、計画・実行・評価・改善のサイクルに基づいて環境対策を管理する仕組み。

気候変動:温室効果ガスの増加により地球の気温や異常気象や海面上昇、生態系への影響を引き起こす。

クーリングシェルター:暑さ対策として一時的に涼むことができる場所や

施設。

クールシェア:夏に冷房を使わず、涼しい場所でみんなと一緒に過ごしてエネルギーを節約すること。

クールシェアスポット:暑い時期に冷房の効いた場所を共有し、エネルギーを節約しながら涼むことができる場所や施設。

グリーンインフラ:自然環境や生態系を活用し、都市のインフラを構築すること。雨水の浸透を促す緑地や、都市の温暖化を防ぐための植樹等が含まれる。

グローバル・ストックテイク (GST) :パリ協定に基づいて定められたプロセスであり、気候変動対策における世界全体での進捗を定期的に評価する仕組み。

コージェネレーションシステム:発電と同時に発生する排熱を有効活用することで、エネルギーの総合効率を高めるシステム。

固定価格買取制度:再生可能エネルギーで発電した電気を一定期間、固定価格で買い取る仕組みであり、再生可能エネルギーの普及を促進するための政策。

コベネフィット:1つの取組が複数の良い結果をもたらすこと。たとえば、環境保護と地域活性化の両方を同時に達成することを指す。

昆明モントリオール生物多様性枠組:2022年12月に定められた、生物多様性に関する国際的な枠組。生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現が掲げられている。

サ行

サーキュレーター:部屋の空気を効率よく動かすことを目的とした電化製品。

3R:ごみを減らし、再利用や再資源化する取組。

酸性雨:大気中の汚染物質が雨に溶け込み、酸性の雨になる現象。

循環経済（サーキュラーエコノミー）:環境への負荷を軽減しながら経済成長を目指すための重要なアプローチ。

食品ロス:食べられるのに捨てられてしまう食べ物を指す。

信州プラスチックスマート運動:長野県が推進しエイルプラスチックごみの削減と環境への負荷を軽減するための運動。

水平リサイクル:使用済み製品を再資源化し、同じ種類の製品として再利用するリサイクルの方法。

スマートムーブ:自動車の利用を減らし、公共交通機関や自転車を活用するエコな移動方法。

生物多様性:地球上の多様な生物種とその生態系の豊かさをさし、生態系の安定や人類の生活基盤に重要な役割を果たしている。

ゼロカーボンシティ:二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指した都市。

タ行

地域環境権条例:「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の通称名。

地域猫活動:飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、エサやりや糞尿の管理・清掃等を住民主体で行う活動。

地域マイクログリッド:特定のエリアで独立して運用ができる小規模な電力供給ネットワーク。

デマンドコントロール:電力需要のピーク時に電力の使用量を抑えるための管理や制御を行う仕組み。

デマンドレスポンス:電力の需要量を供給量に合わせる手法のこと。

ナ行

ネイチャーポジティブ:生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せること。

熱中症警戒情報:熱中症の危険性に対

する気付きを促すものとして、都道府県内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数が 33（予測値）に達する場合に発表するもの。

熱中症特別警戒情報:都道府県内において、すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数が 35（予測値）に達する場合等に発表するもの。

燃料電池車:水素を燃料として燃料電池で電気を作り、その電気でモーターを動かして走行する自動車。

ハ行

パリ協定:2015 年にフランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された、気候変動に関する国際的な枠組み。

フードマイレージ:食べ物が生産地から消費地までどれだけの距離を運ばれたかを示す指標。移動距離が長いほど環境への負荷が大きい。

プラグインハイブリッド電気自動車:ガソリンエンジンと電気モーターの両方を搭載し、かつ外部から電気を充電できるハイブリッド車。

プラネタリー・バウンダリー:地球が許容できる環境の限界。この限界を超えると、地球の環境は大きく変化し、自然のバランスが崩れてしまう危険性が高まる。

マ行

マイクロ水力発電:小規模な河川や農業用水を利用して発電する技術。地域レベルで活用できる再生可能エネルギーの一つ。

マルチベネフィット:1つの取組や政策が複数の利益や効果をもたらすこと。

ムトス:当市のまちづくりの合言葉。広辞苑などに載っている言葉「むとす」を引用したもので、「…しようとする」という意味が込められており、行動への意志や意欲を表す言葉のこと。

ワ行

ワットチェッカー:電化製品等が使用している電力（ワット数）を測定するための計測器。

アルファベット

BCP:災害や事故が起きたとき、事業を続けられるようにする計画。

DX:デジタル技術を駆使して、業務や社会全体の仕組みを革新し、付加価値を生み出すこと。

ESD:持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)の略。環境保全、社会的公正、経済の持続可能性を含む幅広いテーマであり、未来に向けた責任ある行動を促す教育。

ESG 金融:「Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス)」の3つを考慮した投資や融資活動。持続可能な企業経営を促進する手段。

GHG (温室効果ガス):大気中に存在し、地球の表面から放出される赤外線 (熱) を吸収して、地球を暖める効果を持つガスの総称。

GX (グリーントランスフォーメーション):温室効果ガスの削減や再生可能

エネルギーの導入、エネルギー利用の効率化等を通じて、持続可能な社会を実現しようとする取組。

J-クレジット:温室効果ガスを減らしたことを、取引できるようにしたもの。

OECM: Other Effective Area-based Conservation Measures (その他の効果的な地域ベースの保全措置)の略。保護地域外での生物多様性保全に役立つエリアや手法を指す。

PM2.5:空気中に浮かぶ非常に小さい粒子。健康に悪影響があることがある。

V2H:電気自動車に蓄えた電力を家庭に供給するシステムであり、非常時の電源利用や電力ピークの削減等にも寄与する。

V2B:電気自動車に蓄えた電力をビルや施設に供給するシステム。

ZEH:「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略で、家庭で使用するエネルギーと太陽光発電等で創るエネルギーの収支をゼロにする住宅。

ZEB:「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。



長野県飯田市
市民協働環境部 環境課・ゼロカーボンシティ推進課
〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534
TEL 0265-22-4511